

倉吉市地域福祉推進計画

—第4期計画—

(地域福祉計画・地域福祉活動計画)



平成 31 年 3 月

倉吉市・倉吉市社会福祉協議会

第4期地域福祉推進計画 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	7
4 住民参加による計画の見直し.....	7
5 本計画の基本的な考え方.....	8
6 計画を進めるための役割.....	9
7 地域福祉活動を進めるための生活圏域.....	10
第2章 倉吉市の現状と課題	12
1 倉吉市の現状等について.....	12
2 第3期計画の検証.....	37
第3章 計画の基本的な考え方	44
1 基本理念・基本原則.....	44
2 重点的な取組み（重点課題）.....	45
3 基本目標.....	46
4 計画の体系.....	47
第4章 具体的な取組み	51
基本目標Ⅰ 地域福祉に関する活動への住民の参加促進	51
1. 小地域福祉活動の推進	51
①地区を単位とする新たな福祉・防災推進のためのネットワークづくり.....	51
②地区を単位とする相談・情報提供体制の確立.....	54
③地区を単位とする福祉・防災活動の充実.....	55
④自治公民館・集落における福祉・防災活動の促進.....	56
2. ボランティア・市民福祉活動の推進	59
①ボランティアセンターの機能強化.....	59
②市民福祉活動の促進.....	60
3. 人権・福祉学習・担い手づくりの推進	61
①学校と当事者・地域の連携による人権・福祉学習の協議の場づくり.....	61
②子どもを対象とする人権・福祉学習の充実.....	62

③地域を対象とする人権・福祉学習の充実	63
4. 地域福祉推進の基盤強化	65
①倉吉市社会福祉協議会の基盤強化	65
②新しい財源づくりの推進	66
基本目標Ⅱ 福祉サービスの適切な利用の促進	67
1. 包括的支援体制の構築	67
①相談支援体制の充実	67
②高齢、障がい及び子育て支援等の分野を越えたサービスの展開	70
③権利擁護機能の強化	71
④情報提供体制の充実	72
基本目標Ⅲ 地域福祉の推進に向けた環境づくり	73
1. 社会福祉法人・福祉事業所の地域における公益的な取組みの推進	73
①社会福祉法人・福祉事業所の地域における公益的な取組みの推進	73
2. 企業・団体の地域における公益的な取組みの推進	75
①企業・団体の地域における公益的な取組みの推進	75
第5章 計画の推進に向けて	76

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市においては、昭和60年をピークに人口が減少し続け、平成29年には65歳以上人口比率33.1%に対し、14歳未満人口比率12.6%と、少子・高齢化の進行が顕著です。

また、核家族化の進展で、世帯数は毎年増加しており、1世帯当たりの人員は減少しています。

一方、単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯は増加傾向にあり、認知症や病気による家族の介護は困難になっており、福祉サービスの役割が極めて重要になっています。

しかし、介護・医療職といった人材の不足により、医療機関や介護施設等でサービスを受ける事ができない状況も出てきており、公的サービスだけでは支援を必要とする人の生活を支えきれない状況になりつつあります。

さらに、地域活動を担う人の高齢化や地域におけるつながりの希薄化による担い手の不足や、ひきこもり等制度の狭間にあるケース、地域や福祉サービスにつながらず孤立しているケース等、新たな課題が顕在化しています。

平成28年10月に発生した鳥取県中部地震では、住家の約半数が被災し、2,000人余りの市民が避難所へ避難するという大規模な災害を経験しました。この経験により、隣近所の支え合いの大切さやボランティアの底力など、互助、共助の大切さを実感し、有事の際の要支援者の避難等について、地域住民、行政、事業者等の連携による体制づくりの大切さを学びました。

私たちだれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいと願っています。人と人とのつながりを大切にし、個人や地域が抱える生活課題を地域住民相互で支え合いながら解決していく力（地域力）を高め、課題解決に向けて市民、地域、行政が一緒になって取り組む「地域福祉」の考え方に基づき、第4期計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

社会福祉法において、地域住民は地域の課題を把握し、関係機関と連携をとり、お互いに助け、助けられる仕組みづくりに努めなければならないものとされています。

現在、少子高齢・人口減少等の社会構造の変化の中で、地域住民等が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりが生きがいのある暮らしができる地域を共に創っていくことのできる「地域共生社会」を実現することが必要です。実現のためには、他人事を我が事として考える地域住民主体の課題解決力の強化と、課題を丸ごと受け止める包括的な支援体制の整備が不可欠です。

また、高齢者の医療、介護、生活支援等を包括的に提供し、住み慣れた場所で安心して暮らし続けられる地域をめざす為の地域包括ケアを、障がいのある人、子どもの分野にも広げ充実させる事が必要です。

※1 8050問題や※2 ダブルケア、生活困窮など制度の狭間にある人に気づき、支え合う体制整備が市町村に求められています。地域住民と行政、各団体、事業所等の幅広い連携の下、福祉のまちづくりに地域の主体性が重要です。

※1 8050問題…「80」代の親が「50代」の子どもの生活を支えるという問題

※2 ダブルケア…親の介護と子育てを同時に担うという問題

こうした背景を踏まえ、社会福祉法の一部改正が行われ、地域においては、住民が抱える課題を把握し、関係機関と連携し解決に努めることとされ（法第4条）、行政の役割として、地域住民が交流を図ることができる拠点の整備や人材育成のための研修の実施など、地域住民や支援関係機関と相互の協力により包括的な支援体制を整備するよう努めるものとされています（法第106条の3）。

また、法第109条に定める民間の自主的な組織である市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的な役割を果たす民間団体として、重要な役割を担っています。

地域福祉活動計画は、地域社会にある福祉問題や課題を解決するため、住民、民間団体の取り組む活動を市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会が中心となり計画化していくもので、本市では、法第107条に基づき策定する地域福祉計画を、地域福祉活動計画と一体化し「倉吉市地域福祉推進計画」として策定するものであり、計画の策定と実施を通して地域共生社会をつくりあげていくものです。

また、図1は、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための包括的支援体制のイメージ図です。

住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりの構築について書かれており、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ【1】や、「丸ごと」受け止める場の設置【2】などを住民に身近な圏域において整備していくことが特徴で、それを福祉、保健、医療、教育分野等の関係機関がバックアップする【3】イメージ図であり、今回策定する地域福祉計画において、こうした要素を具体化し、計画に明記することが必要になっています。

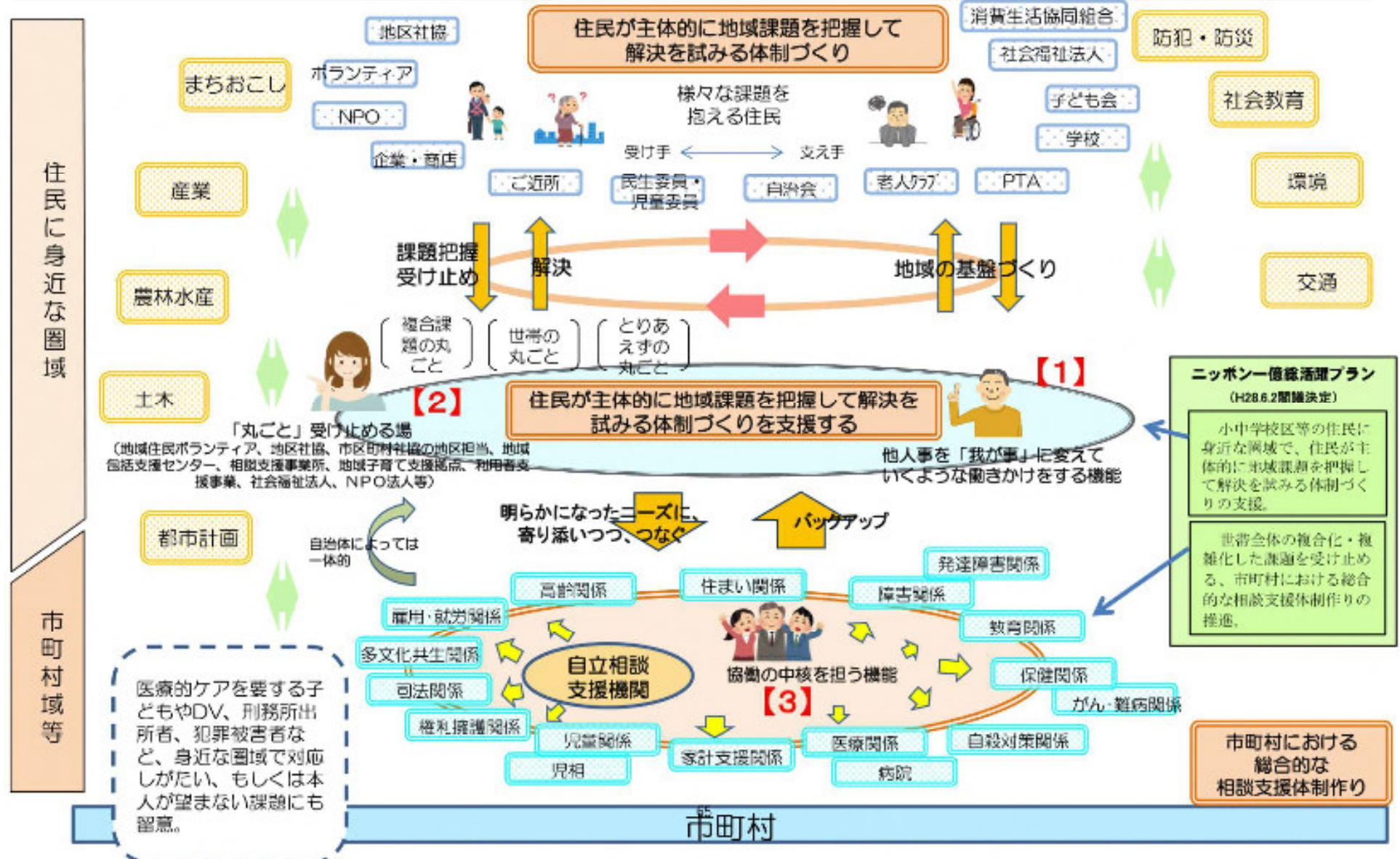
子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も全ての人が一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り高め合う「地域共生社会」の実現に向けて、より一層地域福祉を推進し、だれもがいきいきと自分らしく暮らせるまちをつくっていくための行動計画として位置づけます。

※「障がい」表記の取り扱い

「障害」の「害」の字には否定的な意味があり、共生社会の実現を推進する観点から、本市では、「障害」を「障がい」と表記することとしています。「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合はひらがな表記とし、法令や法令に基づく制度の名称や他機関が作成し公開されている資料をそのまま引用する場合などの漢字表記や固有名称はそのまま漢字表記としています。

図 1

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



(資料) 厚生労働省

社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

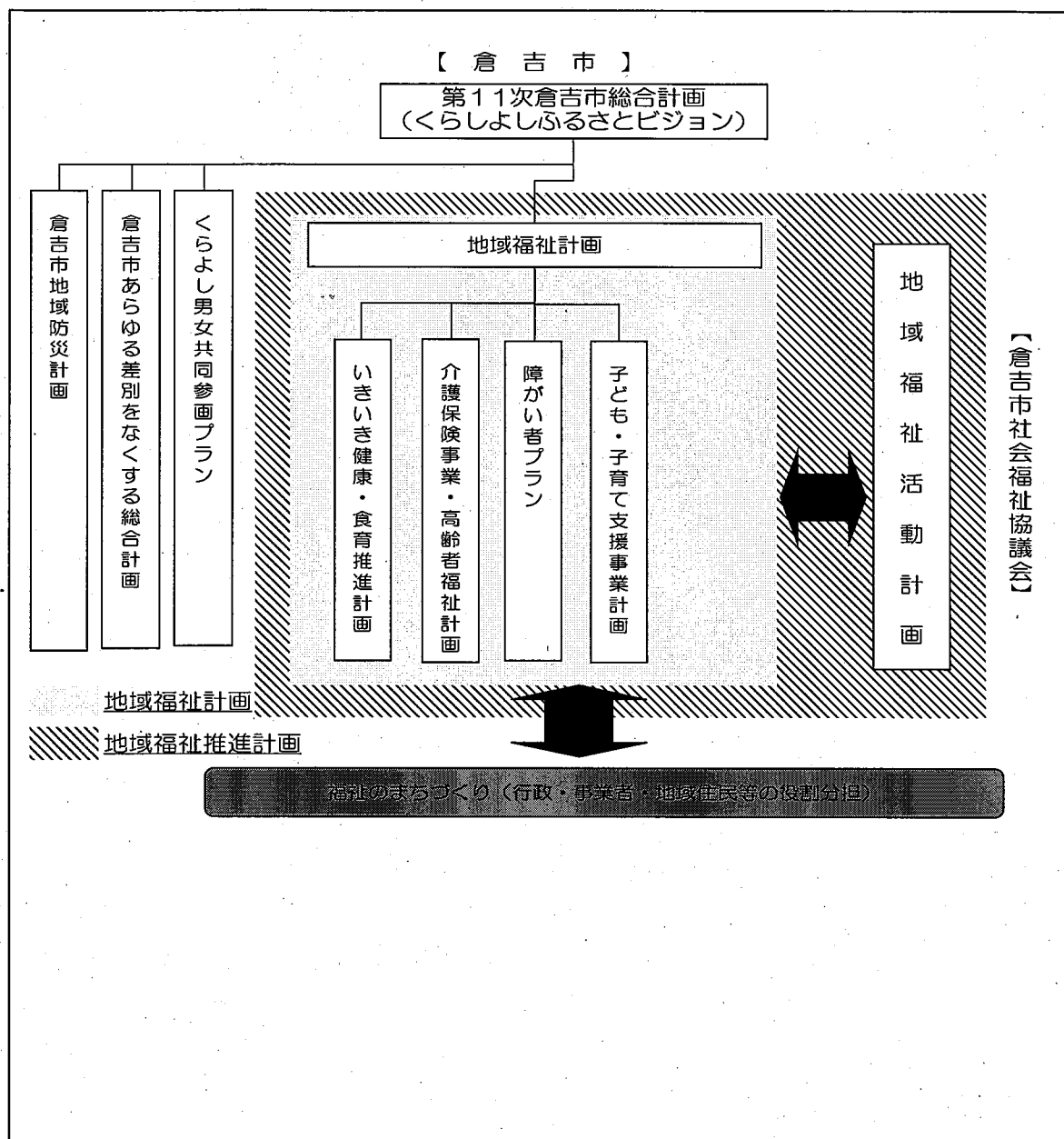
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

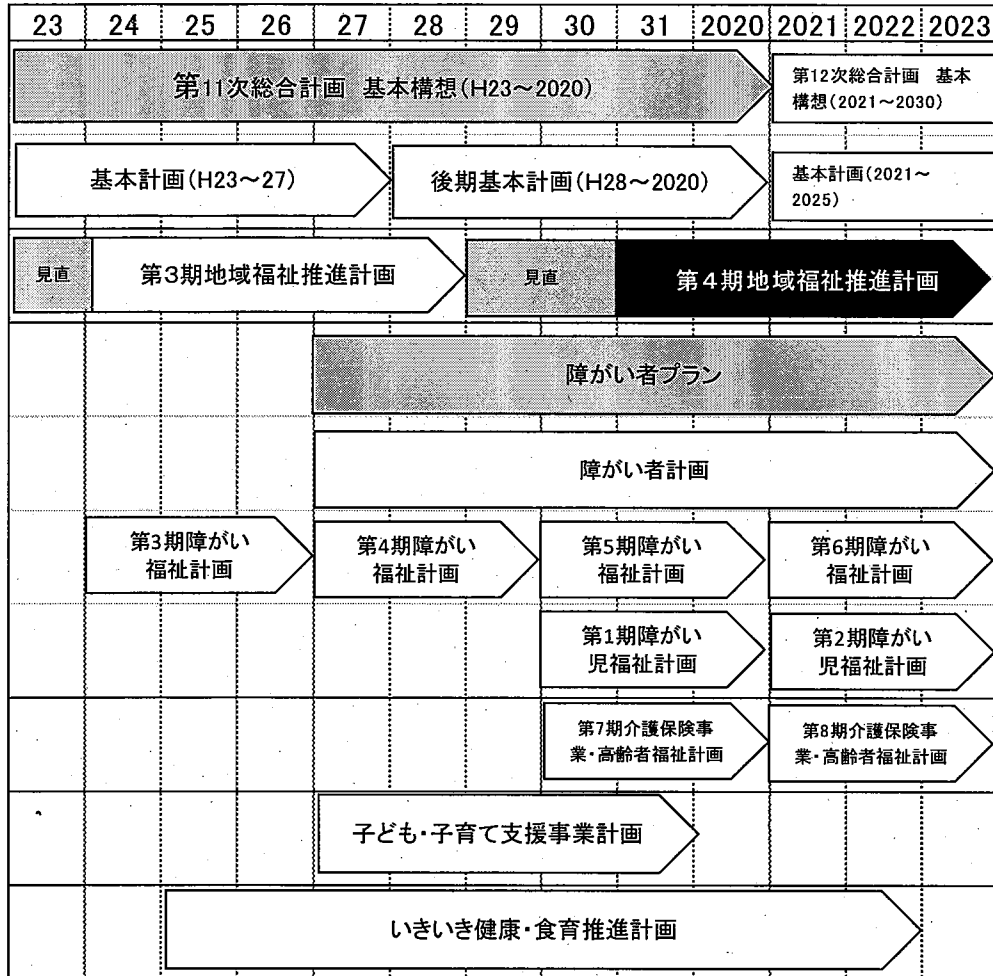
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

本計画は、第11次倉吉市総合計画における「いつまでも健やかに過ごせるまち」の実現に向け、個別計画として策定されている「いきいき健康・食育推進計画」「介護保険事業・高齢者福祉計画」「障がい者プラン」「子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として、保健、介護、福祉分野の個別計画を横断的につなぎ、福祉サービスを効果的・効率的に提供することを目指しています。



3. 計画の期間

第4期計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までとします。計画は5年ごとに見直しを行って次の5年間を見込み、より暮らしやすい地域づくりに向けて取り組んでいきます。次の見直しは2023年に行います。



4. 住民参加による計画の見直し

計画に広く関係者や市民の意見を反映させるため、さまざまな分野で福祉活動に取り組んでいる人や、公募により参加した人で組織する「倉吉市地域福祉推進計画策定委員会」を設置したほか、市民意識調査や地区懇談会等でのアンケート、素案を公開しての意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

この計画は、懇談会、パブリックコメントで出された意見や話し合われた内容等をもとに策定委員会で協議検討し策定したものです。

また、この計画の策定にあたり、市の関係部局及び市社会福祉協議会の職員で事務局を組織し、協議検討を重ねて取り組みました。

5. 本計画の基本的な考え方

本計画では、①「自助」、「互助・共助」、「公助」がきめ細かく補完しあう福祉のあり方をデザインすること、②^{※1}ノーマライゼーションと^{※2}社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を実現するという大きな目的として示します。

そこで、①・②の目的をより効果的に遂行するため、市の計画である「地域福祉計画」と、市社協が中心となって進める「地域福祉活動計画」を一体的に策定した「倉吉市地域福祉推進計画」として公・民協働の計画づくりを進めました。

ゆえに、本計画は、公・民計画の双方が、理念や目標を共有したうえで、個々の役割分担を構想している点が大きな特徴だと言えます。

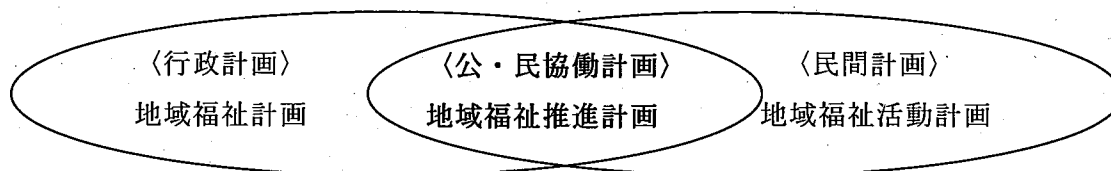


図 地域福祉推進計画の基本的な性格

※1 ノーマライゼーション…1950年代に始まったデンマークの知的障がい児・者の親の会の運動から生まれた考え方。障がいがあるというだけで本人の意志と無関係に家族から引き離され、大規模な施設に隔離されて暮らすことを強いられていた当時の処遇のあり方に異を唱え、障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で平等に暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとした。こうした考え方は、「完全参加と平等」を掲げた国連の国際障害者年（1981年）を機に世界的に広まり、自己決定の尊重を基本としつつ施設中心から在宅福祉サービスや地域ケアを中心とする福祉へと社会福祉・社会保障の方針転換を導くとともに、就労支援やバリアフリー化の推進等によって福祉サービスを必要とする人々の社会参加・自己実現を促すことも重要な課題となっている。

※2 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）…1980年代からヨーロッパを中心に広まり始め、2000年代に入ると日本でも重視されるようになった考え方。貧困等の社会問題が長期化・深刻化する一方で、従来の社会保障制度の効果が疑問視されるようになるなか、様々な問題の要因を社会の諸制度やコミュニティからの排除（社会的排除）によるものととらえ直し、社会的排除・社会的孤立を克服して社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を実現することが目指されるようになった。これにより、近年では生活に困窮する人々へのきめ細やかな就労支援や孤立状態にある人々のコミュニティ活動への参加支援等を通じて一人ひとりに合った居場所と役割を創出するなど、人と社会の関係を再構築することが重視されるようになってきている。

6. 計画を進めるための役割

(1) 行政の役割

福祉に関わるさまざまな制度はだれでも必要なときに利用でき、生活を適切に支援し、豊かにするものでなくてはなりません。そのために、行政は、計画立案、公的サービスの提供、相談や情報の提供等必要な体制を整備するとともに、市社会福祉協議会や関係機関等とネットワークをつくり、市民と共により良質な福祉行政が展開できるよう努めていきます。

また、住民の生活課題解決に向けて、縦割り制度の弊害を克服しながら、教育、防災、人権等、他部署との連携を図り、各種サービスを提供していきます。

さらに、今後計画を推進していくうえで、拠点の整備や人材育成のための研修の実施など、民間のさまざまな活動を側面的に支援します。

(2) 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりに向けて、地域福祉の推進を図ります。市民の理解と協力のもとに、市民が主体となって、ともに助け合い、支え合うことができる地域づくりを展開していきます。

また、日々の暮らしの中で支援を必要とする人が、地域の中で自立して自分らしい生活を送ることができるよう、住民組織・行政・福祉・保健・医療・教育等の関係機関、団体ときめ細かなネットワークを築き、連携を図ります。

些細なことでも何か困ったことがあれば、ご近所で気軽に声をかけ、支え合える温かい人と人との関係をつくるため、小さな単位での住民福祉活動の活性化を図り、安全で安心なまちづくりに努めていきます。

(3) 市民の役割

市民は、まちづくりの主体としての自らの責任と役割を自覚し、積極的に地域福祉の推進に参画するよう努めることが必要です。

行政サービスや制度は、市民が適切に利用することで、生活を支え豊かにし、生きた制度となっていきます。市民が制度についてよく知り、希望する生活や目標に向けて、サービスを提供する人たちと話し合い、利用していくことが大切です。

また、行政サービスや制度だけでは生活のすべてを補うことはできません。当事者団体やNPO、ボランティアなどが行う活動や、地域住民で組織された地区社会福祉協議会などが行う住民福祉活動、隣近所で行う助け合いや心づかいが、心豊かで安心した生活を築いていきます。地域福祉を進めるために、行政の行う施策と合わせて、市社会福祉協議会と市民が主体的に取り組む地域に合わせた柔軟な事業や活動を展開していく必要があります。

(4) 事業所・企業の役割

福祉・保健・医療のサービスを提供する事業所は、高齢者、障がい者、児童等利用者の自立に向けて、利用者の立場に立った質のいいサービスの提供に努めなければなりません。そして、地域に根ざした事業所として、事業所間でネットワーク化を図り、当事者団体やNPO、ボランティアなどと連携して、地域福祉推進のリーダー的役割を積極的に果たしていくことが必要です。

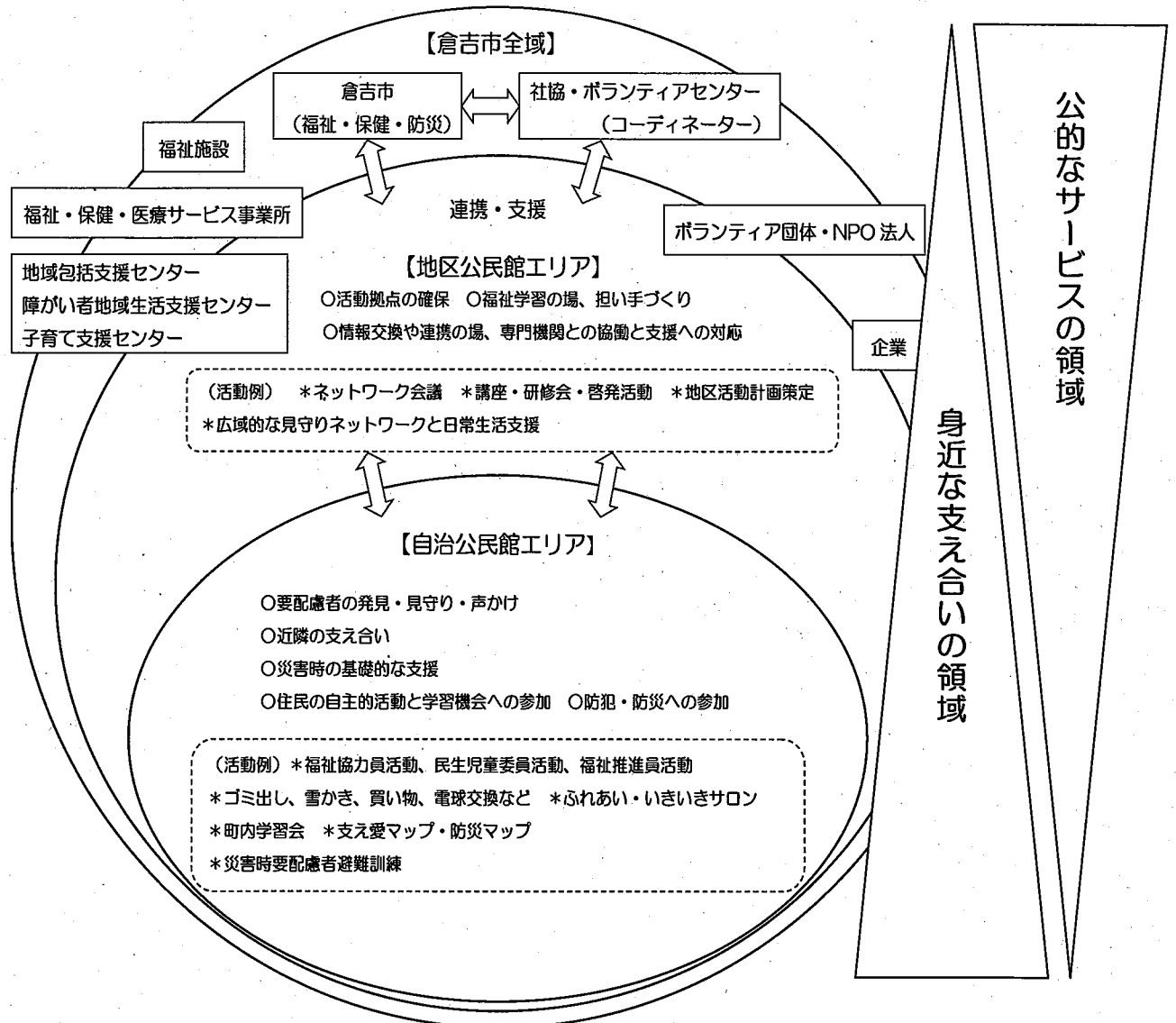
そして、すべての事業所や企業は、事業を通してよりよい社会づくりを推進するとともに、地域社会の一員として、次代を担う子どもたちの育成や子育て・家族の介護など家庭生活を支援する職場環境の整備や社会貢献活動に積極的に努める事が求められています。

7. 地域福祉活動を進めるための生活圏域

現在、本市では、隣近所、班、自治公民館といった住民に身近な圏域から、地区、市全域にかけて様々な地域福祉の取り組みが行われています。例えば、住民に身近な圏域においては、住民同士や民生児童委員等による要配慮者の見守りや自治公民館におけるサロン活動、地区においては、地区社会福祉協議会や各事業所における広域的な見守りや福祉学習、担い手づくりのための研修など、市全域においては、各福祉サービスの提供やより専門的な支援を行っています。

本計画は、それぞれの圏域における取組みをさらに強化していくことと、地域福祉活動では、地域に生活する住民にしか見えない生活課題や、近隣でなければ早期発見しにくい課題への対応が重要になってくるため、特に小地域と言われる隣近所から地区のエリアでの地域共生社会の実現に向けた活動の強化を目指しています。

地域福祉を推進するためのネットワークのイメージ図



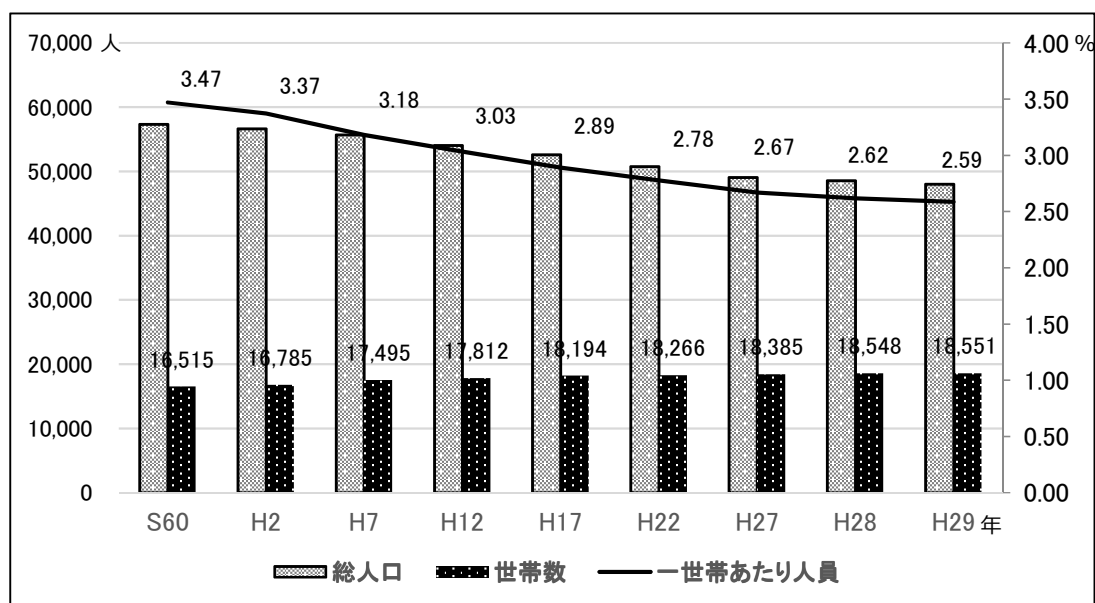
公的なサービス＋身近な支え合い＝日常生活の質の向上

第2章 倉吉市の現状と課題

1. 倉吉市の現状等について

(1) 総人口の推移（昭和60年～平成29年）

本市の人口は、昭和60年以降は減少傾向にあり、1世帯あたりの人員も一貫して減り続け、平成2年の3.37人/世帯から平成29年2.59人/世帯となっています。一方で世帯数は増加している

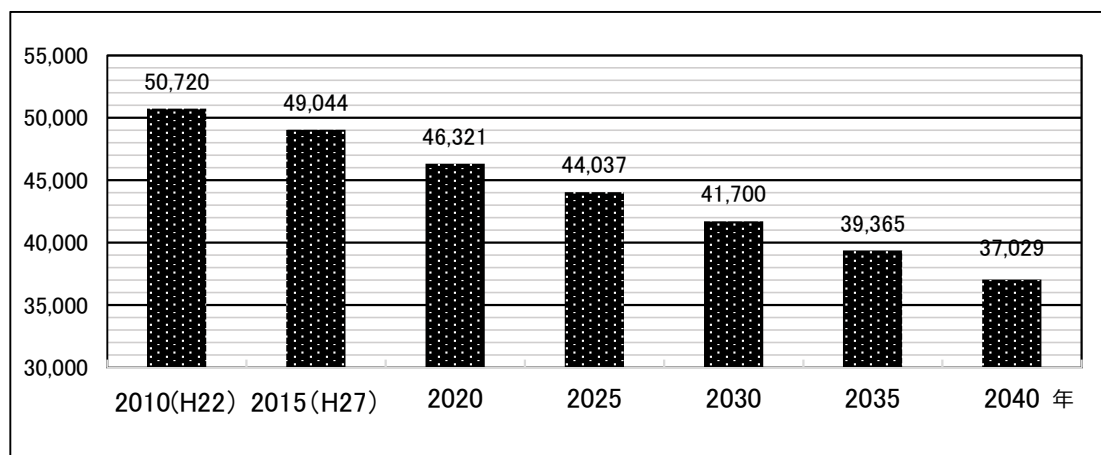


	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H28	H29
倉吉市	52,351	51,834	51,107	49,711	52,592	50,720	49,044	48,558	47,980
関金町	4,955	4,768	4,562	4,316	-	-	-	-	-
合計	57,306	56,602	55,669	54,027	52,592	50,720	49,044	48,558	47,980

(資料) 総務省国勢調査 (S60年～H27年) 鳥取県人口動態統計 (H28年～H29年)

(2) 人口推計（2010（平成22）年～2040年）

本市の人口は、2015年（平成27年）に比べ、10年後の2025年には、約5,000人減少すると予測されています。

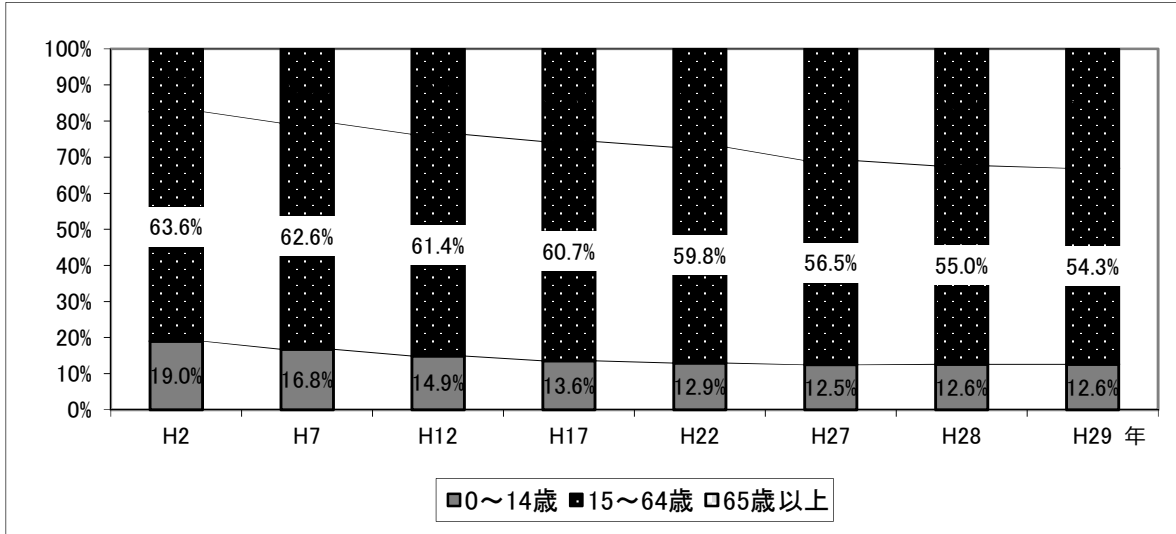


	2010(H22)	2015(H27)	2020	2025	2030	2035	2040
倉吉市	50,720	49,044	46,321	44,037	41,700	39,365	37,029

(資料) 総務省国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口

(3) 人口構成

0～14歳の年少人口割合は、平成2年に19.0%であったものが、平成29年には12.6%に、また、65歳以上の老年人口割合は平成2年に17.4%であったものが、平成29年には33.1%となり、少子・高齢化が進んでいます。

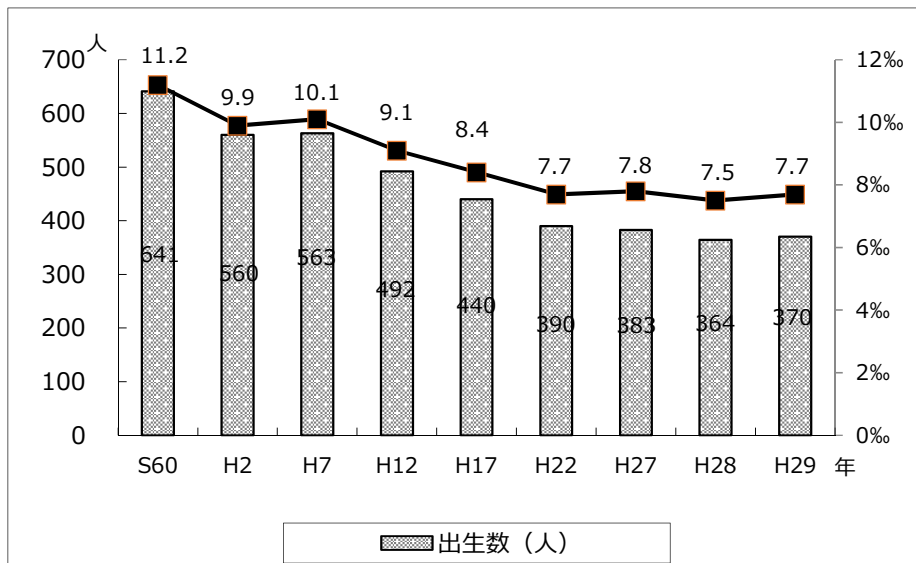


	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H28	H29
65歳以上	17.4%	20.6%	23.7%	25.7%	27.3%	31.0%	32.4%	33.1%
15～64歳	63.6%	62.6%	61.4%	60.7%	59.8%	56.5%	55.0%	54.3%
0～14歳	19.0%	16.8%	14.9%	13.6%	12.9%	12.5%	12.6%	12.6%

(資料) 総務省国勢調査 (S60～H27) 鳥取県統計課 (H28～H29)

(4) 出生数

昭和60年に11.2‰(641人)であった出生率は、平成2年には9.9‰(560人)と減少傾向が続いていましたが、平成22年からは横ばいで推移しています。

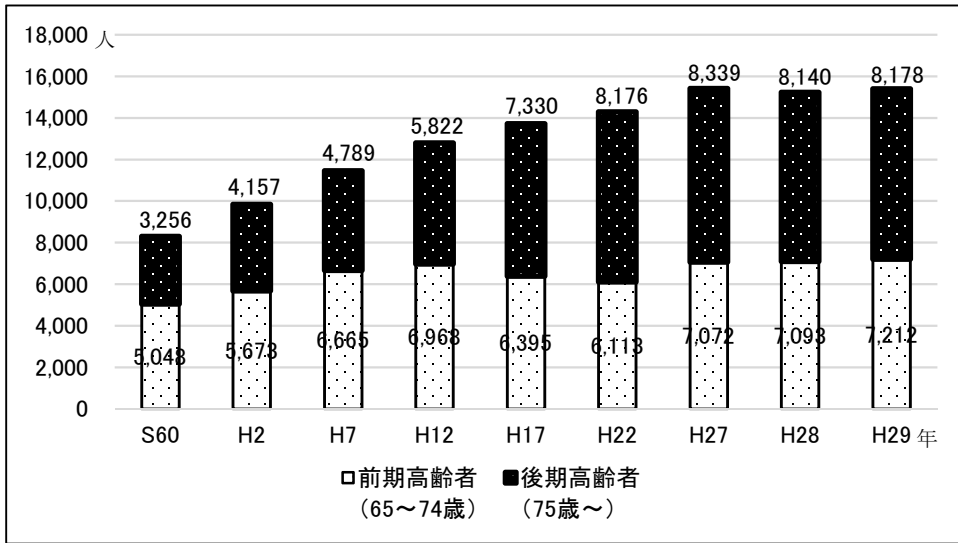


	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H28	H29
総人口	57,306	56,602	55,669	54,027	52,592	50,720	49,044	48,558	47,980
出生数	641	560	563	492	440	394	383	364	370
出生率(‰)	11.2	9.9	10.1	9.1	8.4	7.7	7.9	7.8	7.7

(資料) 総務省国勢調査 (S60～H27) 鳥取県人口動態統計 (H28～H29)

(5) 高齢者人口の推移

昭和60年に8,304人であった65歳以上の高齢者人口は、平成2年には9,830人、平成29年には15,390人と大幅に増加しています。

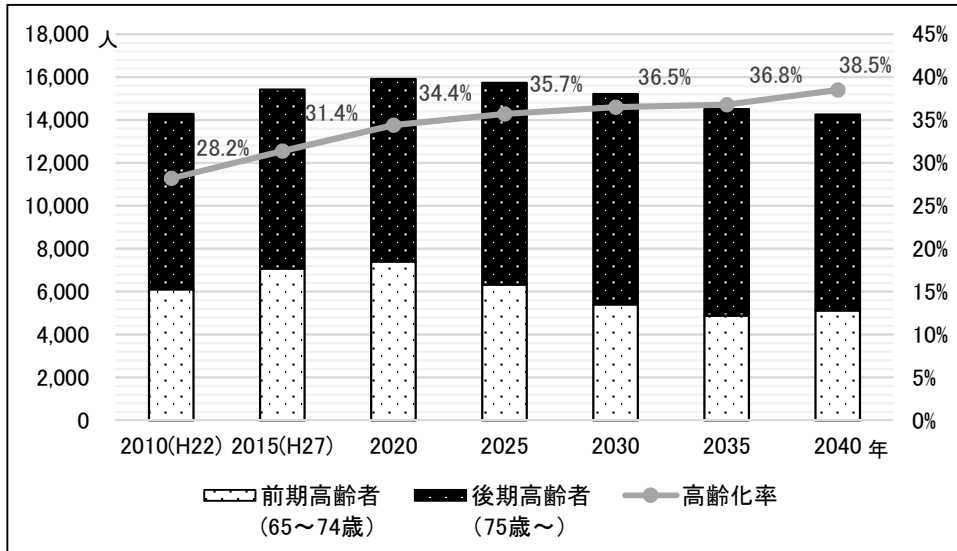


	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H28	H29
総人口(人)	57,306	56,602	55,669	54,027	52,592	50,720	49,044	48,558	47,980
前期高齢者 (65~74歳)	5,048	5,673	6,665	6,968	6,395	6,113	7,072	7,093	7,212
後期高齢者 (75歳~)	3,256	4,157	4,789	5,822	7,330	8,176	8,339	8,140	8,178
高齢者数計	8,304	9,830	11,454	12,790	13,725	14,289	15,411	15,233	15,390

(資料) 長寿社会課

(6) 高齢者人口推計 (2010 (平成22) 年~2040年)

65歳以上人口の増加は続き、2020年がピークとなり、その後減少に転じますが、高齢者人口の減少率より総人口の減少率が大きいいため、高齢化率の上昇は続きます。

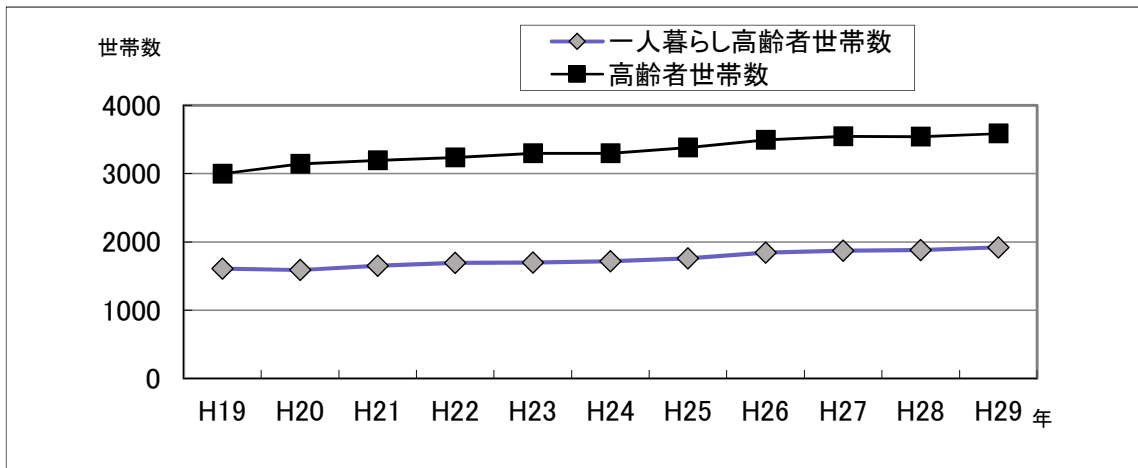


	2010 (H22)	2015 (H27)	2020	2025	2030	2035	2040
総人口(人)	50,720	49,044	46,321	44,037	41,700	39,365	37,029
前期高齢者 (65~74歳)	6,113	7,072	7,406	6,328	5,404	4,884	5,116
後期高齢者 (75歳~)	8,176	8,339	8,511	9,397	9,806	9,622	9,141
高齢者数計	14,289	15,411	15,917	15,725	15,210	14,506	14,257
高齢化率	28.2%	31.4%	34.4%	35.7%	36.5%	36.8%	38.5%

(資料) 総務省国勢調査 (H22・H27) 国立社会保障・人口問題研究所 (2020~2040)

(7) 一人暮らし高齢者・高齢者世帯数の推移

一人暮らし高齢者は平成19年度の1,611人に対して、平成29年度には1,920人と約1.2倍に増加しています。高齢者世帯も平成19年度2,998世帯に対し、平成29年度には3,586世帯と約1.2倍に増加しており、高齢者のみの世帯人口が大幅に増加しています。

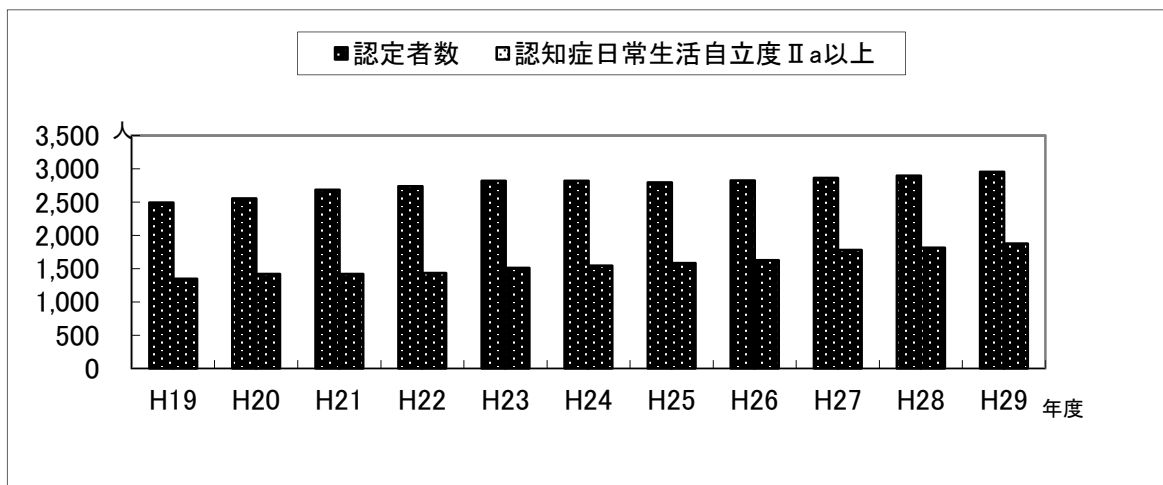


	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
高齢者世帯	2,998	3,143	3,193	3,237	3,298	3,298	3,382	3,492	3,547	3,539	3,586
うち一人暮らし	1,611	1,588	1,650	1,695	1,699	1,717	1,757	1,842	1,872	1,879	1,920

(資料) 長寿社会課

(8) 要介護認定者・認知症の推移

要介護認定者数の増加に比例し、認知症日常生活自立度Ⅱa（日常生活に何らかの支援が必要）以上の人数も増加しています。平成19年度の1,343人から平成29年度には1,875人まで増加し、要介護認定者数の約64%を占めています。



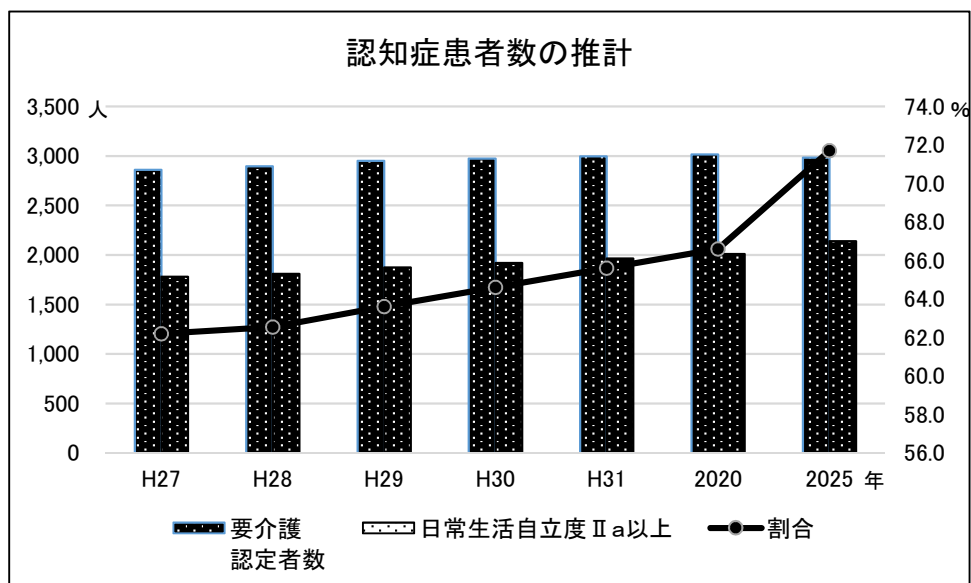
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
要介護認定者数	2,489	2,554	2,682	2,737	2,817	2,819	2,791	2,822	2,861	2,894	2,950
日常生活自立度Ⅱa以上	1,343	1,416	1,418	1,432	1,506	1,540	1,582	1,626	1,779	1,810	1,875

(資料) 長寿社会課

※高齢者世帯…65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯

高齢になるにしたがい、認知症の発症リスクが高まると言われています。

高齢者人口の増加や平均寿命が伸び続けることにより、認知症患者数がさらに増え続けるものと推測されます。今後はさらに65歳未満の若年性認知症患者数の増加も予測されるため、さまざまな対策を検討していく必要があります。



	H27	H28	H29	H30	H31	2020	2025
要介護認定者数	2,861	2,894	2,950	2,972	2,994	3,015	2,983
日常生活自立度Ⅱa以上	1,779	1,810	1,875	1,919	1,964	2,009	2,138
割合	62.2	62.5	63.6	64.6	65.6	66.6	71.7

(資料) 長寿社会課

(9) 介護予防の取組み

高齢者の地域生活を支える総合機関センターである地域包括支援センターは、市内に5か所あり、65歳以上の高齢者やその家族などを対象として、介護予防のための講演会や相談会を行っています。

一方、高齢者の介護予防教室を行うなごもう会は、介護保険を利用していない概ね65歳以上の高齢者で外出する機会が少ない人を対象に、月2回地区公民館において健康づくりの体操や仲間づくりを通して、心身機能の維持・回復を図っています。

地域包括支援センターにおける介護予防教室

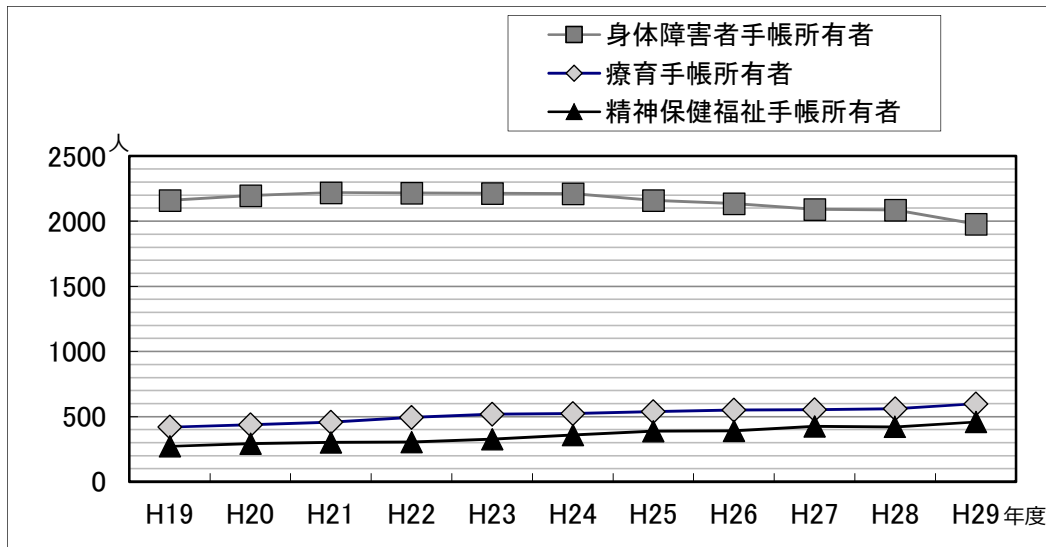
	H25	H26	H27	H28	H29
開催回数	191	265	316	249	233
参加延べ人数	3,320	4,989	5,908	4,551	3,839

(資料) 長寿社会課

※運動や栄養指導、認知症の講座など開催内容によって開催回数や参加者数にばらつきがあります。

(10) 障がい者手帳所有者の推移

身体障害者手帳は平成21年度以降、所有者数が減少していますが、療育手帳、精神保健福祉手帳は、年々所有者が増加しています。



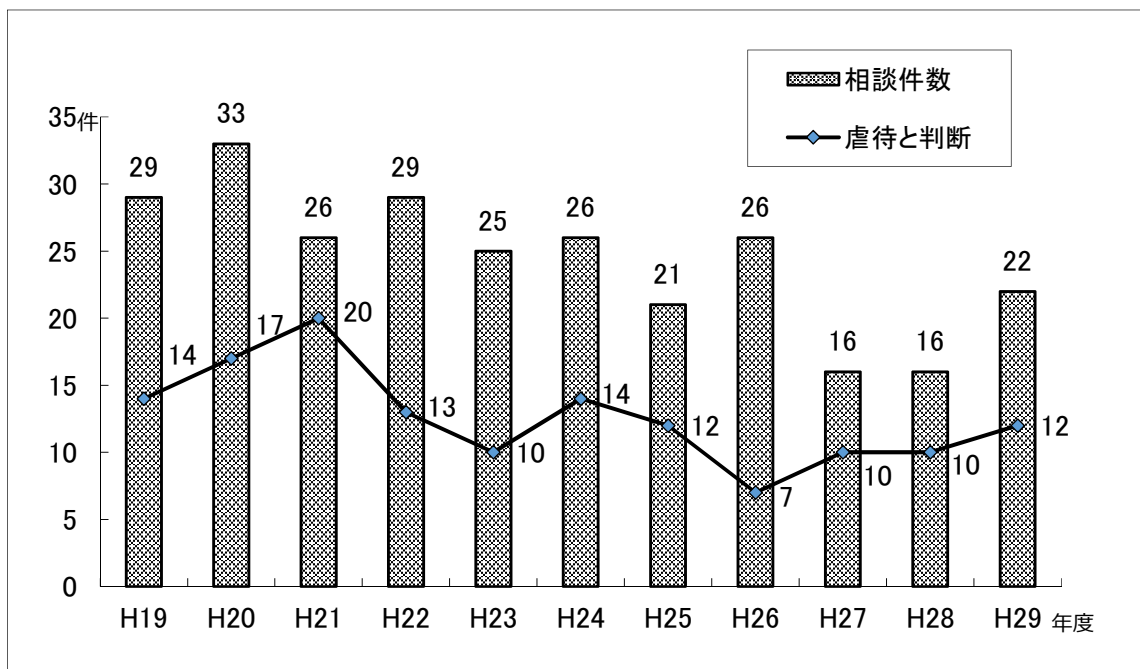
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
身体手帳	2,161	2,196	2,220	2,216	2,214	2,212	2,161	2,135	2,092	2,087	1,978
療育手帳	420	438	458	494	519	524	538	550	553	561	598
精神保健福祉手帳	272	294	303	304	328	360	388	392	426	421	459
障害者手帳所持者数計	2,853	2,928	2,981	3,014	3,061	3,096	3,087	3,077	3,071	3,069	3,035

(資料) 福祉課

(11) 高齢者虐待について

平成17年度には市高齢者虐待防止条例が、平成18年度には国の高齢者虐待防止法が施行され、虐待の定義や相談窓口が明確となりました。

本市の状況については、近年は増減を繰り返しながら推移しています。平成29年度の相談件数は22件であり、そのうち、虐待と判断した件数は12件となっています。虐待に対する意識を高く持ち、「虐待かも」と思った時などにすぐに通報・相談できるような体制だけでなく、介護うつなどが原因となって虐待をしてしまう介護者等へのケアも必要です。

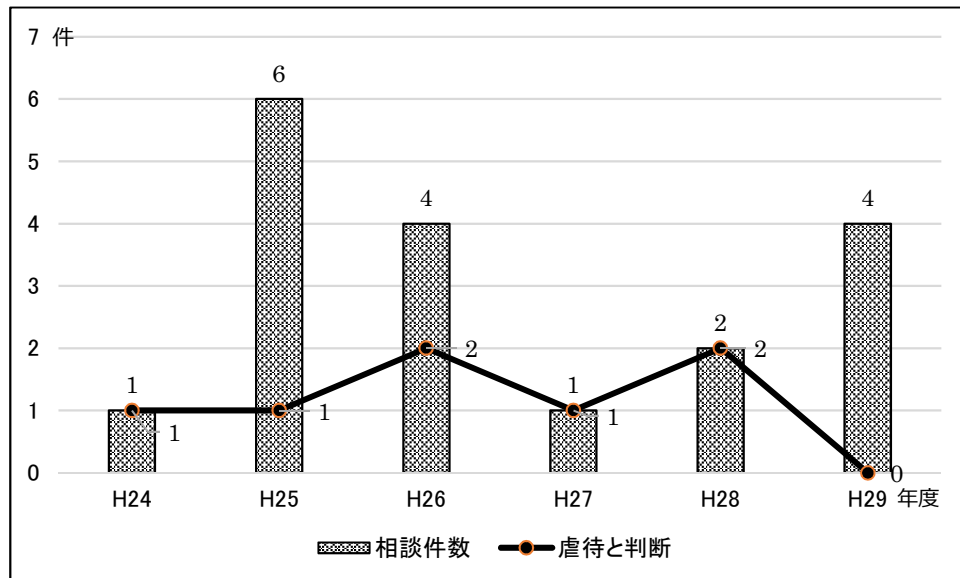


(資料) 長寿社会課

(12) 障がい者虐待について

平成24年10月より障害者虐待防止法が施行され、虐待の定義や相談窓口が明確となりました。虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した件数は例年1～2件となっています。

一人ひとりが障がい理解を深め、養護者への声掛けや、虐待が疑われる場合に速やかに相談できるよう、虐待の定義をしっかりと理解し共通認識とすることが重要です。



(資料) 福祉課

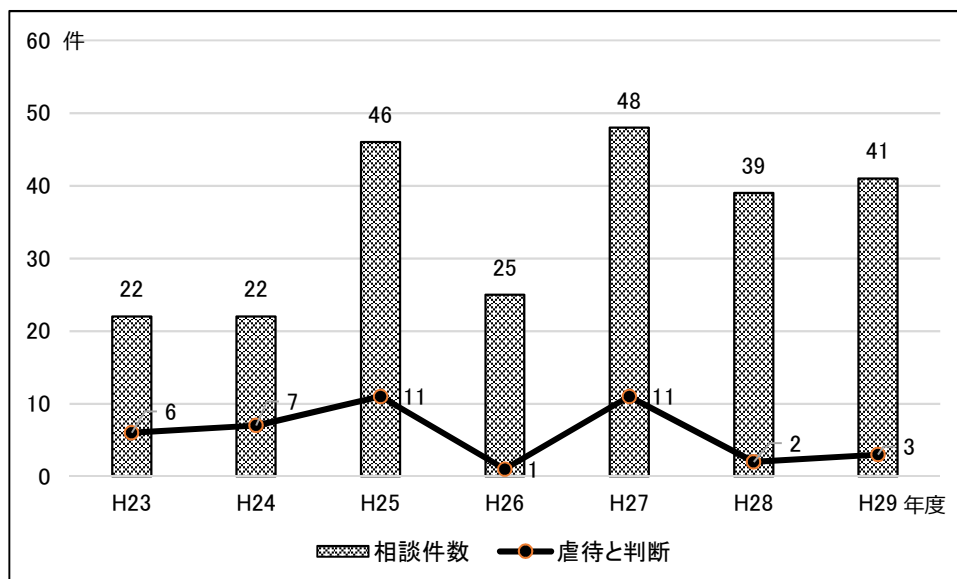
(13) 児童虐待について

平成12年児童虐待防止法が施行され、虐待の定義や早期発見や通告の義務が定められました。

平成16年の同法の改正により市町村の役割が明確になりました。

本市においては、児童虐待の未然防止の取組みとして出産前からの切れ目のない支援の流れを構築し、保護者の育児支援、孤立化の防止のため、乳児期を中心とした全戸訪問事業や親支援講座の充実、地域で安心して子育てできる環境整備に努めてきました。その結果、相談件数は年々増加傾向にありますが、虐待認定件数には大きな増加はみられません。

今後も児童虐待未然防止のため、妊産婦や子育て家庭に寄り添うきめ細やかな事業と地域での見守りや支援の充実を図り、安心して子育てできる地域づくりがますます必要です。

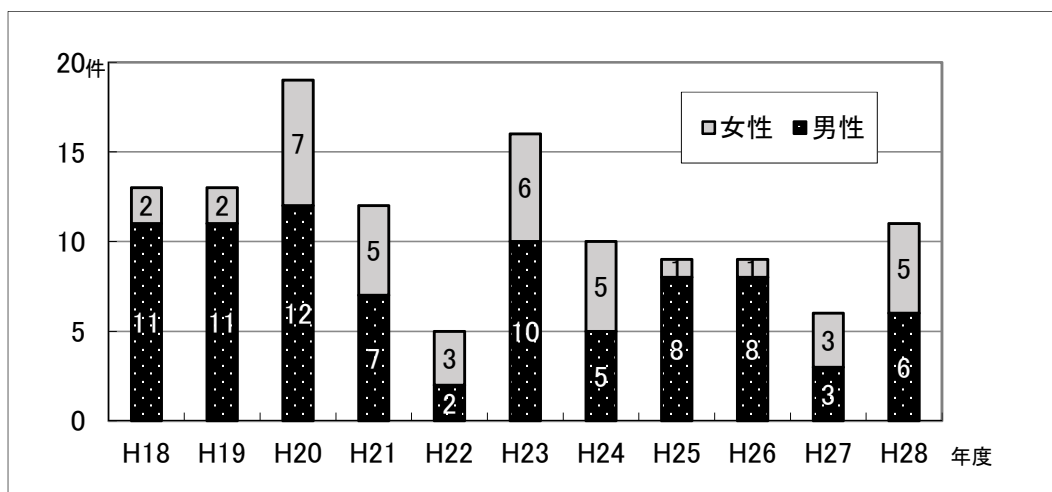


(資料) 倉吉児童相談所

(14) 自死者数

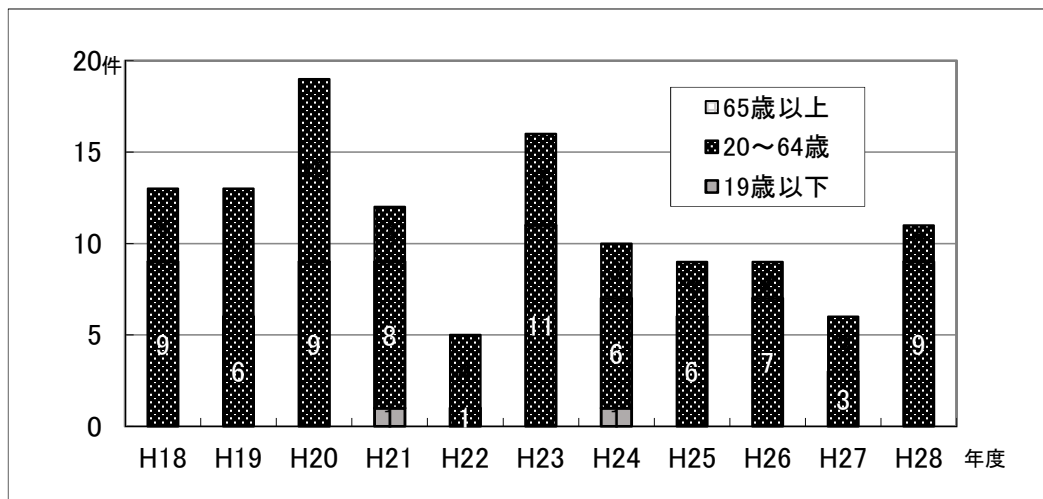
自死者数を男女別にみると、女性より男性が多く、また、働き盛りの世代の自死が多い傾向にあります。

男女別自死者数



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
男性	11	11	12	7	2	10	5	8	8	3	6
女性	2	2	7	5	3	6	5	1	1	3	5
合計	13	13	19	12	5	16	10	9	9	6	11

年齢階層別自死者数



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
65歳以上	4	7	10	3	4	5	3	3	2	6	2
20～64歳	9	6	9	8	1	11	6	6	7	3	9
19歳以下	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
合計	13	13	19	12	5	16	10	9	9	9	11

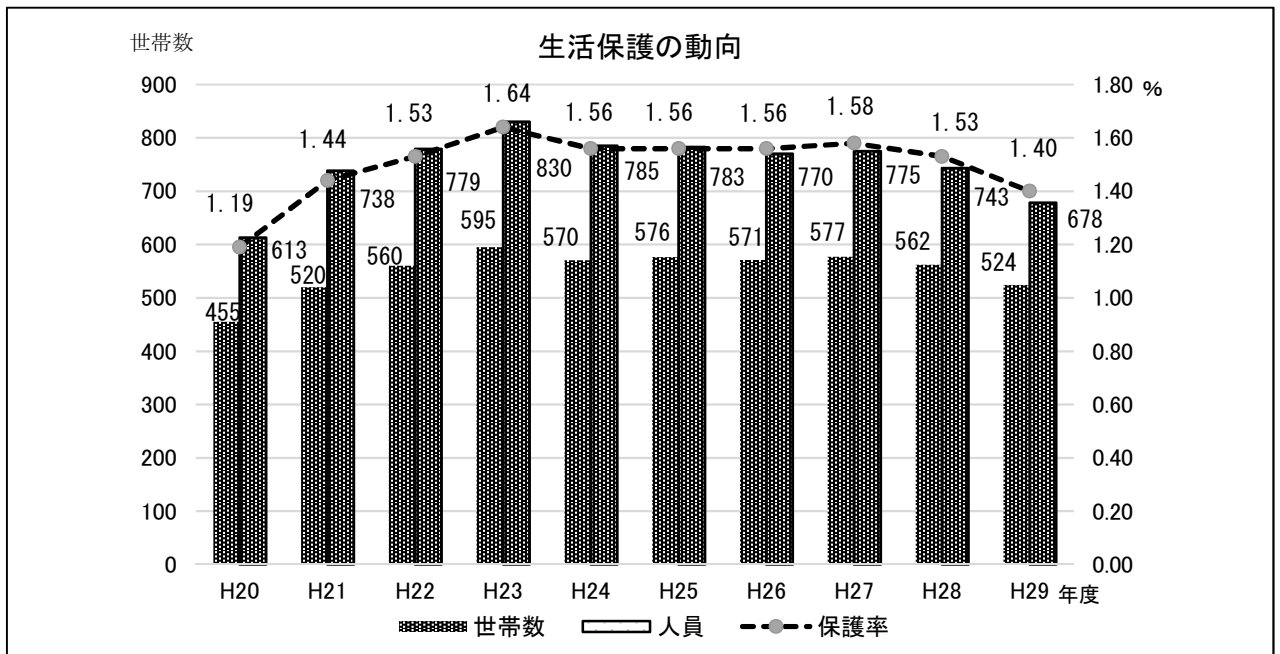
(資料) 鳥取県人口動態統計

(15) 生活保護の動向

平成20年のリーマンショック[※]により、経済・雇用情勢が厳しさを増し、保護世帯は急激に増加しましたが、平成24年9月をピーク（597世帯・837人・1.66%）に、減少傾向となり、特に平成28年以降の減少が顕著となっています。

被保護世帯数減少の要因としては、雇用情勢の改善と就労支援の充実により、稼働能力を有する被保護者が、就職・増収により自立に至るケースが増えていることが考えられます。

また、平成27年度に設置した、あんしん相談支援センターによる生活困窮自立相談支援事業や家計相談支援事業、倉吉くらしの応援団、就労準備支援事業等、保護に至る前の支援の効果も、減少の大きな理由の一つと考えられますが、今後は、単身高齢者世帯の増加に伴い、保護率が増加することが予測されます。



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
世帯数	455	520	560	595	570	576	571	577	562	524
人員	613	738	779	830	785	783	770	775	743	678
保護率 (%)	1.19	1.44	1.53	1.64	1.56	1.56	1.56	1.58	1.53	1.4

(資料) 福祉課

※リーマンショック…国際的な金融危機の引き金となった2008年（H20年）9月15日アメリカの証券会社「リーマン・ブラザーズ」の経営破綻に端を発し、株価が大暴落したことを指す。

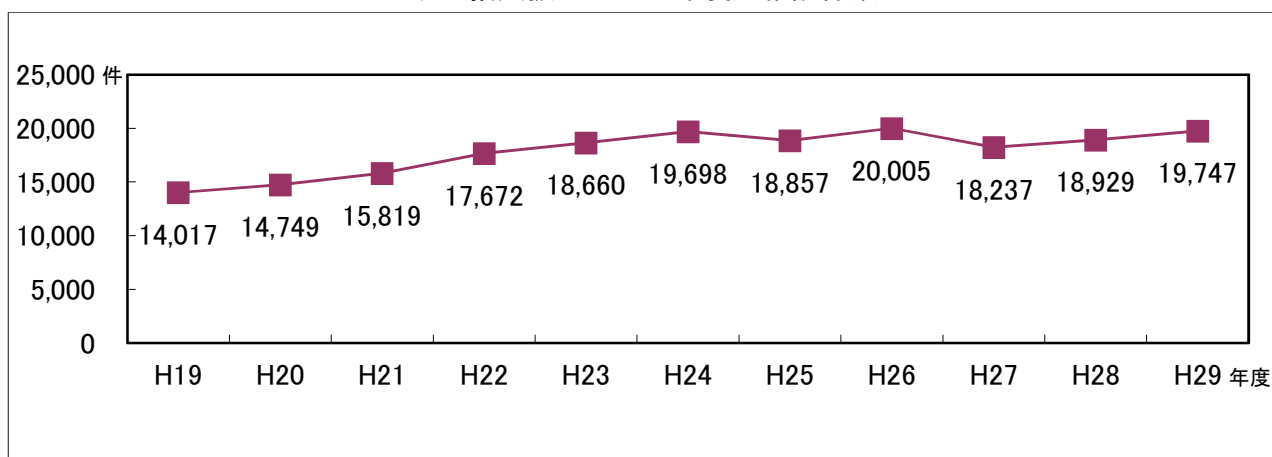
(16) 各相談支援センター相談件数と相談内容

(16-1) 地域包括支援センター

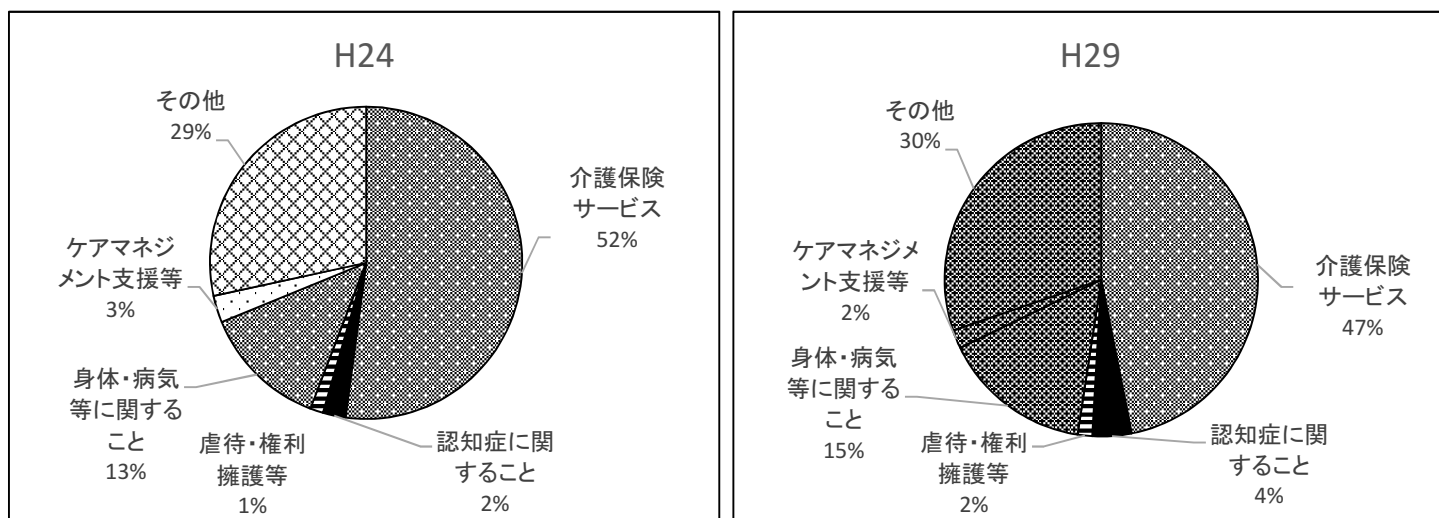
高齢者の増加に伴い、相談件数も増加しています。相談内容は介護保険に関わることが一番多く、次いで身体・病気に関する事となっています。認知症に関する事が平成24年度の2%から、平成29年度には4%と増加しており、今後も増加していくと予想されます。

高齢者のみの世帯の増加により、認知症になっても、家族や親族からの協力を得ることが困難で、医療や介護サービスにつながりにくいケースが増えています。

地域包括支援センター年度別相談件数



相談内容別割合 (H24年度・H29年度)



(資料) 長寿社会課

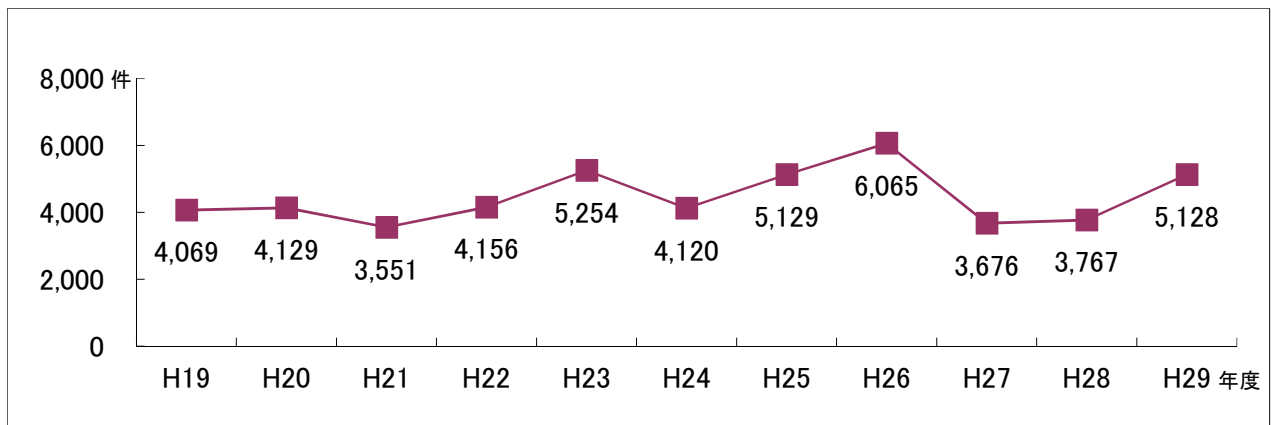
(16-2) 障がい者地域生活支援センター

障がい者地域生活支援センターは、市内に2カ所あり、障がいのある人が地域で安心して暮らすための相談事業所であり、福祉サービスの利用や家庭や職場でのトラブル、障がいの特性による不安の解消に関する事について多く相談が寄せられています。

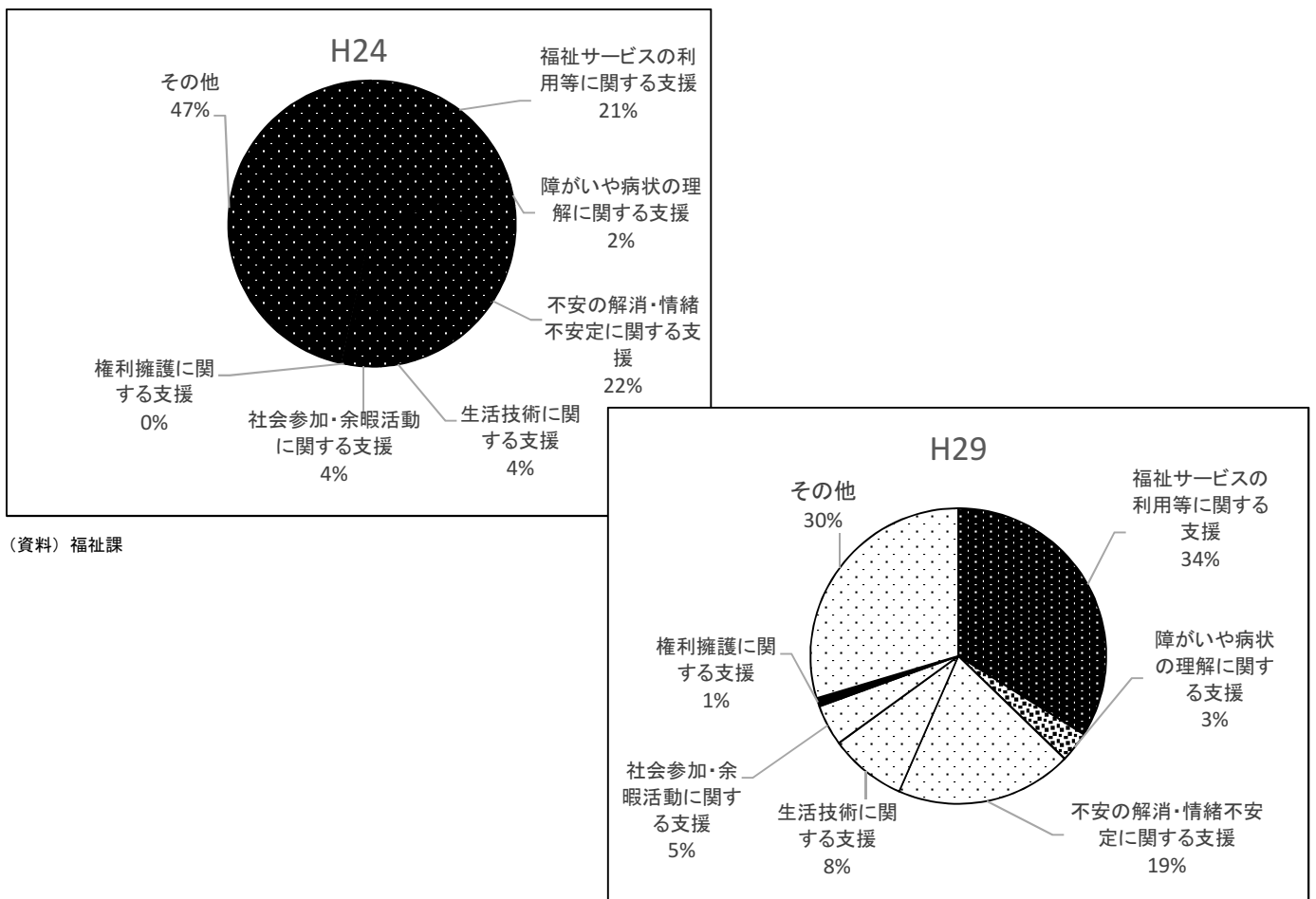
全体の相談件数が減った要因として、自立した生活を送るために、こういった福祉サービスが何時間必要かを聞き取り等により作成する計画相談支援が、平成27年度から福祉サービスを利用する全員に実施され、生活の変化に応じて計画相談支援が行われることで、相談員や事業所の職員に相談できる機会が増えたことが考えられます。

その中でも、金銭管理や家事、育児などの生活技術に関する支援についての相談が増えています。

障がい者地域生活支援センター年度別相談件数



相談内容別割合 (H24年度・H29年度)



(資料) 福祉課

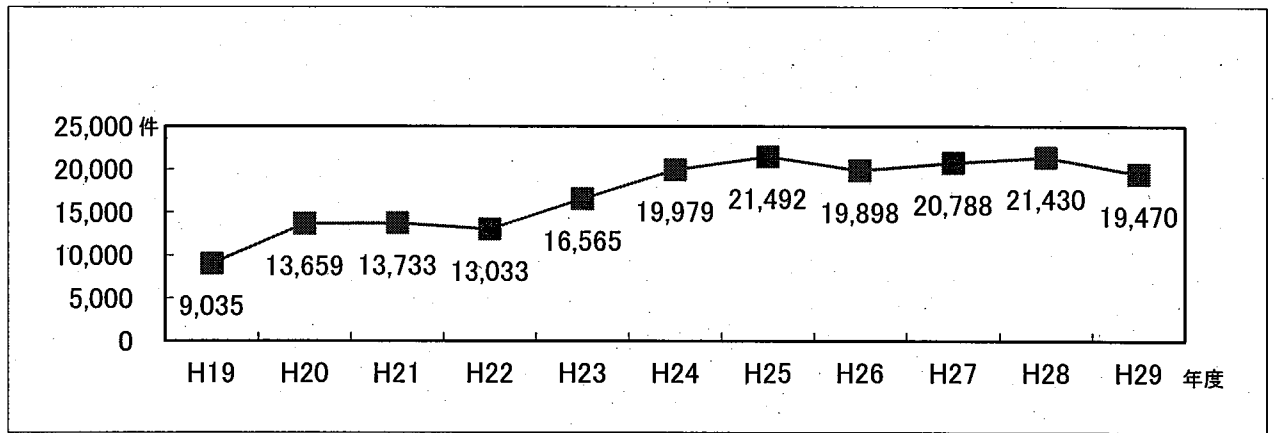
(16-3) 子育て支援センター

主に0歳～未就学児とその保護者への子育て支援や情報提供等を行う子育て支援センターは、現在、市内に2カ所あります。育児相談や子育てセミナー、親支援セミナーの開催など、子育て支援の事業を増やし、相談機能を充実させてきました。

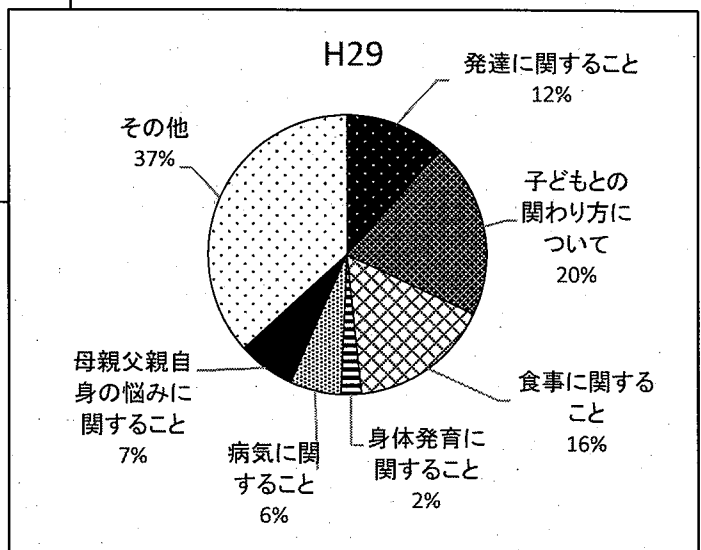
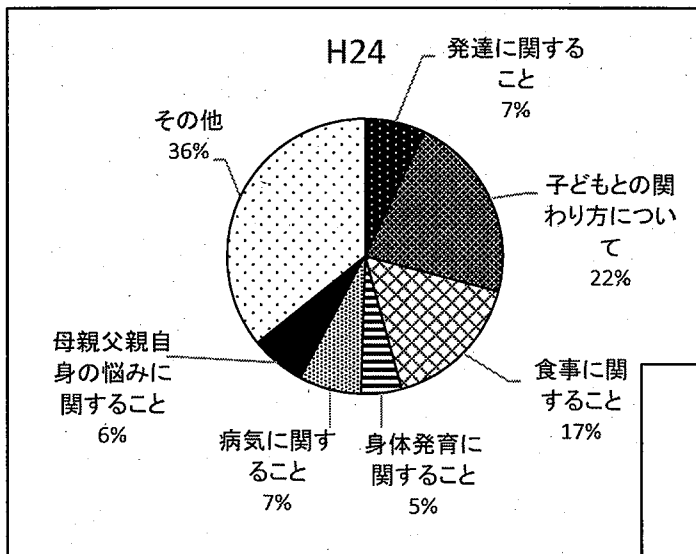
相談内容については、年齢にあった遊び方やしつけの仕方など、子どもとの関わり方について、多く相談が寄せられています。

また、近年は、子どもの発達支援の教室を開設するなど相談機能を充実させたことで、発達に関する相談が増えてきています。

子育て支援センター利用件数



相談内容別割合 (H24年度・H29年度)



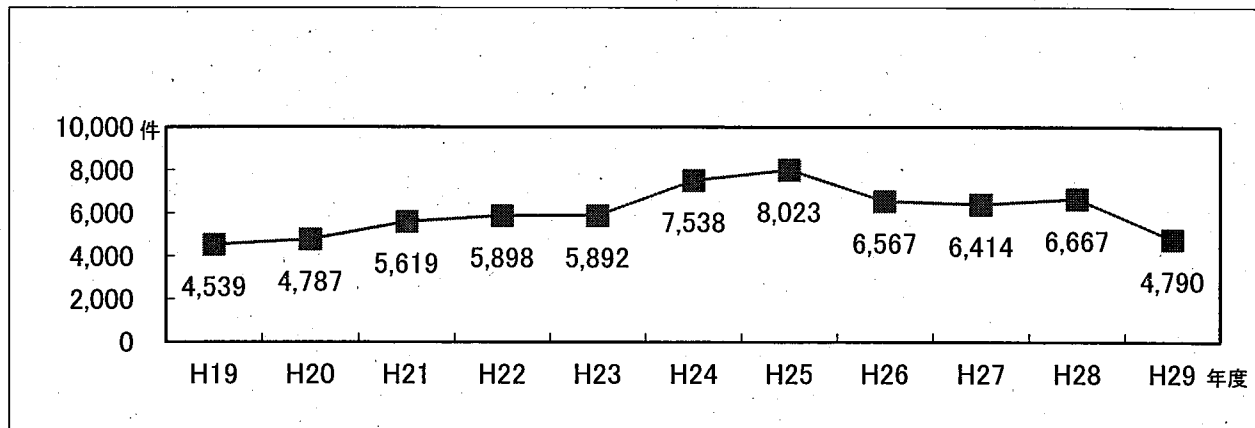
(資料) 子ども家庭課

(16-4) 民生児童委員相談件数と相談・支援内容

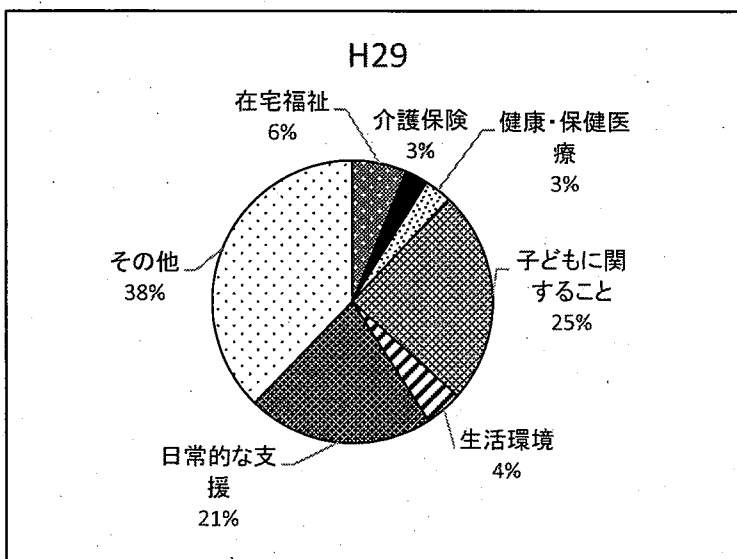
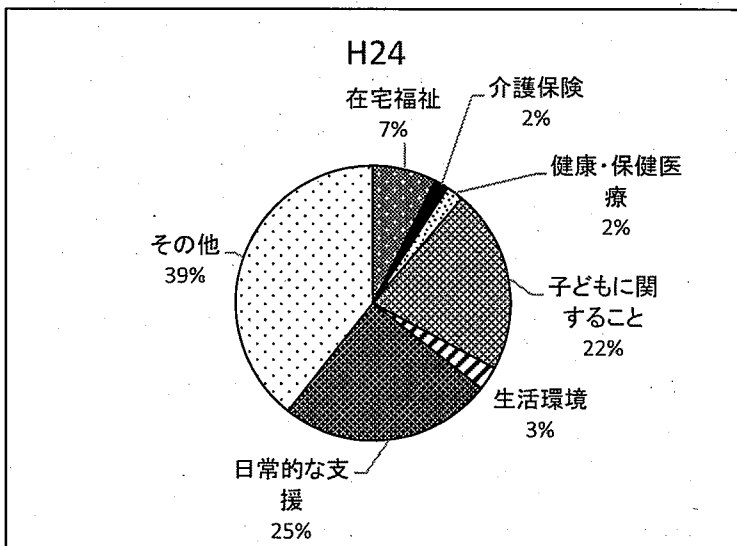
民生委員法と児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員と、子育て支援や児童健全育成活動に取り組む主任児童委員が、住民の立場にたった相談・支援活動を行っています。

相談内容においては、高齢者の増加に伴い、高齢者に関する日常的な支援についての相談が多く寄せられています。平成28年度は、鳥取県中部地震により相談件数が増えたものの、平成27年度にあんしん相談支援センターが設置された事に伴い、生活課題への相談を中心とする日常的な相談が可能となった事が、平成29年度の相談件数が減少した要因と考えられます。

民生児童委員相談件数



相談内容別割合 (H24年度・H29年度)



(資料) 福祉課

(16-5) 障がい者相談員

●知的障がい者相談員

知的障がい者相談員3名が受けた相談内容と件数です。

サービスの利用や友人関係、就職についての相談が寄せられています。

内容	H25	H29
療育	1	
生活	4	
家族関係		
施設入退所		1
就学	1	
就職	5	1
高齢者(老後の問題)		
病気	1	1
その他	3	4
合計	15	7

(資料) 福祉課

●身体障がい者相談員

身体障がい者相談員8名が受けた相談内容と件数です。

身体障害者手帳や補装具の修理、家族の事についてなどの相談が寄せられています。

内容	H24	H29
年金・手当	11	11
医療・保健	5	9
施設入所	20	0
補装具各種給付	49	3
就職	23	2
生活	19	47
その他	4	66
合計	131	138

(資料) 福祉課

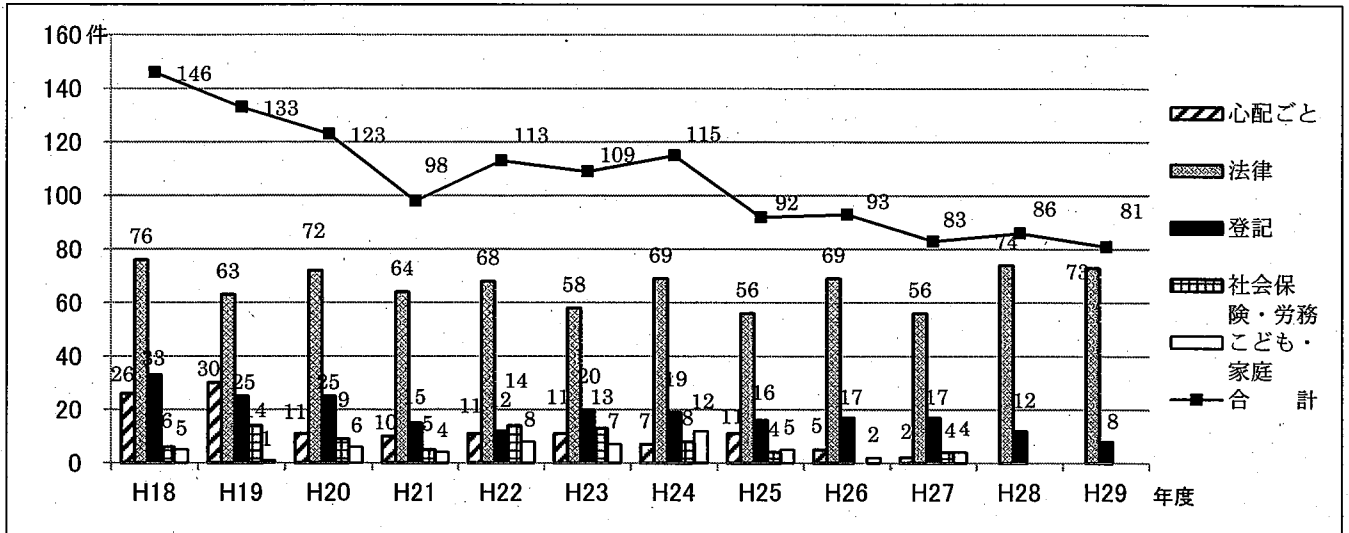
●精神障がい者相談員

平成30年10月に設置し、2名の相談員が精神に障がいのある人や家族からの相談にあたっています。

職場での悩みや家族関係、親亡き後の不安について等の相談が寄せられています。

(16-6) 倉吉市総合相談所相談件数の推移

倉吉市総合相談所は、日常生活での困りごとの解決に向け、専門相談員（心配ごと、法律、登記、社会保険・労務、子ども・家庭相談）による相談を受けていますが、平成27年度から倉吉市社協に「あんしん相談支援センター」を設置し、総合的に常時相談を受ける体制となりました。それに伴い、平成28年度からは法律相談と登記相談を除き廃止しました。相談機関の増加により法律相談以外は減少しています。

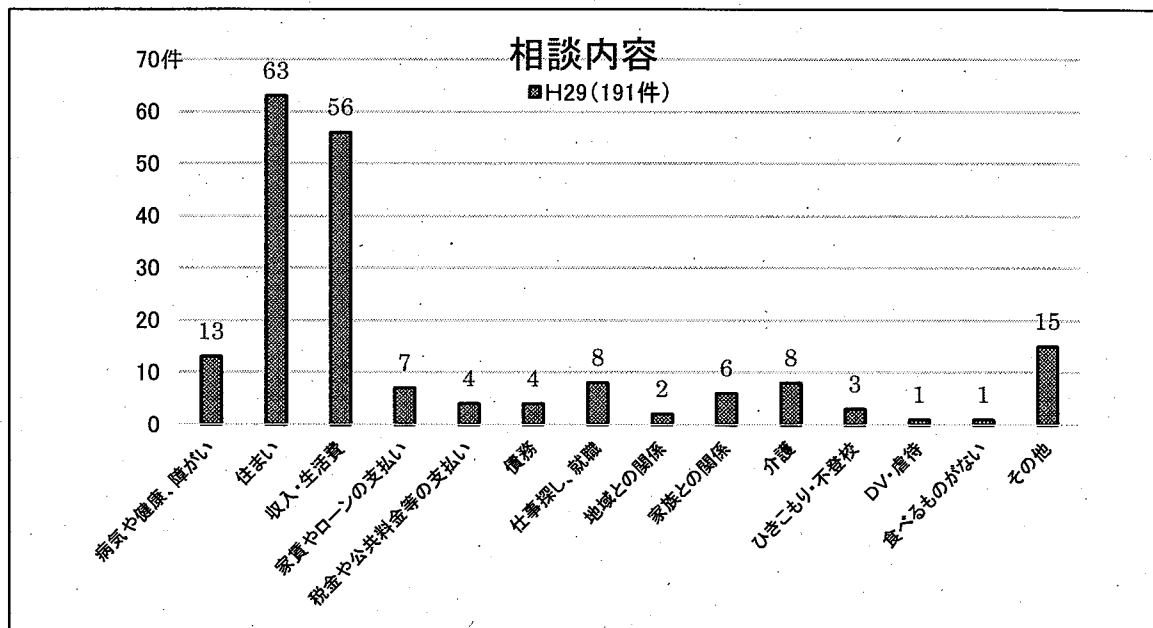


区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
心配ごと	26	30	11	10	11	11	7	11	5	2		
法律	76	63	72	64	68	58	69	56	69	56	74	73
登記	33	25	25	15	12	20	19	16	17	17	12	8
社会保険・労務	6	14	9	5	14	13	8	4		4		
子ども・家庭	5	1	6	4	8	7	12	5	2	4		
合計	146	133	123	98	113	109	115	92	93	83	86	81

(資料) 市社会福祉協議会

(16-7) 生活困窮者自立支援事業相談件数

平成27年度から始まった生活困窮者自立支援事業において相談を受けており、平成29年度は「住まい」や「収入・生活費」に関する相談が全体の約62%を占めていますが、経済的な課題等様々な要因が関係しています。

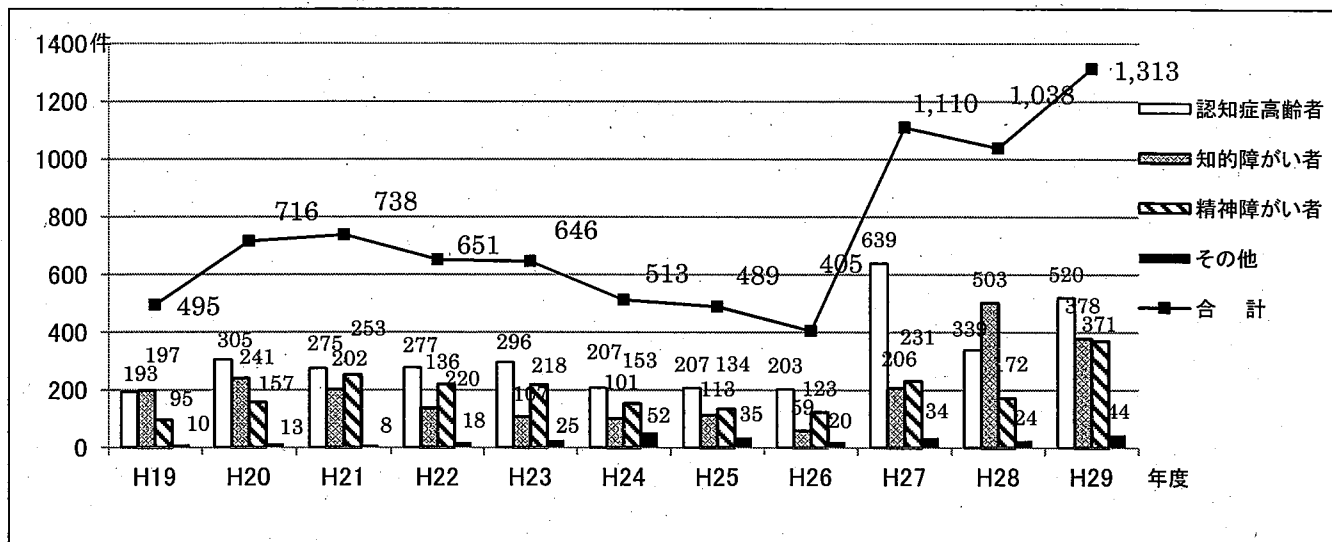


(資料) 市社会福祉協議会

(16-8) 日常生活自立支援事業相談件数の推移 (平成27年度に地域福祉権利擁護事業から名称変更)

日常生活自立支援事業では、判断能力が低下した方の福祉サービス利用援助や金銭管理等の相談を受けており、平成27年度に地域福祉権利擁護事業から名称変更をしました。

また、同年度に、あんしん相談支援センターを設置し、相談体制が充実したことで相談件数が増加しています。

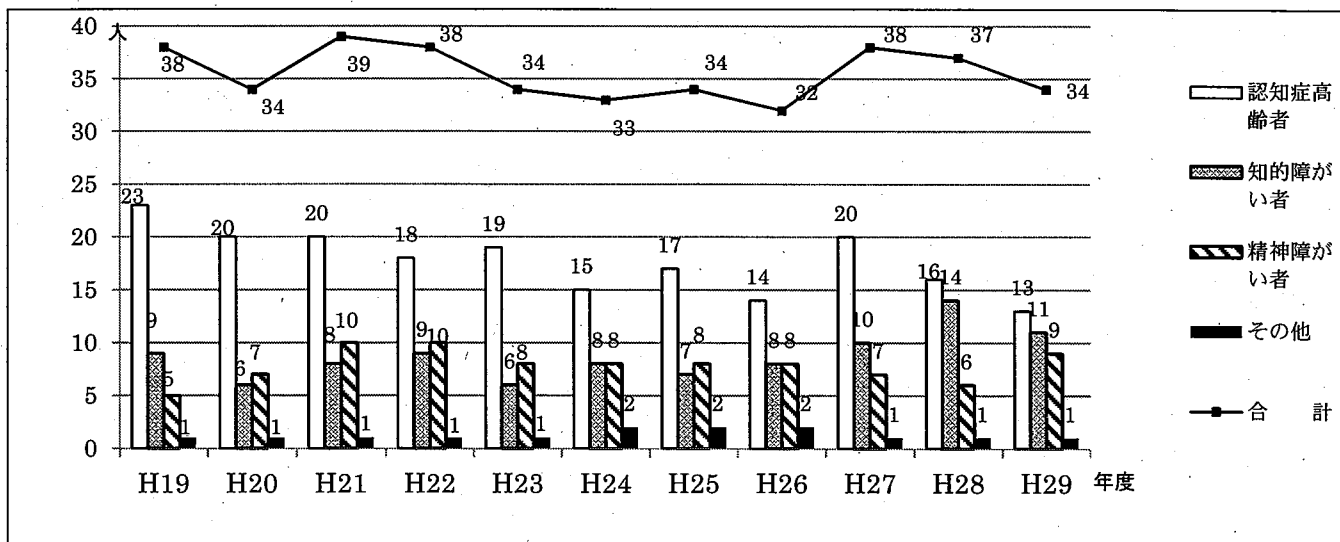


区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
認知症高齢者	193	305	275	277	296	207	207	203	639	339	520
知的障がい者	197	241	202	136	107	101	113	59	206	503	378
精神障がい者	95	157	253	220	218	153	134	123	231	172	371
その他	10	13	8	18	25	52	35	20	34	24	44
合計	495	716	738	651	646	513	489	405	1,110	1,038	1,313

(資料) 市社会福祉協議会

(16-9) 日常生活自立支援事業利用者数の推移

平成25年度から中部成年後見支援センター、平成27年度から市社会福祉協議会の法人後見事業が開始され、日常生活自立支援事業から成年後見制度へスムーズに移行することができています。



区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
認知症高齢者	23	20	20	18	19	15	17	14	20	16	13
知的障がい者	9	6	8	9	6	8	7	8	10	14	11
精神障がい者	5	7	10	10	8	8	8	8	7	6	9
その他	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1
合計	38	34	39	38	34	33	34	32	38	37	34

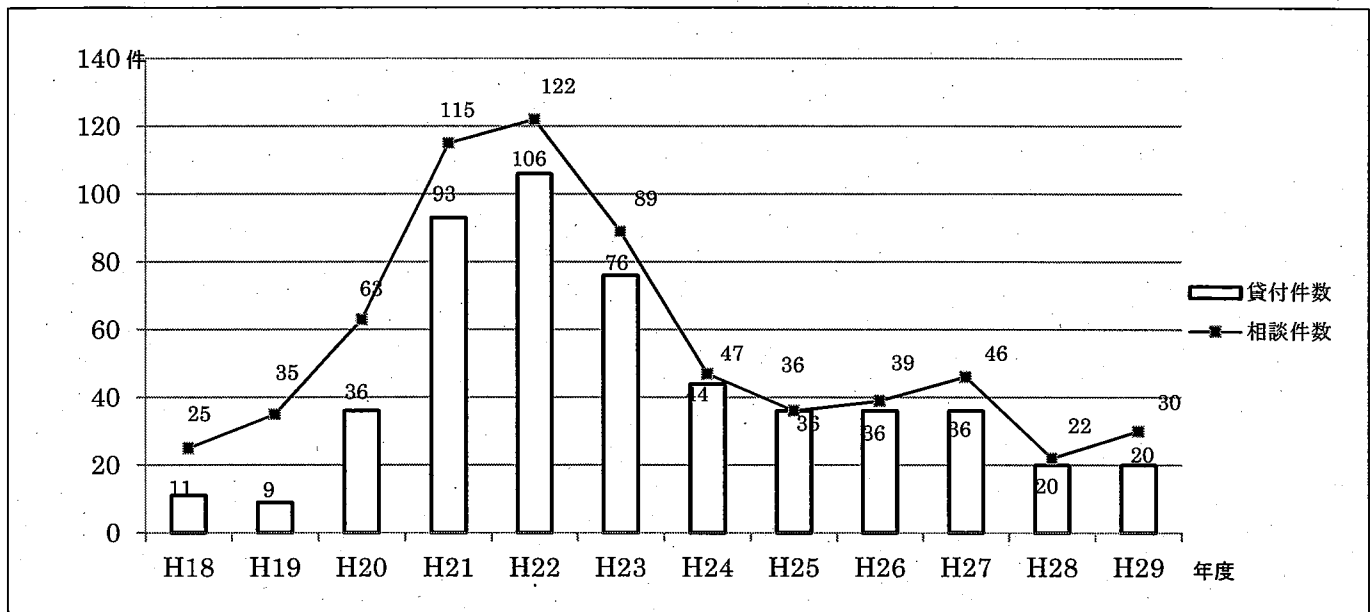
(資料) 市社会福祉協議会

(16-10) 民生資金相談件数・貸付件数の推移

民生資金相談は、低所得世帯で、緊急・一時的に困窮された世帯の生活の立て直しのための相談を受けています。

平成22年度をピークに相談件数、貸付件数ともに減少傾向にあります。生活保護を申請し、初回受給までの生活費として利用することが多く、生活保護申請件数に伴い推移しています。

また、平成27年度から生活困窮者自立支援事業が始まり、必要な関係機関や制度に繋いだり、「倉吉くらしの応援団」の利用により、食料や生活用品の提供を行うことで、貸付をしなくてもよいケースが増えていきます。



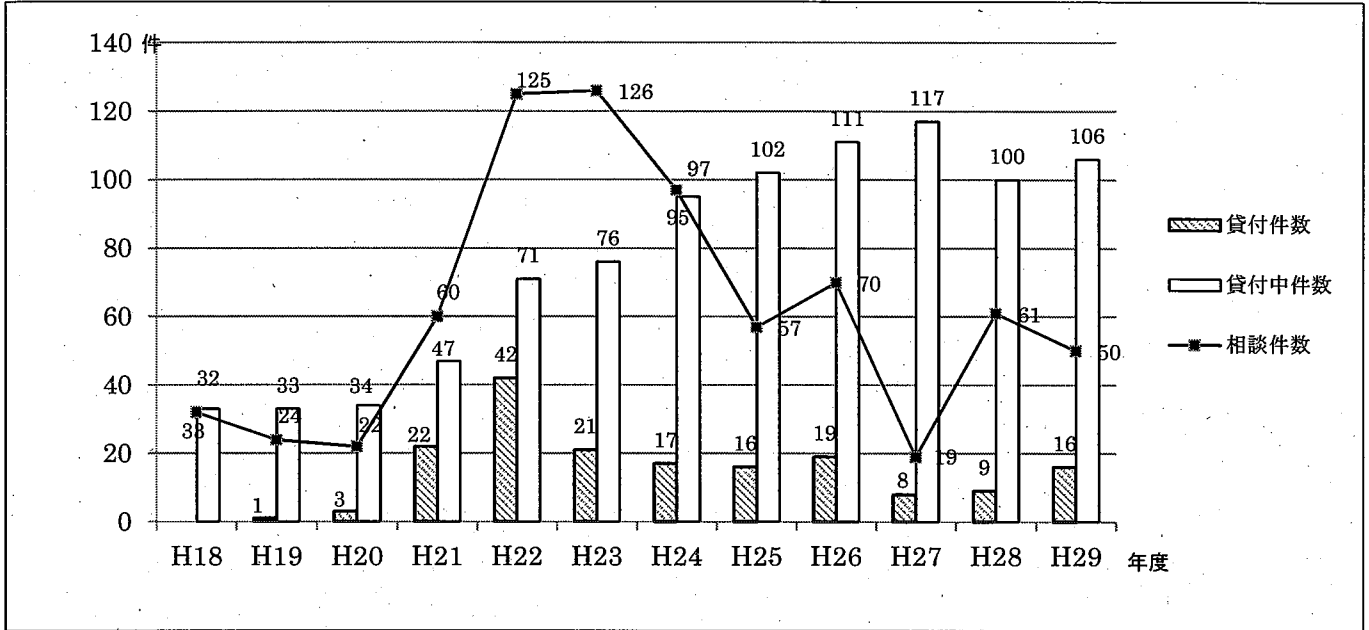
区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
相談件数	25	35	63	115	122	89	47	36	39	46	22	30
貸付件数	11	9	36	93	106	76	44	36	36	36	20	20

(資料) 市社会福祉協議会

(16-11) 生活福祉資金相談件数・貸付件数の推移

生活福祉資金相談は、低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の自立更生を図るため、県社協が実施する生活福祉資金貸付事業にかかる情報提供や相談を受けています。

平成28年度は、鳥取県中部地震の被災による家屋の修繕費用に関する相談件数が増加しています。



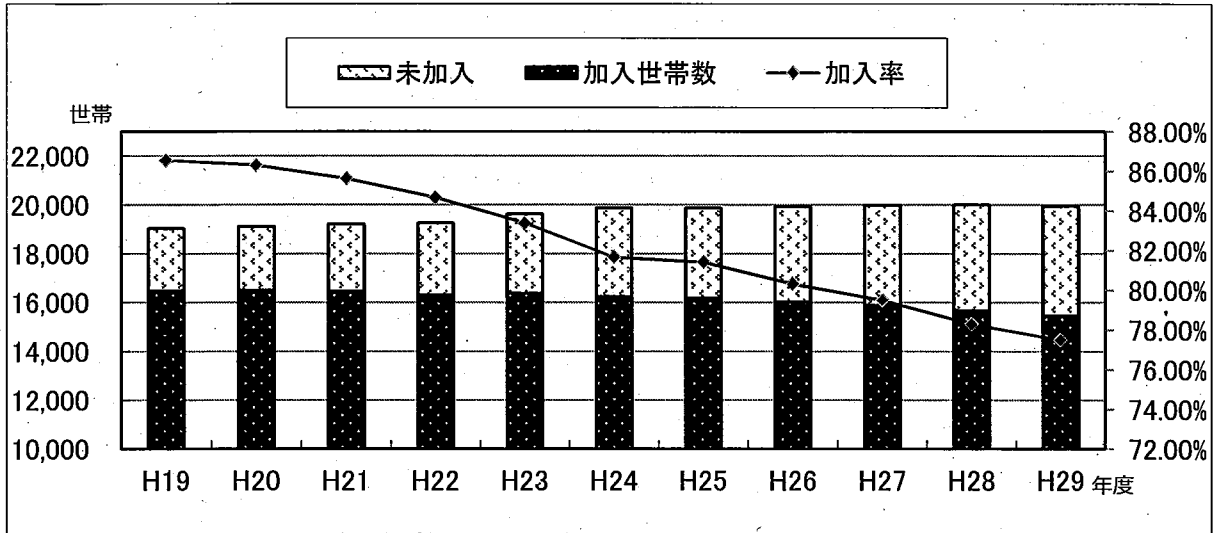
区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
相談件数	32	24	22	60	125	126	97	57	70	19	61	50
貸付件数		1	3	22	42	21	17	16	19	8	9	16
貸付中件数	33	33	34	47	71	76	95	102	111	117	100	106

(資料) 市社会福祉協議会

(17) 自治公民館加入率

年度ごとの加入率は、年々低下しています。地区別の加入率は、63.5%～96.6%と地区により大きく差が生じています。

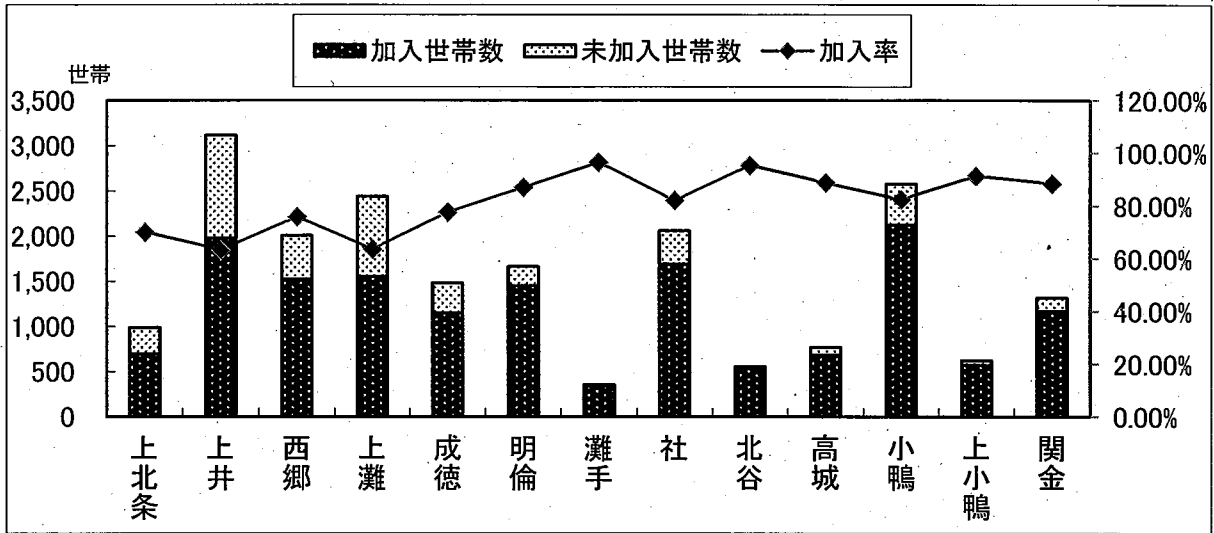
年度別自治公民館加入世帯数の推移



年度	住民登録世帯数	加入世帯数	加入率
H19	19,031	16,475	86.57%
H20	19,118	16,502	86.32%
H21	19,212	16,451	85.63%
H22	19,258	16,308	84.68%
H23	19,629	16,368	83.39%
H24	19,879	16,235	81.67%
H25	19,875	16,183	81.42%
H26	19,937	16,016	80.33%
H27	19,983	15,889	79.51%
H28	20,010	15,666	78.29%
H29	19,956	15,465	77.50%

(資料) 地域づくり支援課

地区別自治公民館加入率（H29年度）



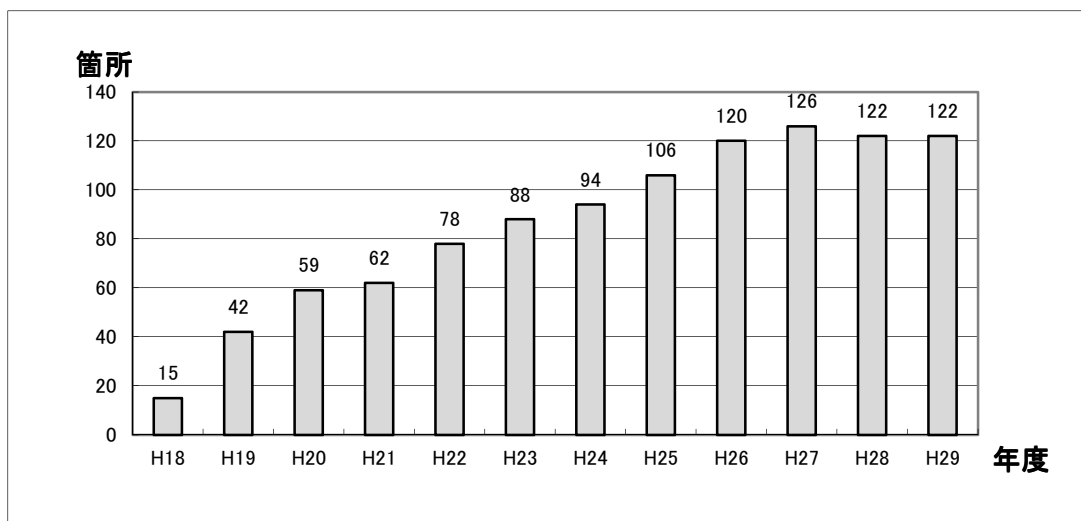
地区名	住民登録 世帯数	加入世帯数	加入率
上北条	990	696	70.30%
上井	3,116	1,977	63.45%
西郷	2,008	1,525	75.95%
上灘	2,440	1,554	63.69%
成徳	1,481	1,150	77.65%
明倫	1,664	1,451	87.20%
灘手	353	341	96.60%
社	2,058	1,690	82.12%
北谷	558	533	95.52%
高城	770	684	88.83%
小鴨	2,576	2,125	82.49%
上小鴨	624	571	91.51%
関金	1,318	1,168	88.62%
計	19,956	15,465	77.50%

(資料) 地域づくり支援課

(18) ふれあい・いきいきサロン数の推移

市民が中心となって立ち上げているサロンは、地域での集いや見守りの場となっています。

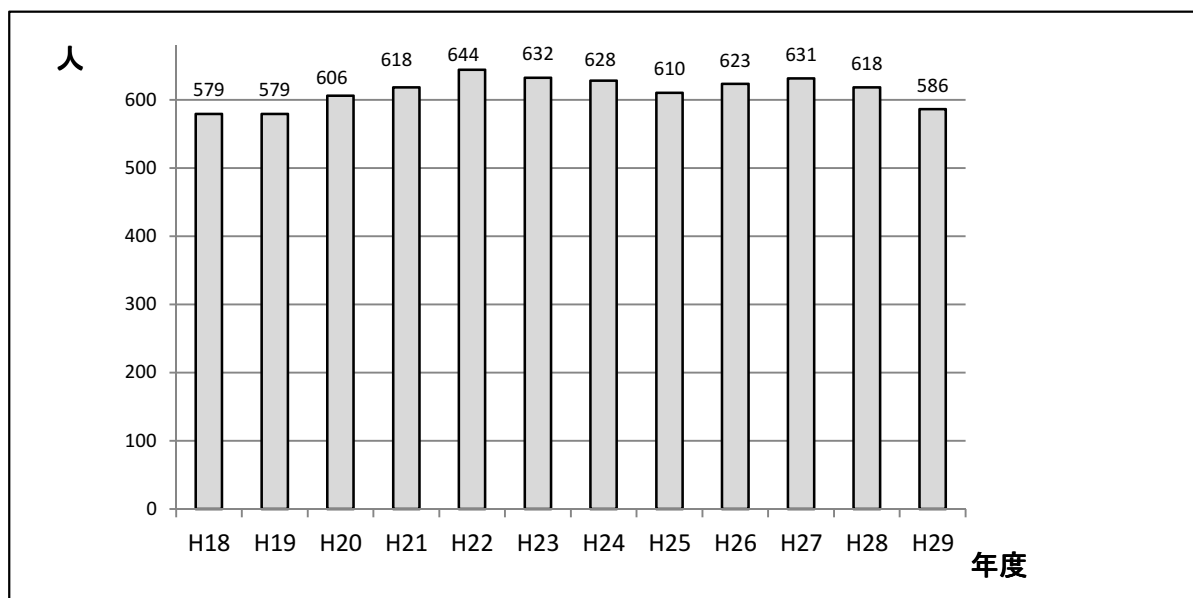
参加者の健康への意識も高まることから、平成28年度から社会福祉法人の地域における公益的取組が責務とされたことに伴い、市内の社会福祉法人が連携して、高齢者の介護予防のためにサロンの応援を行っています。



区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
箇所	15	42	59	62	78	88	94	106	120	126	122	122

(19) ふれあい給食サービス対象者数の推移

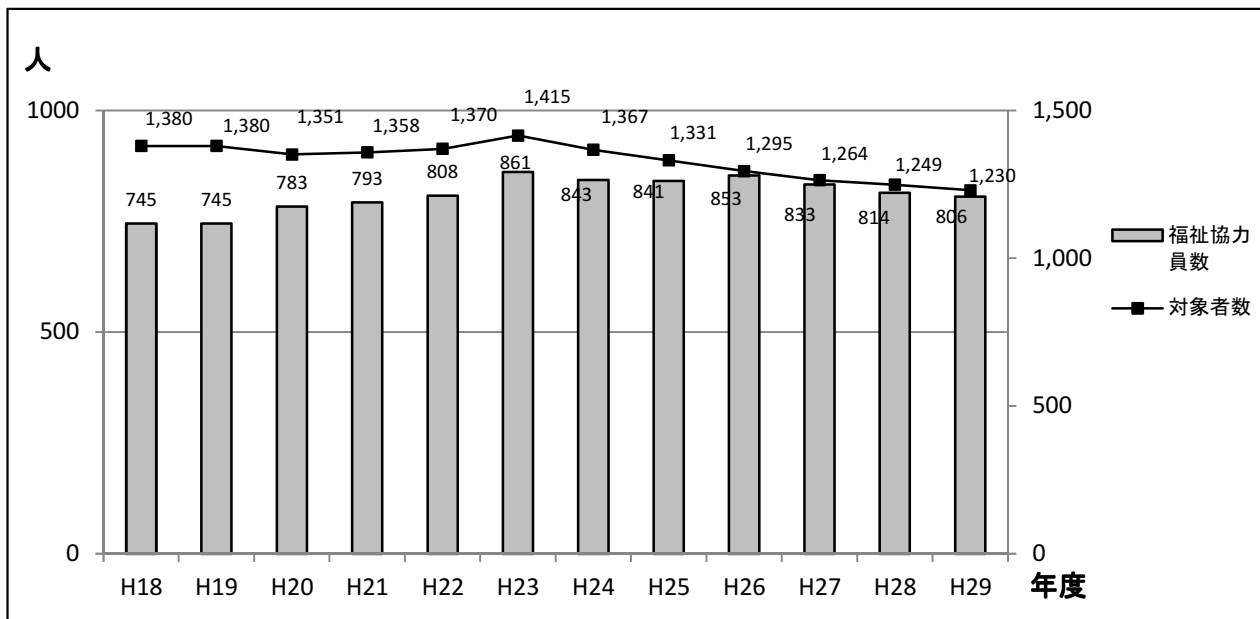
高齢者人口は増加していますが、対象者数は多少の変動はあるものの横ばいで推移しています。



区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
対象者数	579	579	606	618	644	632	628	610	623	631	618	586

(20) 福祉協力員数・対象者数の推移

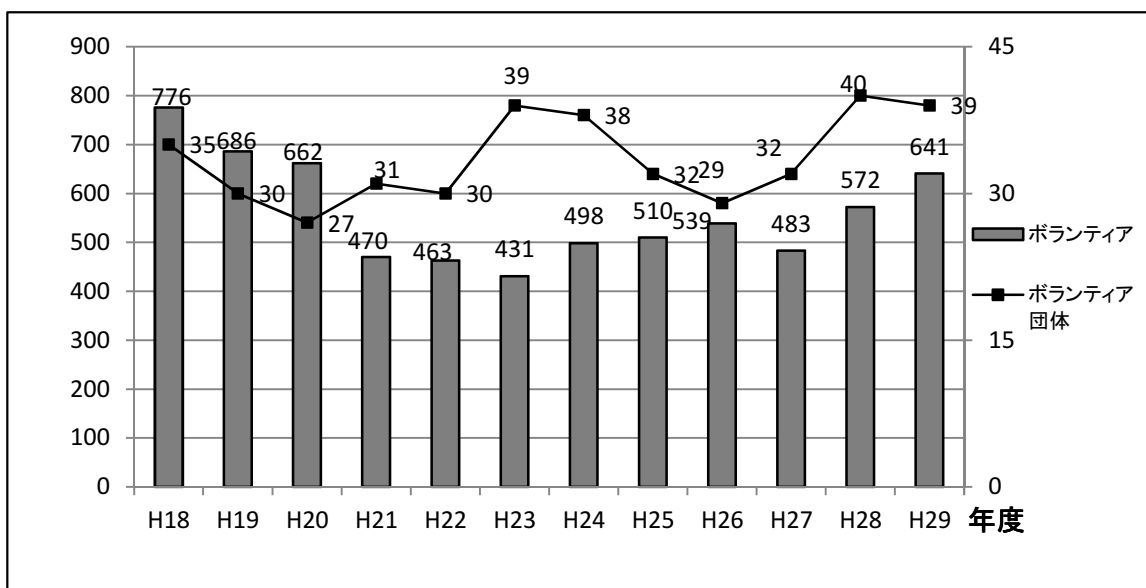
高齢者人口は増加していますが、対象者数は平成23年度から減少しています。福祉協力員は多少の変動はあるものの横ばいで推移しています。



区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
福祉協力員数	745	745	783	793	808	861	843	841	853	833	814	806
対象者数	1,380	1,380	1,351	1,358	1,370	1,415	1,367	1,331	1,295	1,264	1,249	1,230

(21) ボランティア登録者数・ボランティア活動団体登録数の推移

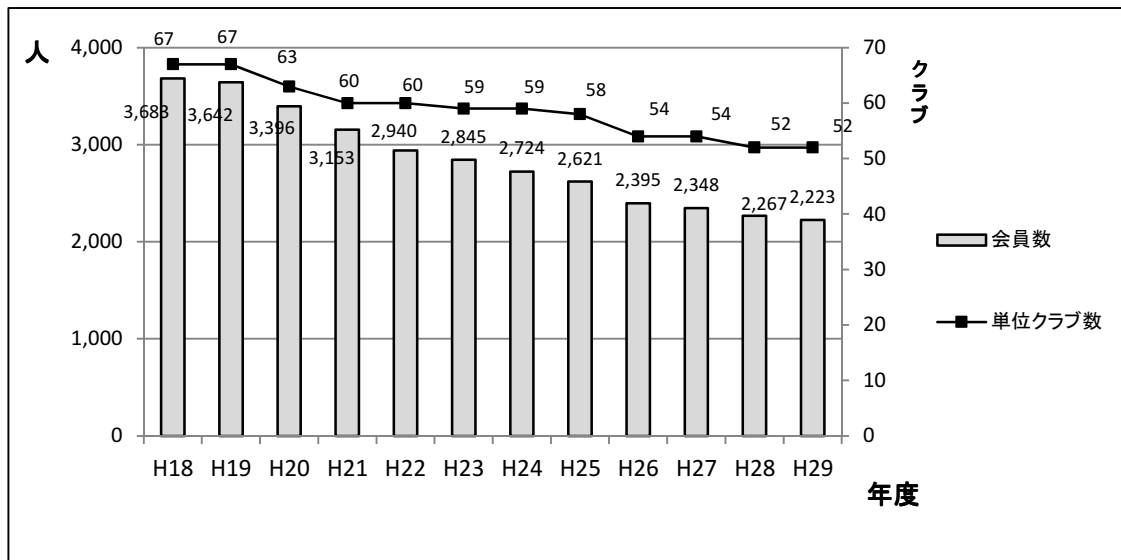
平成21年度より民生児童委員を個人から団体扱いにしたことで、ボランティア登録数は減少しました。平成28年度以降は鳥取看護大学開学により「まちの保健室」で活動する学生等の登録の増加等があり、全体的に徐々に増加傾向にあります。



区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
ボランティア団体	35	30	27	31	30	39	38	32	29	32	40	39
ボランティア	776	686	662	470	463	431	498	510	539	483	572	641

(22) 倉吉市老人クラブ連合会会員数の推移

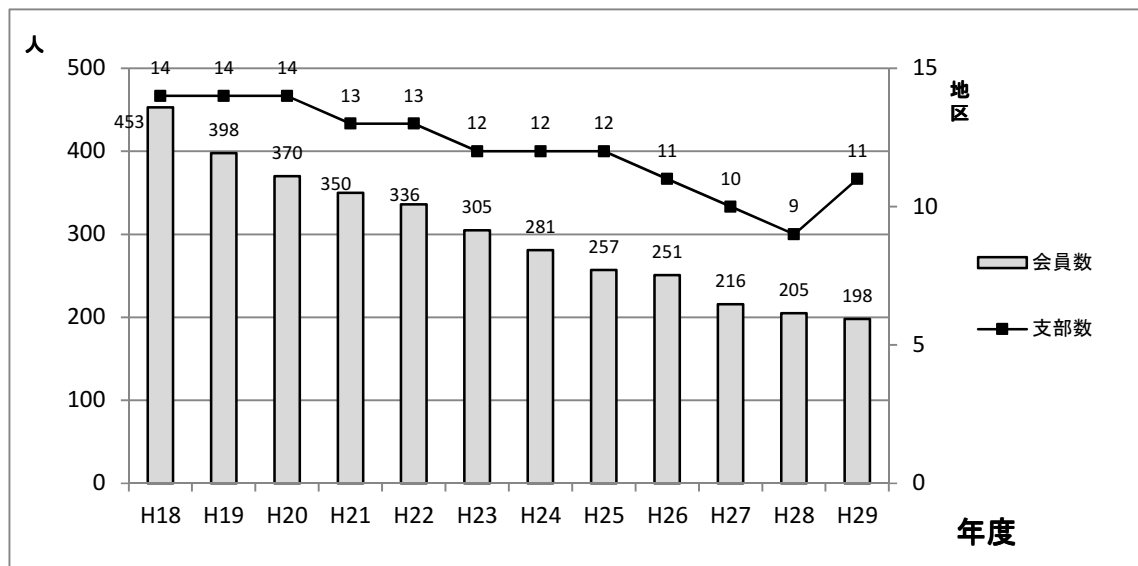
会員の高齢化や、新規加入者の減少により会員数は減少傾向にあります。
また、単位クラブも、会員数の減少に伴う統合等により数が減少しています。



区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
会員数	3,683	3,642	3,396	3,153	2,940	2,845	2,724	2,621	2,395	2,348	2,267	2,223
単位クラブ数	67	67	63	60	60	59	59	58	54	54	52	52

(23) 倉吉市身体障害者福祉協会会員数の推移

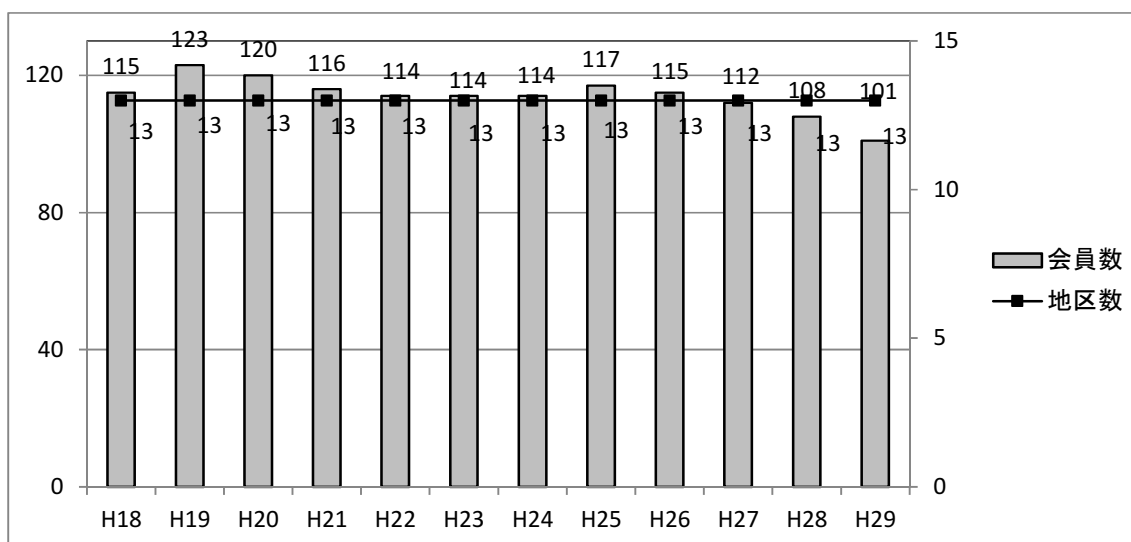
会員の高齢化に伴う脱退や、役員になる人の不足等により、会員数・支部数とも減少しています。
しかし、平成29年度には、新規加入等により支部が増えています。



区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
会員数	453	398	370	350	336	305	281	257	251	216	205	198
支部数	14	14	14	13	13	12	12	12	11	10	9	11

(24) 倉吉市手をつなぐ育成会会員数の推移

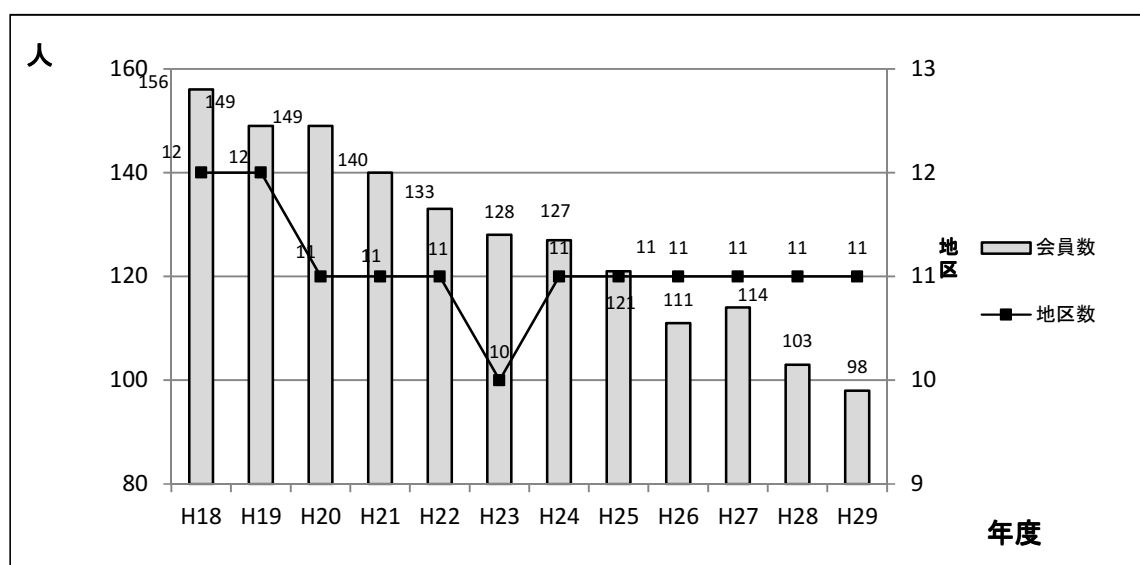
保護者の高齢化や、社会情勢の変化による親の意識の変化（情報化社会になり会に加入しなくても情報を得られるなど）により、会員数は減少しています。



区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
会員数	115	123	120	116	114	114	114	117	115	112	108	101
地区数	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13

(25) 倉吉市母子寡婦福祉連合会会員数の推移

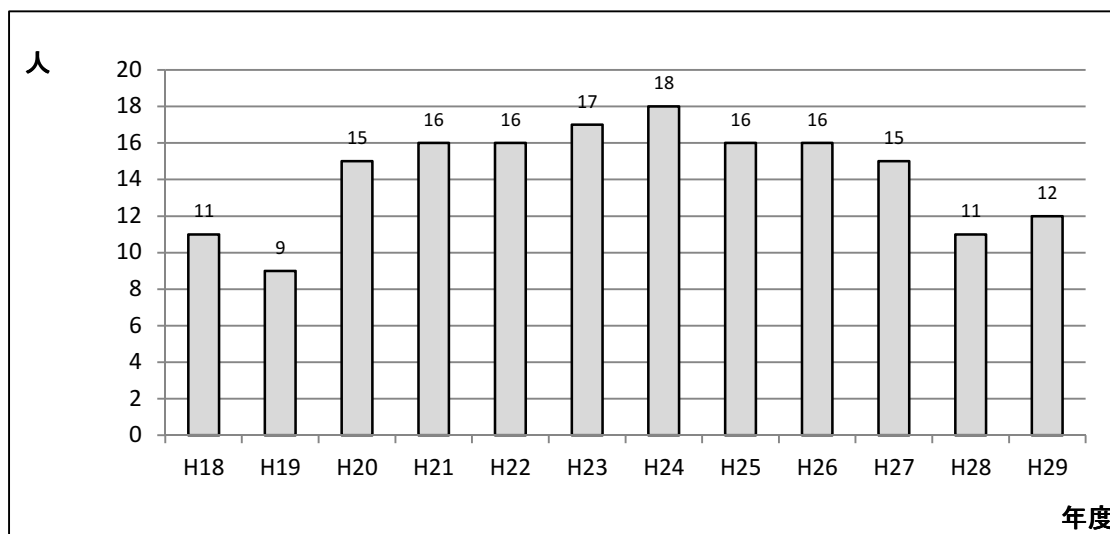
会員の高齢化が進んでいることと併せて、新規の加入が少なく、会員数が減少傾向にあります。



区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
会員数	156	149	149	140	133	128	127	121	111	114	103	98
地区数	12	12	11	11	11	10	11	11	11	11	11	11

(26) 倉吉市精神障がい者家族会会員数の推移

精神障がいに対する差別・偏見や家族会への加入に理解が得られず、新規会員の加入がありません。
また、家族会からの脱会や会員の高齢化もあり、会員の増加につながらない状況があります。



区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
会員数	11	9	15	16	16	17	18	16	16	15	11	12

2. 第3期計画の検証

第3期計画では、目標を「福祉のまちくらよし」と定め、3つの基本方針「地域福祉活動への市民の参加促進」、「身近に福祉サービスを利用できる仕組みづくり」、「地域における社会福祉事業の推進」を柱として、取り組まれました。

市民意識調査や地区福祉懇談会等の意見を踏まえ、第3期計画について、次のとおり検証しました。

(1) 第3期計画の振り返り

① 地域の福祉活動への市民の参加促進

地域において、民生児童委員や福祉協力員、給食サービスボランティア等が、一人暮らし高齢者等の安否確認や見守り活動を行なっています。また、地域住民が主体となって開かれているサロンは、現在123か所あり、地域での交流や介護予防等に向けた活動が行われています。平成27年度に実施したサロン参加者と世話人を対象としたアンケート結果では、実施回数が多いほど、生活に充実感が生まれ、健康への意識が高まっていることが認められました。また、サロンが心配ごとや困りごとの発見につながっていると思う世話人の割合は77%であり、サロンが生活課題の早期発見や予防につながっています。

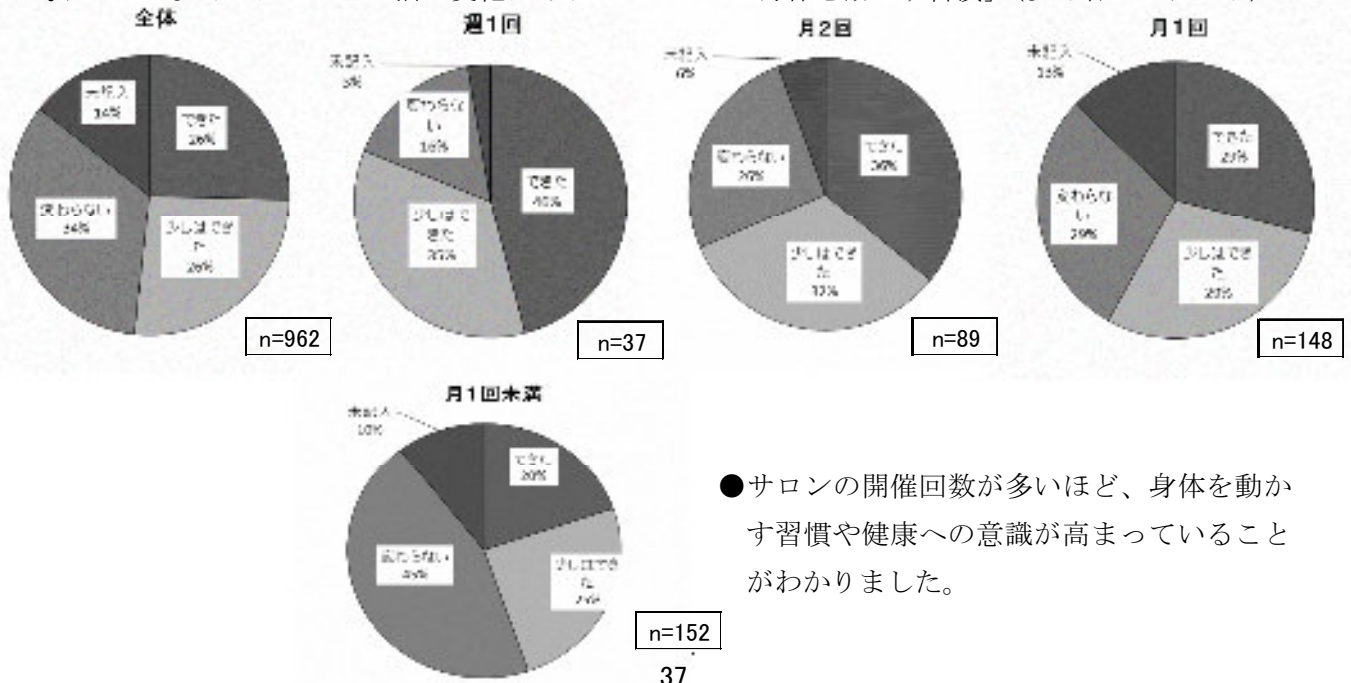
しかし、自治公民館への加入率が10年間で約10%減少しており、特に人口減少や高齢化が著しい地域では、自治公民館活動や福祉協力員活動をはじめとする従来からの様々な地域活動の機能が弱まってきている状況があります。

また、災害時の地域における支え合いの推進に向けて各自治公民館が住民に参加を募り、住民参加型で防災・支え愛マップを作成した自治公民館は、現在76箇所となりました。作成後においては、マップを基に避難訓練をする中で、新たな発見やつながりが生まれています。しかし、市民意識調査結果によると、地域における防災体制が整っていると思う人の割合は36.6%に留まっており、平成28年10月に発生した鳥取県中部地震により防災意識や地域での支え合いの意識が高まっているものの、現状では十分とは言えず、さらに、支え合い・助け合いの体制を強化する必要があります。

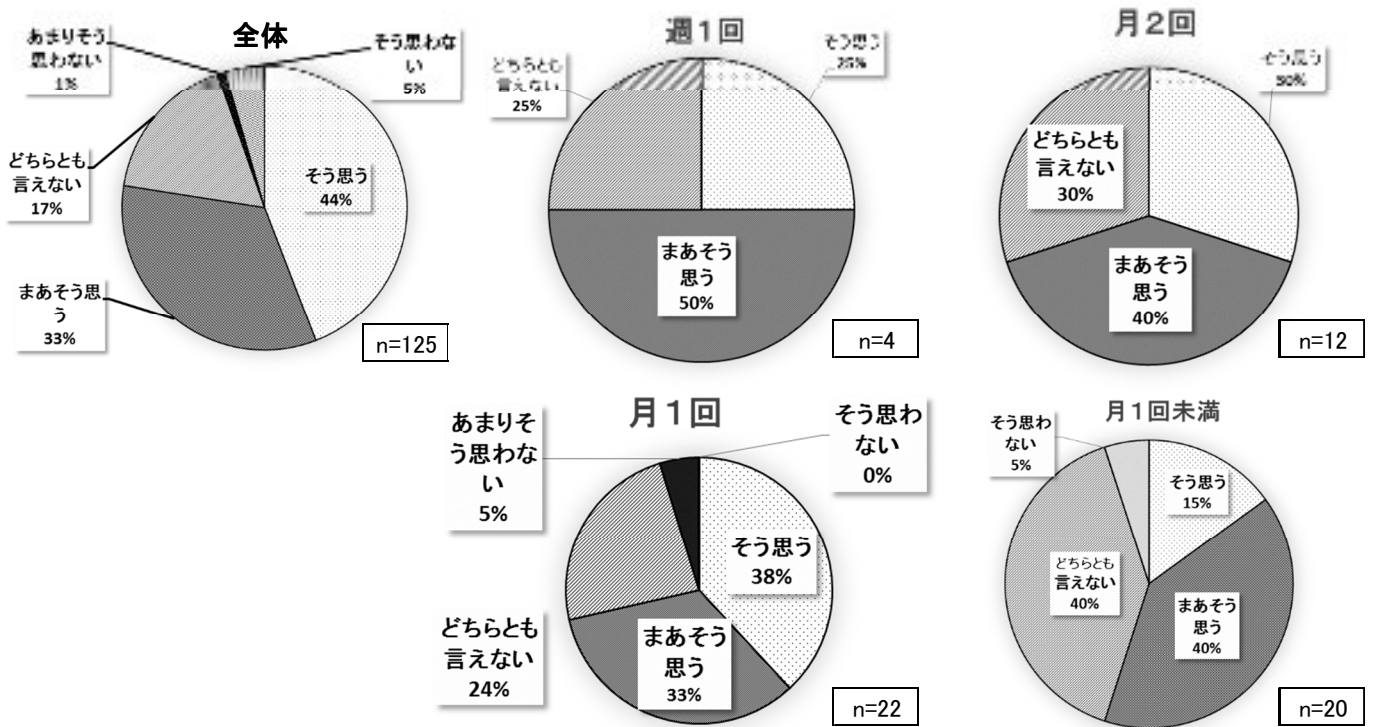
現在、本市においても、少子高齢化・人口減少が続く中で、さらに1世帯あたりの人数も減り続け、過去10年間で、単身高齢者は314人増え、2人以上の高齢者のみの世帯も81世帯（173人）増えており、支える人の減少が予測されます。誰もが支える側から支えられる側となり得る事から、支援が必要となった時に、地域の中で暮らすためにはどんな支えを必要とし、どんな地域であるべきかを考え、顔の見える関係づくりや、地域で見守り、支えるためのネットワークづくりをより充実したものにすることが必要です。

【サロン参加者と世話人対象のアンケート結果：H27年度】※「全体」以外の数値は5年以上継続しているサロン

Q サロンに参加しはじめて生活に変化はありましたか？「身体を動かす習慣」（参加者アンケート）



Q 全体的にサロンの様子を見て、参加者への効果としてどんな？と感じておられますか？
 「心配ごとや悩みごとの発見につながっている」(1日部人アンケート)



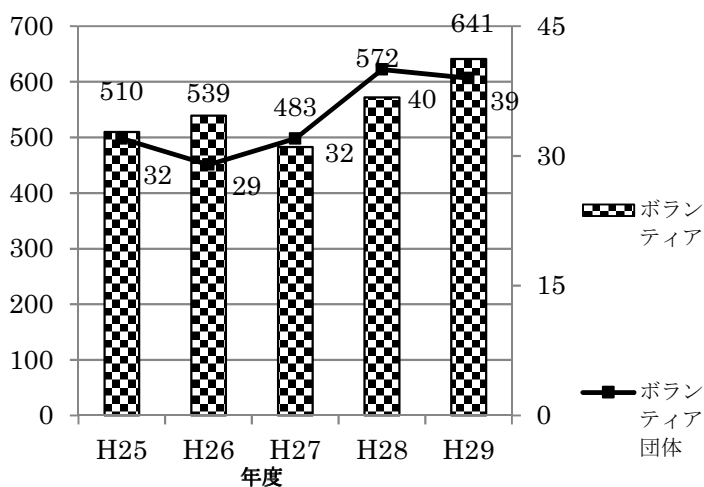
【福祉協力員事業】

●活動

- ・声かけによる安否確認
- ・日頃の確認 (郵便物がたまっていないか、電気がつけっぱなしになっていないか等)
- ・電話での声かけ

- 福祉懇談会や福祉協力員研修会等での声
 - ・福祉協力員のなり手がいない
 - ・支える側が高齢化している
 - ・見守りをするには、福祉協力員同士や、自治公民館長、民生児童委員等との連携が必要。

【ボランティア者数・団体数】



- ボランティア活動の内容は、障がいのある人へのガイドヘルプや朗読等の支援、保育園や幼稚園、学校での読み聞かせ、福祉協力員、給食ボランティア等です。
- H28年度以降の主な増加要因としては、鳥取看護大学が開学し、「まちの保健室」で活動する学生等の登録が増えたことがあげられます。
- 今後も、地域で活動する学生や若い世代、退職後や団塊の世代のボランティア活動への参加を促し、地域共生社会の実現に向けてボランティアセンター機能を強化していく必要があります。

【市民意識調査】

※調査期間：平成30年5月1日～5月31日

対象者数：2,500人

有効回答数：1,053件

有効回収率：42.12%

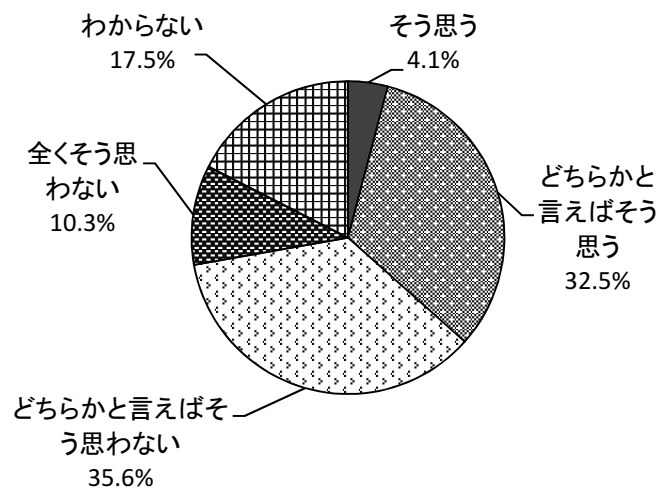
Qあなたは、お住まいの地域では、自治公民館活動等を通じ、市民同士がお互いに支え合い、助け合っていると思いますか。

そう思う	10.1%
どちらかといえばそう思う	48.8%
どちらかといえばそう思わない	14.4%
そう思わない	8.6%
わからない	18.1%

●そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合は、平成24年度は58.5%であり、平成29年度と大きな変化はありませんでした。
6割近い市民が、自治公民館活動等を通じ、お互いに助け合っていると感じています。

Qあなたのお住まいの地域では、いつどこで起きるかわからない災害に備えた防災体制が整っていると思いますか。

●そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合は、平成28年度の鳥取中部地震後は32.6%と下がりましたが、その後は36.6%と防災意識の高まりがみられます。



② 身近に福祉サービスを利用できる仕組みづくり

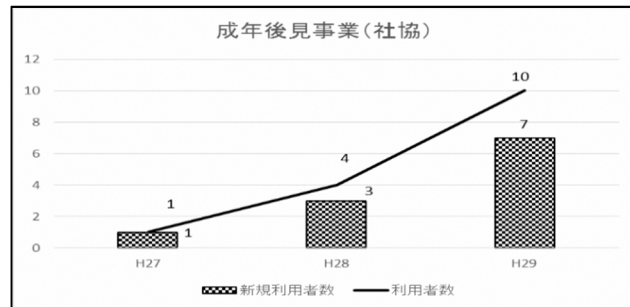
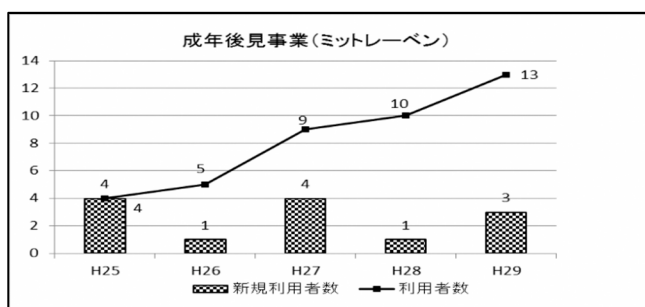
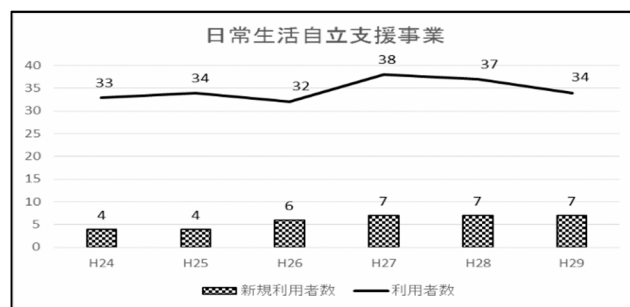
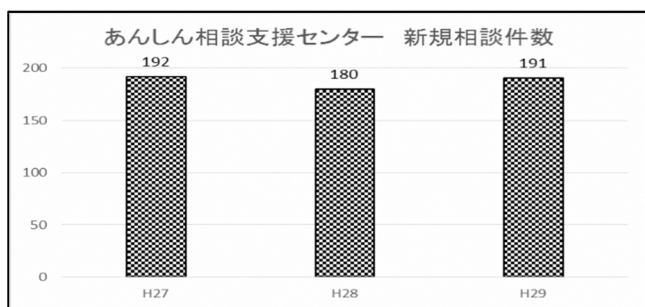
住民から、福祉サービスの内容や利用の仕方が分からない、身近に相談できる場がほしい等の様々な意見から、地域包括支援センターや子育て支援センター、障がい者地域生活支援センターなどの相談機関を設け、寄せられる様々な相談に対応しています。さらに、生活困窮者自立支援事業の開始に伴い、平成27年度に生活の困りごとなどの相談を総合的に受ける「あんしん相談支援センター」を設置し相談体制の充実を図りました。

地域包括支援センターにおいては、高齢者やその家族から、介護保険申請から各種サービス利用に至るまでの手続きやサービス内容に関する相談、認知症に関連する悩み事相談、また、独居或いは高齢者のみの世帯に関連する生活支援等の相談が多く、子育て支援センターにおいては、年齢にあった遊びや排泄、しつけに関する事、障がい者地域生活支援センターにおいては、サービスの利用方法や調整、仕事や家庭、障がい特性による不安に関する事等が多く寄せられています。寄せられた相談のほとんどは、各相談機関において、相談者のニーズにあった適切なサービスにつなぐことができますが、対応に苦慮するケースとして、認知症高齢者の養護者に障がいがあったり、介護サービスの利用が必要な高齢者の子がひきこもりの状態で生活に困窮し、適切なサービスにつなぐことが容易でない状態など、複合課題を抱えた世帯の対応に困難を要する事があり、相談件数も増えています。

対応に向けては、医療機関やサービス事業者、相談機関、行政等関係機関によるケース検討会等において情報を共有し、課題解決に向け各方面から支援していますが、生活に困窮した世帯や複合課題を抱えた世帯の相談については、複数の各分野の専門機関が連携し、迅速に解決につながるサービスを提供していく必要があります。

さらに、現在サービスにつながっていない人を早期に発見し、適切な支援につなげる事も大きな課題です。老々介護やごみ屋敷問題など、地域における情報把握や連絡体制、訪問活動ができる体制づくりが必要です。

また、利用者の権利擁護については、判断能力が低下した方の福祉サービス利用援助や金銭管理等を中心とした日常生活自立支援事業に加えて、施設入所や入院等の契約や財産管理のお手伝いが必要な方への成年後見事業を実施するとともに、平成29年度からは市民後見人養成事業に取り組んでいます。今後、認知症の高齢者や障がいのある人の増加が予測されることから、制度の周知は十分なものなのか、住民の人権や財産が守られているか等の課題を把握しながら、利用者の状況に応じた権利擁護の充実を図る必要があります。



- 倉吉市では平成25年度、市社協では平成27年度から成年後見事業を開始し、日常生活自立支援事業からスムーズに成年後見制度へ引継ぐことができます。平成29年度からは市民後見人の養成を開始し、受任体制が徐々に充実しています。
- 認知症高齢者の増加により、成年後見事業の利用者も増加しており、今後ますます本事業の充実が求められます。

【地区福祉懇談会等での意見】

- 障がい福祉サービスの内容や利用の仕方を知らない人が多い。
- 高齢者が相談しやすい窓口を設けてほしい。
- 家族にあまり迷惑をかけず介護サービスを利用しながら、自宅で最期を迎えたい。
- 障がいのある人の「親亡き後」の日常生活において、身の回りの世話をしてくれる人や、困った時に相談する人がいるか不安。
- 成年後見制度の仕組みが分からない。手続きが大変そう。

③ 地域における社会福祉事業の推進について

平成27年度から始まった生活困窮者自立支援事業を行う中で、食料の提供や就職活動に必要なスーツの貸出等公的サービスの対象とならない事業について、市民や団体・企業の参加を得て、「倉吉くらしの応援団」を立ち上げ、公的サービスと併せて実施することで、生活に困窮する方の自立に向けた支援に取り組んでいます。

また、社会福祉法の改正により、平成28年度から、社会福祉法人の地域における公益的な取組みが責務とされたことに伴い、市内の社会福祉法人が連携して、高齢者の介護予防のためにサロンの応援を行うとともに、生活困窮者等への支援の一環として、[※]「倉吉くらしの応援団」の財政支援や生活への直接的な支援を行う等、地域の課題解決に向けた取り組みを進めています。

今後においても、生活困窮者をはじめ制度の狭間にある様々な生活課題を抱えた世帯に対応していくため、倉吉くらしの応援団に参加する企業・団体を増やす取組や、社会福祉法人や企業、団体がもつ専門的技術、人材、財源を地域の中で活かしていく仕組みを広げていく必要があります。社会福祉事業への参加を促進するとともに、地域のニーズを掘り起こしていく必要があります。

【社会福祉法人が連携して行っている公益的取組】

(イ) 高齢者の閉じこもり・介護予防への支援

サロンへの専門職の派遣

- ・レクリエーション、ミニ講演、身近な疑問や不安などの相談



サロンでの介護士によるレクリエーションの様子

●社会福祉法人から派遣された介護士の感想

- ・地域の方々が笑顔いっぱいでも過ごしていただけるよう、日頃お世話になっている地域への貢献活動として関わることは大変有意義だと感じた。
- ・他法人、多職種の職員と一緒に活動をすることで、日頃の業務の参考となった。

●参加者の感想

- ・専門職の方が来られることで、いつもと違うレクリエーションができ、たくさん笑って、とても楽しいサロンだった。
- ・老人ホームの入所費用や体の状態等、日頃から気になっていることを気軽に聞くことができよかった。

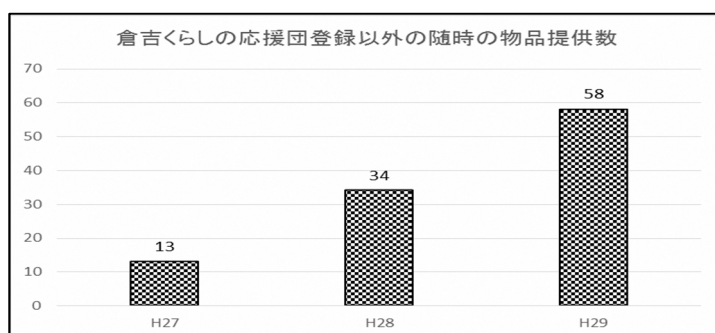
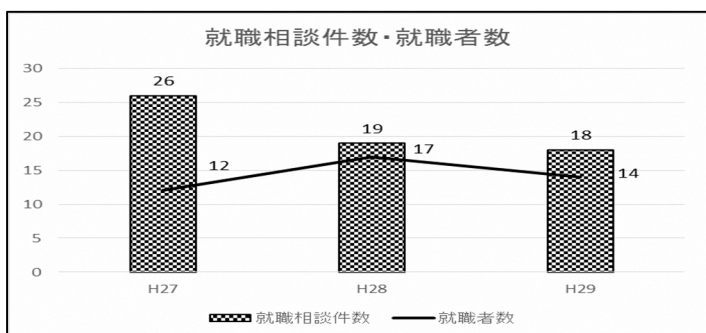
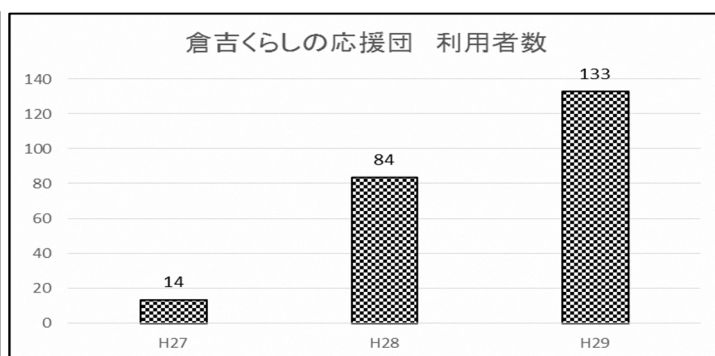
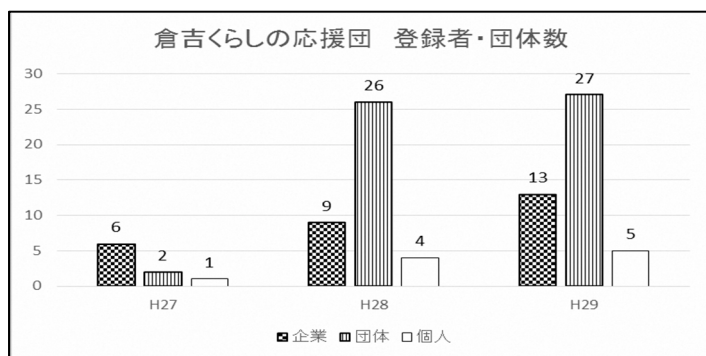
(ロ) 子ども、子育て家庭、生活困窮者等への支援

- ・各社会福祉法人に相談員を配置し、行政やあんしん相談支援センター等と連携した相談支援
- ・「倉吉くらしの応援団」への資金提供
- ・相談員対象の研修会の開催
- ・困窮世帯の引っ越しや片づけの手伝い 等

※「倉吉くらしの応援団」(平成27年12月24日立ち上げ)

- ・生活支援として食料の提供や生活用品等の提供・貸出
- ・就労支援としてリクルートスーツや携帯電話の貸出、肌着等の提供
- ・閉じこもりがちの方の居場所づくり「まいペース」の経費支出
- ・修学支援として制服等のリユース事業への経費支出
- ・子ども食堂への支援・ネットワーク化 等

【倉吉くらしの応援団 登録者・団体数等】



- 平成30年11月末日の「倉吉くらしの応援団」登録数は、企業、団体、個人を併せて47件となっており、増加しています。また、ニーズに対応して事業を拡大してきており、年々支援内容の充実が図られてきています。
- 利用者数も増加しており、「本当に助かった」との声が聞かれたり、就職につながりやすくなっています。
- 登録はされていなくても、随時、食料や生活用品を提供する人も増加しており、企業、団体、個人の参加する助け合いのしくみが広がっています。今後も企業をはじめ、多くの方々に応援団に参加していただけるよう、情報発信をしていきます。
- 「倉吉くらしの応援団」が複合課題を抱える生活困窮世帯等の生活や自立を支援するのみでなく、市民や企業等の社会貢献活動やネットワーク化を支え、広げていく機能を担っています。

(2) 総括

地域福祉に関する市民の意識向上や人材育成、災害時の支え合い、多様化・複雑化した生活課題に対する相談体制の充実を目指し、関係機関と連携し各種事業を行っています。

しかしながら、少子高齢化・世帯構造の変化等を背景に、今後も、生活課題や福祉ニーズの増大が予想され、さらに、生活課題の内容は複雑化・複合化し、制度の狭間で従来の対応では解決が難しいケースが増えています。

一方、自治公民館や当事者団体等のコミュニティの弱体化が進んでいることから、平成30年4月施行の社会福祉法の改正により、病気や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らし続ける「地域共生社会の実現」への対応が求められ、課題の早期発見・早期対応の仕組みづくりが急務となっています。

こうした課題に対応するため、第4期計画では、地域コミュニティの課題対応力の強化を図るとともに、個人や世帯が抱える問題を早期発見・早期解決する仕組みづくりを推進することが必須であることから、地域の福祉ネットワークを再構築するとともに、福祉学習を通してコミュニティの福祉力を高め、行政と専門機関・地域の福祉ネットワークが連携しながら「地域共生社会」が求める「包括的支援体制」づくりを進めることが重要な課題です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念・基本原則

基本理念

みんながいきいきと輝くまちづくり

「愛着と誇り未来いきいきみんなでつくる倉吉」をスローガンとする第11次倉吉市総合計画において、福祉分野における基本目標を「いつまでも健やかに過ごせるまち」とし、子どもから高齢者に至るまで、障がいの有無などにかかわらず、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、みんなで協力しながら支え合い、健やかに自分らしく過ごすことができるまちを目指しています。

これまで、地区役員や民生児童委員等との連携・協力のもと、様々な地域福祉活動を展開してきました。本格的な人口減少時代に突入し、さらに、核家族化の進行や高齢者のみの世帯の増加等により、住民同士が支え合う力（共助）を向上させ、公的サービス（公助）や専門機関との連携・協働により、支援を必要とする人を地域全体で支え合っていくことが、今後ますます求められています。住民自らが地域課題を「我が事」と捉え、「お互いさま」の意識のもと、様々な支え合いの実践へとつなげる地域づくりを進めます。

基本原則

誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現

現在、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスを切れ目なく一体的に提供し、地域生活を支える仕組みとして構築を目指しています。

しかしながら、今日的な課題として、複合的な問題を抱える人や世帯への対応が求められており、分野横断的かつ包括的な支援体制の構築が必要となっています。

高齢者、障がいのある人、子どもなど地域に住むすべての人が、一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合う「地域共生社会」の実現に向けて、地域課題の解決に取り組む地域づくりを進めるとともに、これまでの分野ごとの福祉サービスについて、複合的課題に対して包括的支援ができるよう、「縦割り」から「丸ごと」への転換を推進します。

2. 重点的な取り組み（重点課題）

本計画の推進にあたり、特に必要性が高く、計画期間中に重点を置いて取り組む以下の3点を「重点課題」としています。

重点1 小地域福祉活動の推進

地域におけるつながりが希薄化する中で、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けるためには、住民同士の支え合い活動を充実させることが重要です。

特に、身近な地域における様々な生活課題に対応するためには、専門職による支援とともに、住民同士による自発的な福祉活動が重要な役割を果たします。

今後は、支え合い活動をより充実させるとともに、住民一人ひとりが抱える生活課題をいつでも相談でき、住民が主体的に地域課題の解決を試みるための体制づくりと、誰もが気軽に集える場づくりを進めます。

重点2 人権・福祉学習・担い手づくりの推進

日々の生活の中で、様々な課題を抱えながら暮らしている人や、支援が必要な人が増えています。地域での支え合い、助け合いには、住民一人ひとりが福祉意識や人権意識を高めるとともに、生活課題を「他人事」から「我が事」として受け止めることが重要です。

今後は、学校、住民、当事者団体、企業、福祉専門機関等関係者と連携し、子どもや地域を対象とした人権・福祉学習・担い手づくりプログラムをつくるための協議の場づくりを進め、福祉の担い手を育成していきます。

重点3 包括的支援体制の構築

地域には、公的な支援だけでは対応が困難な複合課題を抱えた世帯が少なくありません。地域における多様な生活課題を的確に包括的に対応するためには、分野を越え横断的に支援できる体制づくりが重要です。

今後は、多様な生活課題を抱える世帯を「丸ごと」受け止め、住民との協働による課題発見と、地域援助にあたる専門家（CW）や地域自立生活支援員（CSW）の機能の強化を図り、総合相談窓口を核としながら、分野を越えた相談機関等のネットワーク化を進めます。また、人権学習会等を通じて、住民の権利侵害や権利擁護に対する意識を高めます。

3. 基本目標

基本理念の実現に向けて、国の制度や指針、近年の社会環境の変化や、本市を取り巻く現状などを踏まえ、三つの基本目標を定めます。

基本目標 I 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

住民の福祉に対する意識を醸成するとともに、身近な地域を単位とした支え合い・助け合い活動の促進を図ります。

また、地域福祉に関する活動の活性化を図るため、福祉学習を充実するとともに、地域福祉を担う人材の育成に努めます。

基本目標 II 福祉サービスの適切な利用の促進

地域における様々な生活課題の解決に向けて、相談支援体制の充実を図るとともに、わかりやすい情報の提供に努めます。

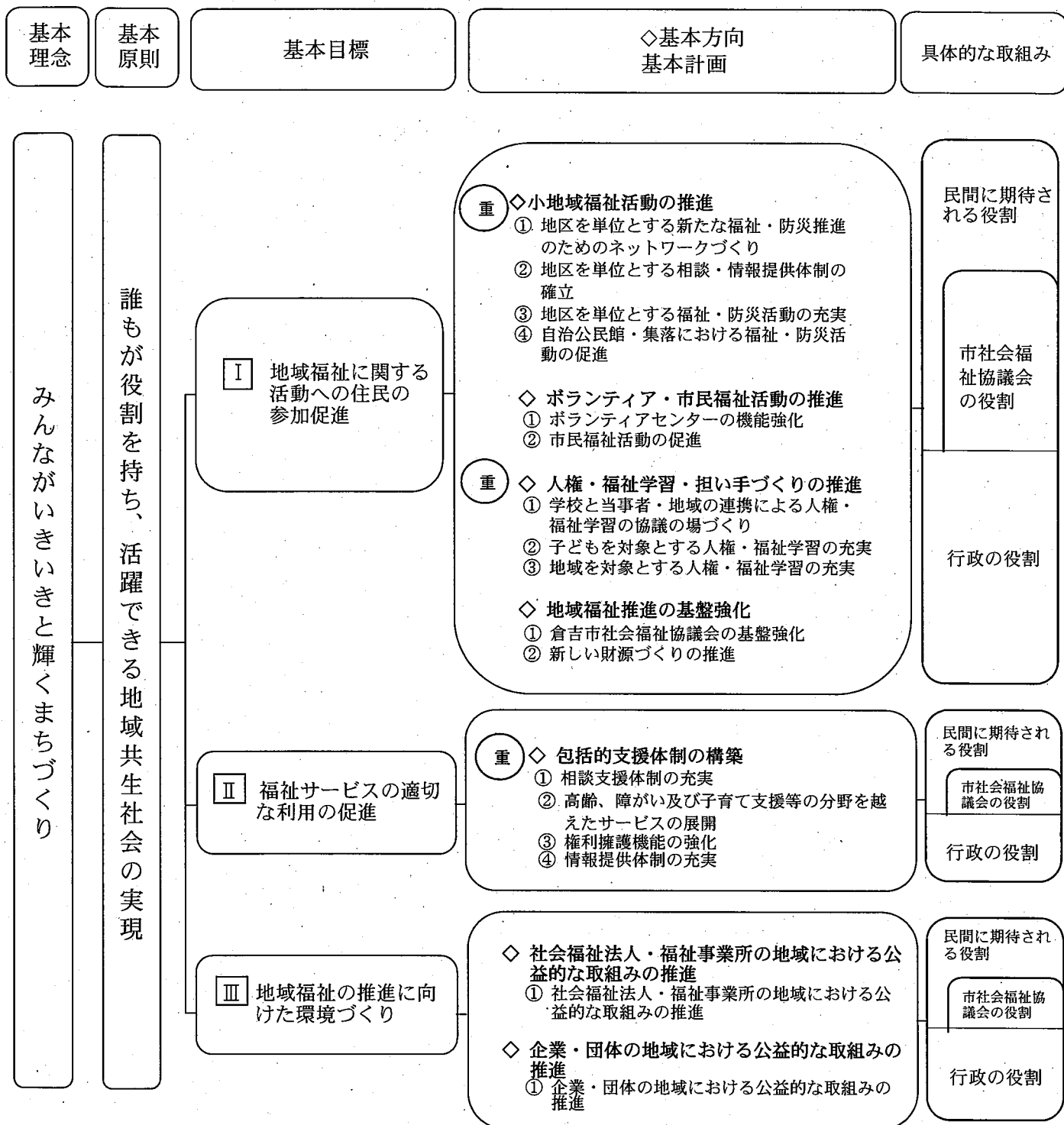
また、誰もが自分らしく暮らすために、住民一人ひとりの人権を尊重し、権利擁護への取り組みや、虐待等の人権侵害の早期発見、解決に取り組みます。

基本目標 III 地域福祉の推進に向けた環境づくり

住民や社会福祉法人、関係機関等のネットワークをさらに広め、地域の課題解決に向け取り組んでいきます。

また、地域の課題解決に向け、企業や団体等が持つ人材・技術・財源を活かした社会貢献活動を推進します。

計画の体系



第4期倉吉市地域福祉推進計画体系

基本方向	基本計画	民間に期待される役割		行政の役割
		(住民・自治公民館・地区社会福祉協議会・地区公民館・社会福祉法人等)	市社会福祉協議会の役割	
小地域福祉活動の推進	①地区を単位とする新たな福祉・防災推進のためのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地区では、地区公民館等を拠点として、地区の各団体の現状に合った組織づくりを検討します。 地区を単位とする新たなネットワークのもとに、福祉活動の担い手となるボランティアグループづくりを進めるとともに、各種団体と連携しながら、必要な活動を企画・実施し、調整役となる「地区コーディネーター」の養成及び配置を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティソーシャルワーカーを配置し、相談や見守り等の個別支援活動を中心に地区の活動を支援します。 コミュニティワーカー・生活支援コーディネーターを配置し、ネットワークづくりや地域福祉活動の企画・実施を中心に地区の活動を支援します。 地区コーディネーターの養成及び配置を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地区における拠点づくりを促進します。 コミュニティワーカー及びコミュニティソーシャルワーカーの配置を支援します。 地区コーディネーター（地区の有給スタッフ）の配置に向けて検討を進めます。 地域福祉に関する活動を支援します。 地区担当保健師等による地域への専門的な支援を行います。
	②地区を単位とする相談・情報提供体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 地区では、地区の拠点施設に相談窓口を設置します。 住民・団体等の協力のもと、地区の相談窓口の活動を担う地区相談員の配置を検討します。 地区の相談窓口では、各専門機関の支援や連携のもと、課題解決に向けた協議を行います。 住民、団体等は、地域の課題や気づきを地区の相談窓口につなぎ、解決のための協議に加わります。 地区では、住民の相談に対応できるよう、様々な情報提供体制の整備を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区相談員の養成研修を担い、配置を支援します。 コミュニティソーシャルワーカーが地区を訪問し、常設型の相談機能を支援します。 地区の課題解決に向けた協議に参加し、情報収集・提供、地域課題の把握を行うとともに、総合相談や関係機関と連携し支援します。 地区での情報提供体制づくりを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区相談窓口の設置を支援します。 地区相談員の養成を支援します。 地域課題解決に向け、関係機関との連携を強化します。 地区での情報提供体制づくりを支援します。
	③地区を単位とする福祉・防災活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地区の拠点施設を活用して常設型の集いの場（サロン・カフェ）づくりを検討します。常設型の集いの場においては、介護予防活動を実施したり、認知症の方や障がい児・者等の当事者が住民と気軽に交流できる共生型サロン（カフェ）の開設を目指します。 地域課題の解決に向けて、必要な活動や仕組みづくりを推進します。 地区では、福祉や防災に関する研修の充実を図ります。 住民や団体等は、地区を単位とする福祉や防災に関する研修や活動に積極的に参加したり、積極的に取り組みます。 地区では、災害時要支援者を対象として、当事者団体や専門職と連携した避難訓練を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉や防災に関する研修や活動を支援します。 コミュニティワーカー・生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーは地区で開催される会や活動に積極的に参加します。 コミュニティワーカー・生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーは、常設型の集いの場づくりを支援するとともに、各種専門機関と連携しながら、共生型サロン（カフェ）の開設を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区における福祉や防災に関する研修等に積極的に職員を派遣するなど、活動を支援します。 地区を単位とする福祉・防災活動への財政的支援を拡充します。
	④自治公民館・集落における福祉・防災活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 自治公民館の加入率向上に努めます。 地区を単位とするネットワークと連携しながら、自治公民館・集落を単位とするサロン活動や支え愛マップづくり、避難訓練等の福祉・防災活動を推進します。 住民は、自治公民館で開催されるサロン活動や支え愛マップづくり、避難訓練等の福祉や防災活動に積極的に参加します。 住民は、困った人や地域の課題に気づいた時には、民生児童委員や班長、公民館長等に積極的に発信します。 自治公民館は、サロン活動や支え愛マップづくり、避難訓練等の福祉や防災活動に積極的に取り組みます。 自治公民館は、自治公民館で解決できない課題等については、地区の相談窓口につなぎます。 住民や、自治公民館は、住民の孤立を防ぐための見守りや活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉や防災に関する研修や活動を支援します。 コミュニティワーカー・生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーは自治公民館で開催される会や活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の自治公民館加入に関する啓発を行います。 高齢者世帯、障がいのある人、子育て世帯等を把握し、地域との情報共有に努めます。 支え愛マップの作成や更新の際には職員を派遣し、自治公民館等における地域の防災減災活動を支援します。 災害時要配慮者避難支援プランを推進します。 自治公民館等におけるサロン活動や開設を支援します。 住民による見守り活動を支援します。
ボランティア・市民福祉活動の推進	①ボランティアセンターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 住民は、ボランティア活動への理解を深め、積極的に活動し参加します。 住民は、ボランティアによる支援が必要な人の情報を把握し、地区の相談窓口へつなぎます。 地区は、住民の相談を受けた際、必要があればボランティアセンターへつなぎます。 住民は、災害ボランティア活動への理解を深め、参加に努めます。 自治公民館、地区では、認知症サポーターやあいサポーター等の養成と活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの養成研修の充実にも努めます。 ボランティアコーディネーターを育成します。 地区で必要とされるボランティアニーズを積極的に把握します。 ボランティアを希望する人にとって、最適なボランティア活動の場を提供します。 ボランティア団体やNPO等の相互交流や連携を推進します。 企業や団体等に社会貢献活動を促すために、積極的な呼びかけや研修等を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターの機能強化を支援します。
	②市民福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 住民、自治公民館、地区では、市民福祉活動への理解を深め、参加に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉活動への支援や団体の立ち上げ支援に努めます。 地域福祉を考える機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり活動を支援します。

基本方向	基本計画	民間に期待される役割		行政の役割
		(住民・自治公民館・地区社会福祉協議会・地区公民館・社会福祉法人等)	市社会福祉協議会の役割	
人権・福祉学習・担い手づくりの推進	①学校と当事者・地域の連携による人権・福祉学習の協議の場づくり	・地区では、学校、住民、当事者団体、企業、福祉専門機関等関係者が連携し、子どもや地域を対象とした人権・福祉学習のプログラムをつくるための協議の場を設置します。	・地区での人権・福祉プログラムづくりを支援します。 ・市全体では、当事者も含め学校、住民、当事者団体、企業、福祉専門機関等関係者で、プログラムをつくるための協議の場を設置します。	・教育部門や人権部門等必要な部門と連携し、人権・福祉学習の協議の場づくりを支援します。
	②子どもを対象とする人権・福祉学習の充実	・学校は、人権・福祉学習を積極的に取り組み、体験型から実践型学習への転換を図り、子どもの地域での福祉活動や当事者への理解を深めます。 ・地区では、子どもの福祉学習の場として、小・中・高校生、大学生等の受入れを行います。 ・社会福祉法人、企業等、地区では、教育機関と連携して、子ども向け福祉学習プログラムに参画し、福祉学習を実践できる場の提供に努めます。	・園、学校と地域が双方向で相互連携を図りながら、住民、当事者の参加を通じて、従来の車いす体験等の体験型学習から実践型学習への転換を図り、子どもの成長段階に応じた福祉学習の体系をつくります。 ・市福祉教育推進連絡協議会に参画し、子どもの人権・福祉学習を支援します。	・教育部門・人権部門・福祉部門との連携を強化します。
	③地域を対象とする人権・福祉学習の充実	・住民は、人権・福祉学習に積極的に参加し、福祉活動や当事者への理解を深めます。 ・自治公民館、地区では、人権・福祉学習の機会の提供に努めます。	・企業、学校、当事者等様々な関係機関と連携し、人権・福祉学習の体系をつくります。	・人権部門や教育部門と連携し、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等への理解の促進を図ります。 ・町内学習会の開催を支援します。 ・認知症サポーターやあいサポーター等養成講座を継続して実施し、地域福祉推進のための人材の確保を図ります。
地域福祉推進の基盤強化	①倉吉市社会福祉協議会の基盤強化	・住民、自治公民館、企業、社会福祉法人等は、地域福祉への理解を深め、共同募金等による寄付や、各種会費の拠出に努めます。	・コミュニティワーカー・生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーが、地域にアウトリーチできるよう、組織体制と事業を見直し、地域福祉推進の機能を強化します。 ・コミュニティワーカー・生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーの適正な配置をし、研修への積極的な参加や内部研修を通して、福祉の視点を持ち、地域のニーズを的確に捉えて解決していける職員を育成します。	・倉吉市社会福祉協議会の運営を支援します。 ・専門職の適正な配置等、組織体制の見直しを支援します。
	②新しい財源づくりの推進	・住民、企業等は積極的な寄付に努めます。	・社協に対する理解を深めるための取組を強化し、民間による新たな寄付金等の確保に努めます。	・地域福祉活動の情報提供に努め、地域福祉活動の支援の意識を高めます。 ・福祉事業の企画に基づくふるさと納税の活用を検討します。
包括的支援体制の構築	①相談支援体制の充実	・住民は、生活課題の把握に努め、困っている人に気づいた時には、課題をわがごととして捉え、民生児童委員や関係機関、地区の相談窓口につなぎます。 ・地区の相談窓口においては、地区内の地域課題、生活課題の解決に向け、住民で話し合う体制づくりに努めます。 ・地区では、課題解決のため、住民と専門職、関係機関協働の共生型支援会議を開催し、早期に支援する体制づくりに努めます。	・コミュニティソーシャルワーカーの機能を強化し、地域ニーズを把握するためアウトリーチできる体制をつくります。 ・地区の相談窓口で解決できないことは、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、行政や関係機関と連携して地区において共生型支援会議を開催します。 ・地区において解決できないことは、コミュニティソーシャルワーカーがつなぎ役となり、総合相談窓口へつなぎます。 ・民間で解決できないことは、プロジェクト会議で検討し、必要な仕組みづくりに努めます。 ・複合的な課題に対応できるよう、包括的な相談支援体制を構築します。 ・研修会に積極的に参加するとともに、内部研修を充実し、コミュニティソーシャルワーカーとしての資質向上を図ります。	・地区レベルで住民が気軽に相談できる窓口の設置を支援します。 ・地区における相談窓口と総合相談窓口及び各専門機関との連携体制を構築します。 ・地域包括支援センターや障がい者地域生活支援センター、子育て支援センター等の相談体制の充実を図ります。 ・住民が把握した課題を地域で包括的に受け止め、課題解決にむけた協議を行う共生型支援会議に参加し、支援します。 ・地区において解決できない課題については、庁内のプロジェクト会議において協議し、課題解決のための仕組みづくりに努めます。 ・複合的課題に対応できる包括的な総合相談窓口を設置します。

基本方向	基本計画	民間に期待される役割		行政の役割
		(住民・自治公民館・地区社会福祉協議会・地区公民館・社会福祉法人等)	市社会福祉協議会の役割	
包括的支援体制の構築	②高齢、障がい及び子育て支援等の分野を越えたサービスの展開	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の拠点施設を活用して常設型の集いの場（サロン・カフェ）づくりを検討します。常設型の集いの場においては、介護予防活動を実施したり、認知症の方や障がい児・者等の当事者が住民と気軽に交流できる共生型サロン（カフェ）の開設を目指します。（再掲 I-1-③） ・地域課題の解決に向けて、必要な活動や仕組みづくりを推進します。（再掲 I-1-③） ・住民、企業、団体、社会福祉法人等は、地域の複合的課題の解決に向けて、積極的に技術や機能等を活かすとともに、「倉吉くらしの応援団」等に参加し、連携して取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティワーカー・生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーは、常設型の集いの場づくりを支援するとともに、各種専門機関と連携しながら、共生型サロン（カフェ）の開設を支援します。（再掲 I-1-③） ・複合的な課題解決等のために、住民、団体、企業、福祉専門機関等と協働で、必要な仕組みづくりに努め助け合いの仕組みを充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の共生型サロン（カフェ）の開設を促進します。 ・ひきこもりや孤立をしている人等の制度の狭間にいる人を対象としたサービスを促進します。 ・共生型サービスの促進を図ります。 ・高齢者や障がい者等の消費者被害の防止に向けた取り組みを促進します。
	③権利擁護機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は、権利擁護に関する講習会、研修会に積極的に参加し、権利擁護の意識を高めます。 ・住民は、権利侵害の疑いや、困っている人に気づいたり、気になることがあれば、民生児童委員や関係機関につなぎます。 ・自治公民館や地区では、住民の権利擁護の意識が高まるよう、人権学習会等を開催します。 ・社会福祉法人や企業は、職員や社員の権利擁護の意識が高まるよう、人権学習会等を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの相談に柔軟に対応できるよう、他の関係機関と連携し、相談窓口の充実を図ります。 ・日常生活自立支援事業や成年後見事業の強化を図ります。 ・行政や関係機関と連携し、市民後見人を養成し、活動を支援します。 ・日常生活自立支援事業や成年後見事業の利用に至らない人等で、判断する力の衰えた人等の生活を支援するための柔軟な仕組みを新たに検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座を継続して実施します。 ・制度の周知に努めます。 ・権利擁護に関する市民向けの研修を積極的に行い、情報公開に努めるとともに、虐待等の早期発見、早期対応の強化を図ります。 ・地域包括支援センターや地区の相談窓口等との連携体制を構築します。 ・地域における人権学習会等に積極的に職員を派遣し、障がいや障がいのある人、高齢者、子ども等に関する住民の理解の促進を図ります。
	④情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は、市や社協の広報紙等で提供される情報について積極的な把握に努めます。 ・住民は、地域で開催される出前講座等に積極的に参加します。 ・相談窓口の把握に努めます。 ・地区では、相談窓口の情報を積極的に発信します。（再掲 I-1-②） 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ等の様々な媒体により、制度や相談窓口の周知を図ります。 ・コミュニティワーカー・生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーが地域での様々な会議や住民の集まる機会に積極的に出向き、制度や相談窓口の周知に努めるとともに、地域の情報の把握に努めます。 ・民生児童委員や各種支援センター等との連携に努め、積極的な情報の提供を行うとともに、把握に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の相談窓口や総合相談窓口等の相談支援窓口の周知に努めます。 ・地区の相談窓口と総合相談窓口、専門相談機関、行政が気軽に相談できる関係づくりを推進します。 ・必要な情報が必要な人に届くよう、既存の情報提供と併せ、地域や団体への出前講座など、積極的な情報提供に努めます。 ・市報やホームページ等様々な媒体により、各種サービスや制度などの情報を分かりやすく提供するよう努めます。
地域福祉の推進に向けた環境づくり	①社会福祉法人・福祉事業所の地域における公益的な取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人は、地区の会議等に参加し、専門性を活かして地域の課題解決に向けた公益的取組に努めます。 ・社会福祉法人は、地域の課題解決に向けた社協が開催する地域関係者や行政等で構成する意見交換会等のネットワークに積極的に参加します。 ・社会福祉法人は、「倉吉くらしの応援団」への参加に努めます。 ・社会福祉法人は、さまざまな人の就労を支援するため、中間的就労を含めたさまざまな仕事の場づくりに努めます。 ・社会福祉法人は、公益的取組として他の法人と連携して行う事業に参加し、他の事業所や異なる業種の職員とともに取り組むことで、他業種との交流や職員の資質向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の社会福祉法人が公益的取組を行いやすいよう、地域課題を把握し、課題解決に向けた意見を交換できる場として、社会福祉法人や地域関係者、行政等が参加するネットワークとして意見交換会を開催します。 ・多職種が情報交換等を行うことができる社会福祉施設連絡協議会の活動を支援します。 ・社会福祉法人が連携して行う地域における公益的取組として実施しているサロンへの支援について、サロンと社会福祉法人の活動調整を行うとともに、積極的に参加します。 ・社会福祉法人が連携して行う地域における公益的取組として実施している「倉吉くらしの応援団」の財源の拠出や相談窓口の設置等呼びかけ、住民の生活を応援するとともに、社会福祉法人等の職員向けの研修を行います。 ・社会福祉法人が地域の課題解決に向けたネットワークに参加できるよう、つなぎ役となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社協が実施する社会福祉法人等の意見交換会や、市内の社会福祉法人等が連携して行う地域における公益的取組等のネットワークに参加し、地域のニーズを把握するとともに、発信に努めます。 ・地域課題解決に向け、社会福祉法人等の公益的な活動を促進します。 ・研修等への参加と支援をします。 ・社会福祉充実計画の作成を支援します。
	①企業・団体の地域における公益的な取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は、持っている技術等を活かし社会貢献活動に努めます。 ・企業・団体等は、人材や技術、財源を提供し、地域課題の解決に向け、住民や関係機関等のネットワークに参加するとともに、社会貢献活動に努めます。 ・住民・企業・団体等は、「倉吉くらしの応援団」への参加に努めます。 ・住民・企業・団体等は、中間的就労を含めたさまざまな仕事の場づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や団体等に社会貢献活動を促すために、積極的な呼びかけや研修等を実施します。 ・「倉吉くらしの応援団」の事務局として、住民や企業、団体等に積極的な参加を呼びかけます。 ・「倉吉くらしの応援団」の財源や、提供される物等を活かし、市民の生活を応援します。 ・企業や団体等が地域の課題解決に向けたネットワークに参加できるよう、つなぎ役となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や団体等への社会貢献活動に関する情報提供を行います。

第4章 具体的な取組み

I 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

基本方向 1. 小地域福祉活動の推進

将来像

- ・地区公民館等は、常設型の地区相談窓口を設置し、住民ニーズをいち早く把握し、各種の専門機関の支援や連携のもと、早期に支援体制づくりができるようになります。また、地区相談窓口が情報発信拠点となり、住民が保健医療福祉や防災等の情報を気軽に入手できます。
- ・地区公民館等は、各種の専門機関の支援や連携のもと、住民主体のボランティア組織を設置し、見守り・安否確認活動や介護予防活動、常設型サロンなど、地域の課題解決のための様々な生活支援活動を企画・実施しています。
- ・地区公民館等は、各種の専門機関や団体と連携しながら、高齢者や認知症、障がいのある人、子育て中の親や子ども等、課題を抱える当事者とその家族が集い、地域住民と積極的に交流しながら、いつまでも自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

基本計画 ①地区を単位とする新たな福祉・防災推進のためのネットワークづくり

①現状と課題

急速に進む少子高齢化により、福祉サービスを必要とする人が増加する一方、核家族化の進展により、家族の支援を受けることは困難な状態となり、さらに、在宅生活を支える介護・医療職といった人材が大きく不足することが見込まれ、今後、既存の公的サービスだけでは生活を支えきれない状況になりつつあります。

②今後の方向性

地域における支え合い、助け合いにより、誰もが地域から孤立することなく、住み慣れた地域で最期まで暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

地区を単位とした住民が気軽に集い交流する場を設け、生活課題の把握や課題を解決するための議論が行われることにより、誰もが住み慣れた地域で最期まで暮らせるまちづくりを進めます。

③具体的な取組み

役割	取組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地区では、地区公民館等を拠点として、地区の各団体の現状に合った組織づくりを検討します。 ・地区を単位とする新たなネットワークのもとに、福祉活動の担い手となるボランティアグループづくりを進めるとともに、各種団体と連携しながら、必要な活動を企画・実施し、調整役となる「地区コーディネーター」の養成及び配置を推進します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカーを配置し、相談や見守り等の個別支援活動を中心に地区の活動を支援します。 ・コミュニティワーカー・生活支援[※]コーディネーターを配置し、ネットワークづくりや地域福祉活動の企画・実施を中心に地区の活動を支援します。 ・地区コーディネーターの養成及び配置を支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区における拠点づくりを促進します。 ・コミュニティワーカー及びコミュニティソーシャルワーカーの配置を支援します。 ・地区コーディネーター（地区の有給スタッフ）の配置に向けて検討を進めます。 ・地域福祉に関する活動を支援します。 ・地区担当保健師等による地域への専門的な支援を行います。

「重点課題1」の図は、地域課題の解決と地域共生社会の実現に向けたそれぞれの役割から見える本市における地区を単位とする新たな福祉ネットワークのイメージ図です。

行政の分野ごとの組織体制に併せ各地域組織があるため、相互の連携が弱く、さらに、複雑化する地域課題は増加傾向にある中で、各組織の会員や担い手の不足等により、各組織の自主的な活動はますます困難になっています。

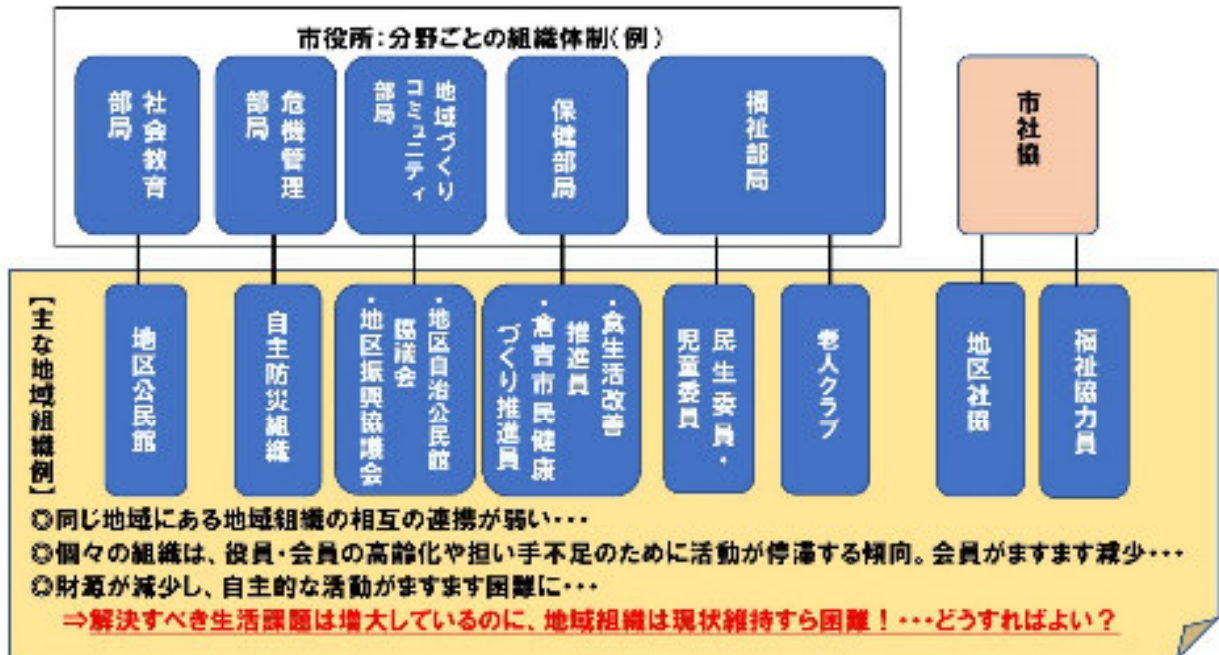
各地域組織が抱える課題への対応と、住民が主体的に地域課題の解決を試みるための体制づくりに向け、地区公民館等を拠点とし、住民が気軽に集う場・相談機能を整備するものです。各組織からなる地区ボランティアが福祉部門のさまざまな活動を支援する一方、各組織の活動も地区ボランティアが支援しお互いが支え合う体制を理想とするものであり、現在、第3次倉吉市行財政改革計画（平成30年1月）において検討されている地区公民館のあり方の協議の結果を踏まえ、今後、地域や市役所庁内各課との調整・連携により、実現に向けて取り組むものです。

※生活支援コーディネーター…地域において生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人を生活支援コーディネーター（地域支え愛推進員）という。

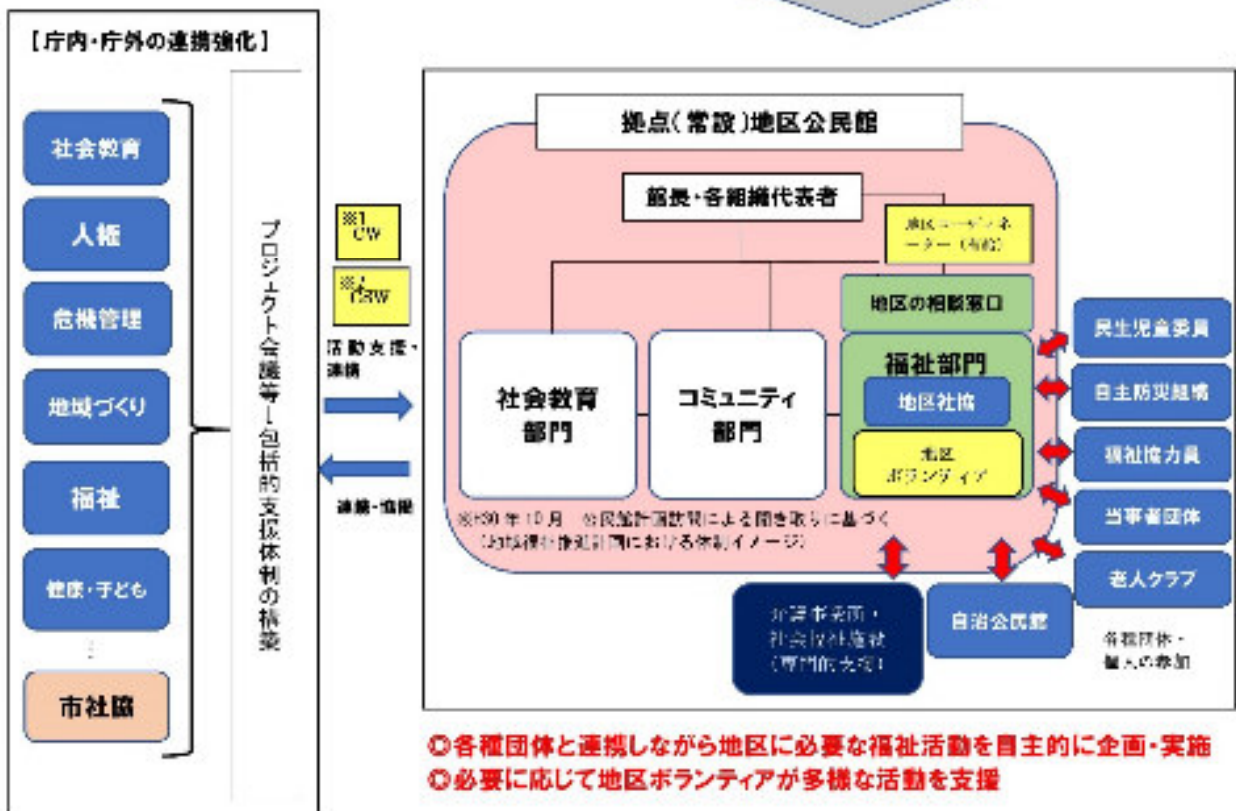
重点課題1

倉吉市における地区を単位とする新たな福祉ネットワークのイメージ図

これまでの小地域における福祉活動推進組織のあり方



地域共生社会の実現に向けた福祉活動推進組織のあり方(例)



※1 CW…社会福祉に関する専門的知識を有し、社会資源の開発等の地域援助技術等を活用して、地域援助にあたる専門職を、コミュニティワーカーという。
 ※2 CSW…コミュニティソーシャルワークは地域自立生活支援である。個人(本人、家族)のニーズをもとに、公的サービスやインフォーマルサービスをつなげて、地域の福祉力を支援する手法で、それを行う専門職をコミュニティソーシャルワーカーという。

I 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

基本方向 1. 小地域福祉活動の推進

基本計画 ②地区を単位とする相談・情報提供体制の確立

①現状と課題

高齢化や家族形態の変化により、身近に悩みや不安を相談する人がいないことや、相談先が分からないために問題を抱え込み孤立してしまう人がいます。

②今後の方向性

住民に身近な地域に、住民が気軽に相談できる体制を図り、住民が抱える様々な生活課題の把握に努め、地域の人の知識や経験、つながりによって課題解決のための助言や早期に支援できる体制と、必要に応じて専門機関につなぐ体制を整備します。

③具体的な取組み

役割	取り組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地区では、地区の拠点施設に相談窓口を設置します。 ・住民・団体等の協力のもと、地区の相談窓口の活動を担う地区相談員の配置を検討します。 ・地区の相談窓口では、各専門機関の支援や連携のもと、課題解決に向けた協議を行います。 ・住民、団体等は、地域の課題や気づきを地区の相談窓口につなぎ、解決のための協議に加わります。 ・地区では、住民の相談に対応できるよう、様々な情報提供体制の整備を検討します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区相談員の養成研修を担い、配置を支援します。 ・コミュニティソーシャルワーカーが地区を訪問し、常設型の相談機能を支援します。 ・地区の課題解決に向けた共生型支援会議に参加し、情報収集・提供、地域課題の把握を行うとともに、総合相談や関係機関と連携し支援します。 ・地区での情報提供体制づくりを支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地区相談窓口の設置を支援します。 ・地区相談員の養成を支援します。 ・地域課題解決に向け、関係機関との連携を強化します。 ・地区での情報提供体制づくりを支援します。

I 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

基本方向 1. 小地域福祉活動の推進

基本計画 ③地区を単位とする福祉・防災活動の充実

①現状と課題

現在、本市を含め、全国各地で大規模な災害が起きています。平成28年10月に発生した鳥取県中部地震により、住民参加型で防災・支え愛マップを作成するなど防災意識や地域での支え合いの意識が高まっているものの、現状では十分に防災体制が整っているとは言えない状態です。

②今後の方向性

避けることのできない自然災害に対し、日頃からの地域とのつながりは、互いの命を守る重要な要素です。サロン活動や介護予防活動などに誰もが気軽に集い、子どもや高齢者、障がいのある人との交流を通じて日ごろから地域に暮らす人を知り、要配慮者の把握と情報共有に努め、地域での支援と自主防災組織、行政との一体的な支援体制を整備します。

③具体的な取組み

役割	取組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> 地区の拠点施設を活用して常設型の集いの場（サロン・カフェ）づくりを検討します。常設型の集いの場においては、介護予防活動を実施したり、認知症の方や障がい児・者等の当事者が住民と気軽に交流できる共生型サロン（カフェ）の開設を目指します。 地域課題の解決に向けて、必要な活動や仕組みづくりを推進します。 地区では、福祉や防災に関する研修の充実を図ります。 住民や団体等は、地区を単位とする福祉や防災に関する研修や活動に積極的に参加したり、積極的に取り組みます。 地区では、災害時要配慮者を対象として、当事者団体や専門職と連携した避難訓練を実施します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 福祉や防災に関する研修や活動を支援します。 コミュニティワーカー、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーは地区で開催される会や活動に積極的に参加します。 コミュニティワーカー、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーは、常設型の集いの場づくりを支援するとともに、各種専門機関と連携しながら、共生型サロン（カフェ）の開設を支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 地区における福祉や防災に関する研修等に積極的に職員を派遣するなど、活動を支援します。 地区を単位とする福祉・防災活動への財政的支援を拡充します。

I 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

基本方向 1. 小地域福祉活動の推進

基本計画 ④自治公民館・集落における福祉・防災活動の促進

①現状と課題

自治会加入率の低下や地域交流が希薄化する中で、一人暮らしや高齢者のみの世帯の割合が年々増加しており、地域で見守る体制の下、虐待や孤立化の予防や早期発見できる仕組みが必要です。

②今後の方向性

平成28年10月に発生した鳥取県中部地震の経験から、高齢者や障がいのある人、子育て世代などの避難の困難さや、発災直後の避難支援を行った大部分が地域住民同士であったことから、日常的な地域のつながりや支え合いの活性化、情報共有の強化により、地域住民同士での避難支援の確立を目指します。

③具体的な取組み

役割	取り組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none">・自治公民館の加入率向上に努めます。・地区を単位とするネットワークと連携しながら、自治公民館・集落を単位とするサロン活動や支え愛マップづくり、避難訓練等の福祉・防災活動を推進します。・住民は、自治公民館で開催されるサロン活動や支え愛マップづくり、避難訓練等の福祉や防災活動に積極的に参加します。・住民は、困った人や地域の課題に気づいた時には、民生児童委員や班長、公民館長等に積極的に発信します。・自治公民館は、サロン活動や支え愛マップづくり、避難訓練等の福祉や防災活動に積極的に取り組みます。・自治公民館は、自治公民館で解決できない課題等については、地区の相談窓口につながります。・住民や、自治公民館は、住民の孤立を防ぐための見守りや活動を行います。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・福祉や防災に関する研修や活動を支援します。・コミュニティワーカー、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーは自治公民館で開催される会や活動に積極的に参加します。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の自治公民館加入に関する啓発を行います。 ・高齢者世帯、障がいのある人、子育て世帯等を把握し、地域との情報共有に努めます。 ・支え愛マップの作成や更新の際には職員を派遣し、自治公民館等における地域の防災減災活動を支援します。 ・災害時要配慮者避難支援プランを推進します。 ・自治公民館等におけるサロン活動や開設を支援します。 ・住民による見守り活動を支援します。
----	---

各エリアごとの活動を整理するとP58のようになります。

【地域福祉を推進するための生活圏域】

地域	主な福祉推進機能や具体的な取り組み例
自治公民館エリア	<p>◎自治公民館、民生児童委員、福祉協力員等の連携による見守り活動</p> <p>◎近隣住民・世帯が抱える困りごとを把握し、解決に向けて地域の身近な相談窓口等へ繋ぐ</p> <p>◎自治会・集落サロンボランティアへの参加</p> <p>◎住民の自主的活動と学習機会への参加 等</p> <p>(具体的な取り組み例)</p> <p>○見守り支援活動 ○支え合い・助け合いの意識の醸成</p> <p>○支え愛マップ・防災マップの作成 ○我が事意識による課題解決</p> <p>○ふれあい・いきいきサロン</p> <p>○町内学習会</p>
地区公民館エリア	<p>◎地区公民館</p> <p>◎福祉ネットワークの検討</p> <p>→地区公民館等を常設型拠点として確保</p> <p>→住民が気軽に相談できる場づくりを推進</p> <p>→相談員・ボランティアを養成</p> <p>※1 →地区コーディネーターを配置</p> <p>◎地区社協・地区民協・地区自治公→ネットワークの構築</p> <p>◎地区ボランティアの配置</p> <p>(具体的な取り組み例)</p> <p>○見守り支援活動 ○常設型のサロンの活動 ○地域福祉活動</p> <p>○ふれあい給食サービス ○福祉学習</p>
倉吉市全域	<p>◎市役所</p> <p>◎倉吉市社会福祉協議会</p> <p>◎地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター、子育て支援センター</p> <p>◎福祉施設、福祉・保健・医療サービス事業所、企業</p> <p>(具体的な取り組み)</p> <p>○総合相談窓口の設置 ○市内プロジェクト会議の開催</p> <p>※2 ○コミュニティソーシャルワーク ○社会資源の開発</p>

※1 地区コーディネーター…地域や個人が抱える課題を住民自らが問題として捉え、その解決に向けた地域の取り組みを支援することを目的に、地域住民・行政等と連携しながら次の業務を行う者

■地域や集落の状況調査・課題把握 ■地域・住民・行政等との連絡調整 ■課題解決に向けた協議 ■地域や集落の活性化に向けた情報収集や活動支援 等

※2 コミュニティソーシャルワーク…地域自立生活支援。個人（本人、家族）のニーズをもとに、公的サービスやインフォーマルサービスをつなげて、地域の福祉力を支援する手法で、それを行う専門職をコミュニティソーシャルワーカーという。

I 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

基本方向 2. ボランティア・市民福祉活動の推進

将来像

- ・ボランティアセンターに多くの人がボランティア登録をし、センターに地域のニーズが寄せられ、活動の調整が活発に行われています。
- ・地域住民が役割を持ち、やりがいを感じて積極的にボランティアや福祉活動を行っています。

基本計画 ①ボランティアセンターの機能強化

①現状と課題

今後も、少子高齢化・人口減少が続き、さらに1世帯あたりの人数も減り続け、支えを必要とする人の増加が予測され、ボランティアニーズの多様化や支える側の新たな担い手が求められます。

②今後の方向性

住民が持つ専門的な知識や技術、経験が十分に活かされ、活発にボランティア活動ができるようサポート体制を充実させます。

③具体的な取組み

役割	取り組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は、ボランティア活動への理解を深め、積極的に活動し参加します。 ・住民は、ボランティアによる支援が必要な人の情報を把握し、地区の相談窓口へつなぎます。 ・地区は、住民の相談を受けた際、必要があればボランティアセンターへつなぎます。 ・住民は、災害ボランティア活動への理解を深め、参加に努めます。 ・自治公民館、地区では、認知症サポーターやあいサポーター等の養成と活動を推進します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの養成研修の充実に努めます。 ・ボランティアコーディネーターを育成します。 ・地区で必要とされるボランティアニーズを積極的に把握します。 ・ボランティアを希望する人にとって、最適なボランティア活動の場を提供します。 ・ボランティア団体やNPO等の相互交流や連携を推進します。 ・企業や団体等に社会貢献活動を促すために、積極的な呼びかけや研修等を実施します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの機能強化を支援します。

I 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

基本方向 2. ボランティア・市民福祉活動の推進

基本計画 ②市民福祉活動の促進

①現状と課題

地域活動に参加した人は、地域交流により生活課題の発見や予防につながっています。高齢者や障がいのある人、子ども、地域活動に関心がありながらも参加する機会がない人の誰もが参加しやすい環境づくりが必要です。

②今後の方向性

福祉活動に関する情報を充実させ、市民や団体の福祉活動が活発に行われることにより、次世代のリーダーや後継者といった人材の育成につなげます。

③具体的な取組み

役割	取組みの内容
民間に期待される役割	・住民、自治公民館、地区では、市民福祉活動への理解を深め、参加に努めます。
市社会福祉協議会	・福祉活動への支援や団体の立ち上げ支援に努めます。 ・地域福祉を考える機会を提供します。
行政	・まちづくり活動を支援します。

I 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

基本方向 3. 人権・福祉学習・担い手づくりの推進

将来像

- ・学校・企業・当事者団体・事業所等さまざまな機関・団体が参加したネットワークが形成され、住民の福祉課題を「他人事」から「我が事」として受け止められる効果的な福祉学習のプログラムづくりが進められています。
- ・学校内や地域において、子どもや学生向けの福祉学習プログラムが充実し、福祉活動に関心を持つ人が増えています。
- ・当事者、家族も福祉学習プログラムに参加し、障がいや認知症、難病等の理解促進に向けた活動を積極的に展開しています。

基本計画 ①学校と当事者・地域の連携による人権・福祉学習の協議の場づくり

①現状と課題

現在、地域や学校において、人権・福祉学習が行われていますが、地域共生社会の実現に向け、認知症や難病、障がいのある人やその家族、学校、住民、企業、福祉専門機関等が連携し、子どもから大人まで切れ間なく学ぶことができるプログラムが必要です。

②今後の方向性

プログラムを協議する場を設置し、地域全体の福祉をより効果的に学べる体制づくりに努めます。

③具体的な取組み

役割	取り組みの内容
民間に期待される役割	・地区では、学校、住民、当事者団体、企業、福祉専門機関等関係者が連携し、子どもや地域を対象とした人権・福祉学習のプログラムをつくるための協議の場を設置します。
市社会福祉協議会	・地区での人権・福祉プログラムづくりを支援します。 ・地区でのプログラムづくりをする協議の場の設置を支援します。 ・市全体では、当事者も含め学校、住民、当事者団体、企業、福祉専門機関等関係者で、プログラムをつくるための協議の場を設置します。
行政	・教育部門や人権部門等必要な部門と連携し、人権・福祉学習の協議の場づくりを支援します。

I 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

基本方向 3. 人権・福祉学習・担い手づくりの推進

基本計画 ②子どもを対象とする人権・福祉学習の充実

①現状と課題

地域福祉を推進するにあたっては、地域活動の担い手を増やすことが重要です。また、相手を思いやり支え合う気持ちは、子どもの頃の学びが大きく影響するため、子どもの頃から地域や福祉、人権について学ぶことができる機会を充実させることが必要です。

②今後の方向性

さまざまな立場や専門性の異なる複数の者が協働で企画した福祉学習プログラムを実施し、豊かな学びの中で福祉に携わる将来の担い手を養成します。

③具体的な取組み

役割	取り組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、人権・福祉学習を積極的に取り組み、体験型から実践型学習への転換を図り、子どもの地域での福祉活動や当事者への理解を深めます。 ・地区では、子どもの福祉学習の場として、小・中・高校生、大学生等の受入れを行います。 ・社会福祉法人、企業等、地区では、教育機関と連携して、子ども向け福祉学習プログラムに参画し、福祉学習を实践できる場の提供に努めます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・園、学校と地域が双方向で相互連携を図りながら、住民、当事者の参加を通じて、従来の車いす体験等の体験型学習から実践型学習への転換を図り、子どもの成長段階に応じた福祉学習の体系をつくりま す。 ・市福祉教育推進連絡協議会に参画し、子どもの人権・福祉学習を支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部門・人権部門・福祉部門との連携を強化します。

I 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

基本方向 3. 人権・福祉学習・担い手づくりの推進

基本計画 ③地域を対象とする人権・福祉学習の充実

①現状と課題

支援を必要とする人の増加により、より地域福祉に関心を持ち、取り組みに参加する人を増やしていかなければなりません。地域活動やさまざまな学習の機会に積極的に参加し、障がいや認知症、難病や子育て世代が抱える問題を知り、課題解決に取り組む過程を支える学習が必要です。

②今後の方向性

地域、当事者、学校、企業、行政等様々な関係機関と連携した人権・福祉学習のプログラムに基づき、高齢者、障がいのある人、外国人等へのさらなる理解促進を図ります。

③具体的な取組み

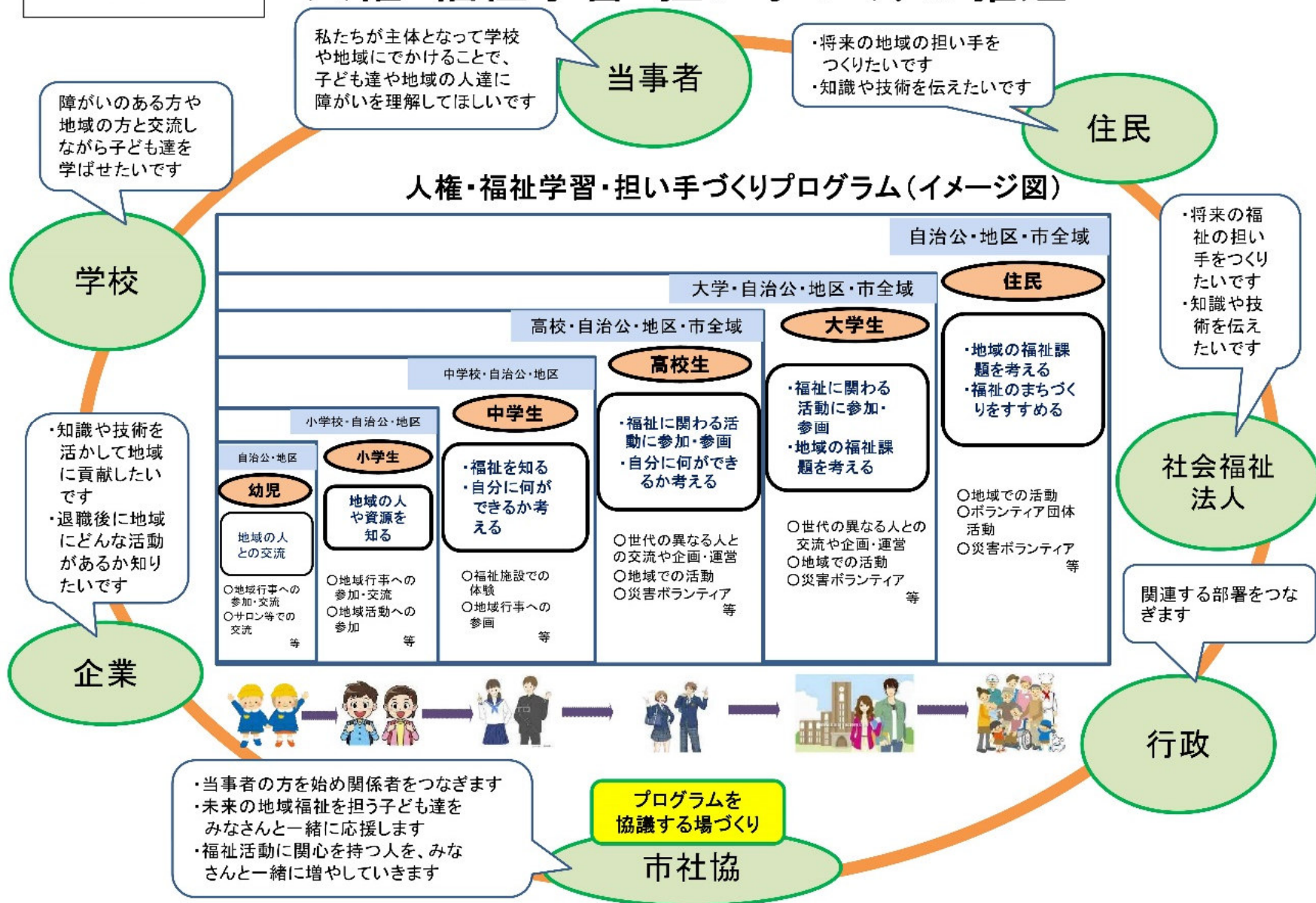
役割	取り組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none">・住民は、人権・福祉学習に積極的に参加し、福祉活動や当事者への理解を深めます。・自治公民館、地区では、人権・福祉学習の機会の提供に努めます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・企業、学校、当事者等様々な関係機関と連携し、人権・福祉学習の体系をつくります。
行政	<ul style="list-style-type: none">・人権部門や教育部門と連携し、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等への理解の促進を図ります。・町内学習会の開催を支援します。・認知症サポーターやあいサポーター等養成講座を継続して実施し、地域福祉推進のための人材の確保を図ります。

重点課題2の図は、人権・福祉学習・担い手づくりプログラムを推進する上で、幼児から成人までの成長段階に応じた目標を設定し、活動例を示したイメージ図です。

地域共生社会の実現に向け、市社会福祉協議会が中心となり、子どもや地域を対象とした人権・福祉学習・担い手づくりのプログラムをつくるための協議の場づくりを進めるものです。学校、住民、当事者団体、企業、福祉専門機関等関係者と連携しながら福祉学習プログラムをつくり、実践していく中で、地域課題を「我が事」として捉える事のできる福祉の担い手を育成していきます。

重点課題2

人権・福祉学習・担い手づくりの推進



I 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

基本方向 4. 地域福祉推進の基盤強化

将来像

- ・多様化する課題に対応できるよう、市社協が地域活動やNPO・各種団体のテーマに沿った活動のつなぎ役として、地域の福祉を進めています。

基本計画 ①倉吉市社会福祉協議会の基盤強化

①現状と課題

地域共生社会の実現に向け、福祉施策に求められるニーズは複雑化・多様化し、コミュニティーワーカー、コミュニティーソーシャルワーカーとして、市社協職員の専門性を活かした地域支援が、今後ますます重要となります。

②今後の方向性

市社協の組織を、本計画における事業を効果的に推進するための体制とし、地域福祉推進の機能強化を図ります。

③具体的な取組み

役割	取組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、自治公民館、企業、社会福祉法人等は、地域福祉への理解を深め、共同募金等による寄付や、各種会費の拠出に努めます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティーワーカー・生活支援コーディネーターやコミュニティーソーシャルワーカーが、地域にアウトリーチできるよう、組織体制と事業を見直し、地域福祉推進の機能を強化します。 ・コミュニティーワーカー・生活支援コーディネーター、コミュニティーソーシャルワーカーの適正な配置をし、研修への積極的な参加や内部研修を通して、福祉の視点を持ち、地域のニーズを的確に捉えて解決していける職員を育成します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市社会福祉協議会の運営を支援します。 ・専門職の適正な配置等、組織体制の見直しを支援します。

I 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

基本方向 4. 地域福祉推進の基盤強化

基本計画 ②新しい財源づくりの推進

①現状と課題

従来 of 事業に基づく財源確保が困難となっています。

②今後の方向性

福祉施策に求められるニーズに対し、最適な福祉サービスを提供するための財政基盤の強化に取り組めます。

③具体的な取組み

役割	取組みの内容
民間に期待される役割	・住民、企業等は積極的な寄付に努めます。
市社会福祉協議会	・社協に対する理解を深めるための取組を強化し、民間による新たな寄付金等の確保に努めます。
行政	・地域福祉活動の情報提供に努め、地域福祉活動の支援の意識を高めます。 ・福祉事業の企画に基づくふるさと納税の活用を検討します。

Ⅱ 福祉サービスの適切な利用の促進

基本方向 1. 包括的支援体制の構築

将来像

- ・分野を越えた相談機関等のネットワーク化により、包括的な相談支援体制が構築されたことにより、支援が必要な人を早期に発見し、迅速に支援する体制が整備され、複合的な課題にも効率的に対応することができています。
- ・住民の権利侵害や権利擁護に対する意識が高まり、だれもが住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、住民や相談機関が連携し適切な支援が行われています。
- ・必要な方に情報が届き、だれもが適切にサービスを利用でき、いきいきと生活しています。

基本計画 ①相談支援体制の充実

①現状と課題

支援を必要とする人が増加する中、身近な地域のつながりの中で変化に気づき、早期に支援につなげる仕組みや、困ったことがあれば気軽に相談できる体制づくりが必要です。

②今後の方向性

民生児童委員や地区社会福祉協議会など、既存の組織を十分に活用したうえで、個々の課題を適切なサービスにつなげていけるよう、地域・専門相談機関・行政等の連携強化を図り、より幅広い相談に応じられるよう相談体制の充実に努めます。

③具体的な取組み

役割	取組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none">・住民は、生活課題の把握に努め、困っている人に気づいた時には、課題をわがごととして捉え、民生児童委員や関係機関、地区の相談窓口につなぎます。・地区の相談窓口においては、地区内の地域課題、生活課題の解決に向け、住民で話し合う体制づくりに努めます。・地区では、課題解決のため、住民と専門職、関係機関協働の共生型支援会議を開催し、早期に支援する体制づくりに努めます。

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカーの機能を強化し、地域ニーズを把握するためアウトリーチできる体制をつくります。 ・地区の相談窓口で解決できないことは、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、行政や関係機関と連携して地区において共生型支援会議を開催します。 ・地区において解決できないことは、コミュニティソーシャルワーカーがつなぎ役となり、総合相談窓口へつなぎます。 ・民間で解決できないことは、プロジェクト会議で検討し、必要な仕組みづくりに努めます。 ・複合的な課題に対応できるよう、包括的な相談支援体制を構築します。 ・研修会に積極的に参加するとともに、内部研修を充実し、コミュニティソーシャルワーカーとしての資質向上を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地区レベルで住民が気軽に相談できる窓口の設置を支援します。 ・地区における相談窓口と総合相談窓口及び各専門機関との連携体制を構築します。 ・地域包括支援センターや障がい者地域生活支援センター、子育て支援センター等の相談体制の充実を図ります。 ・住民が把握した課題を地域で包括的に受け止め、課題解決にむけた協議を行う共生型支援会議に参加し、支援します。 ・地区において解決できない課題については、庁内のプロジェクト会議において協議し、課題解決のための仕組みづくりに努めます。 ・複合的課題に対応できる包括的な総合相談窓口を設置します。

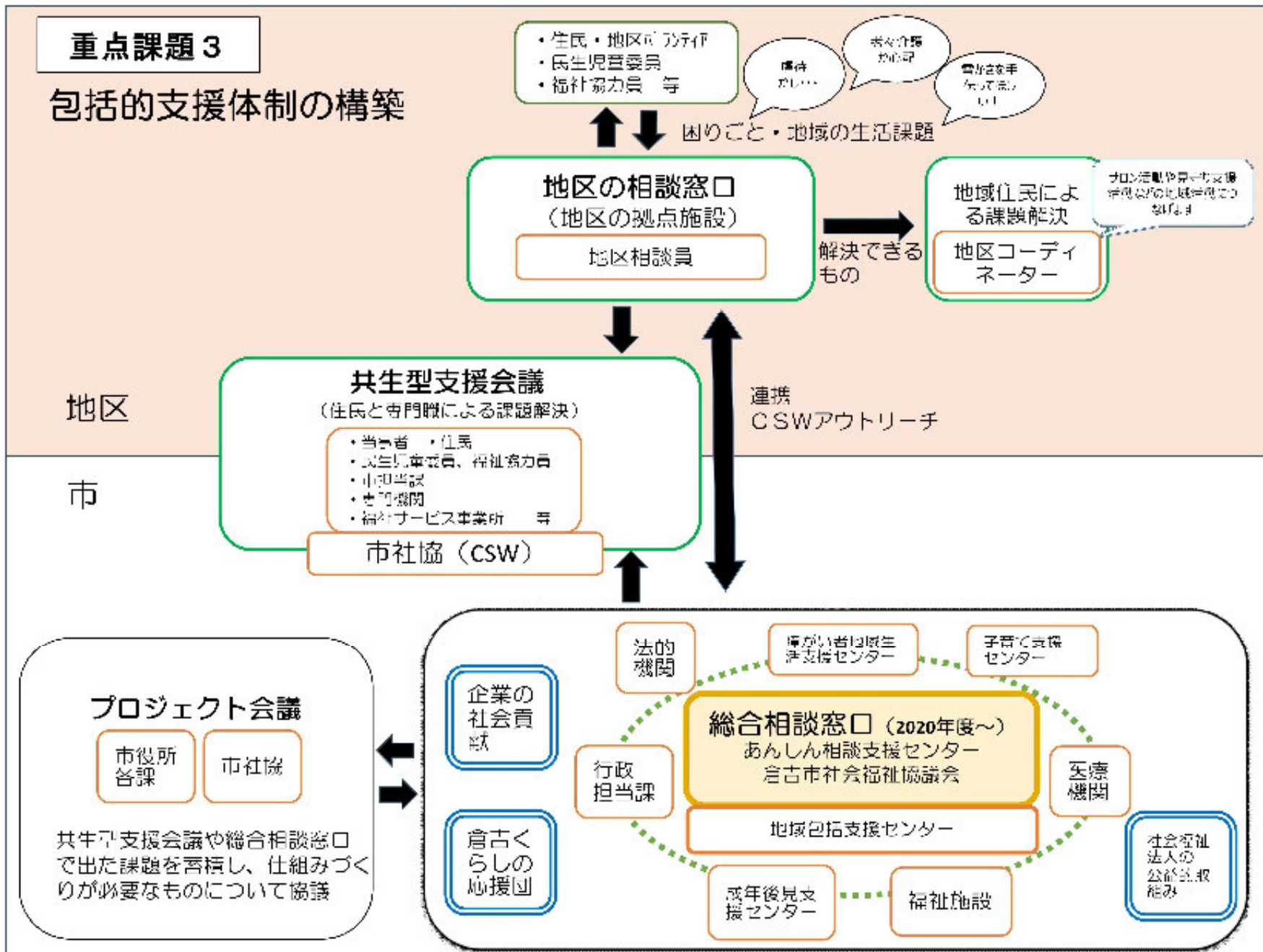
「重点課題3」の図は、地域における多様な生活課題に包括的に対応するための今後のイメージ図です。

支援を必要とする人を早期に発見・支援するため、地区の拠点施設に相談窓口を設け、住民のさまざまな困りごとや地域の生活課題を、地区において主体的に解決を試みるものです。地区において解決できるものについては、地区のコーディネーターがサロン活動や見守り支援等の地域活動につなぎ、解決できないものはCSWが中心となって、関係する各種の専門職や地域住民が一同に集い共生型支援会議（仮称）を行い、解決に向けた協議を行うものです。

さらに解決できないものは、複合課題に対応できる包括的な総合相談窓口（2020年度設置予定）や、市社会福祉協議会と市役所各課で組織するプロジェクト会議において協議し、必要に応じて仕組みをつくり、複雑化・複合化した課題に対応できる体制とするものです。

重点課題3

包括的支援体制の構築



Ⅱ 福祉サービスの適切な利用の促進

基本方向 1. 包括的支援体制の構築

基本施策 ②高齢、障がい及び子育て支援等の分野を越えたサービスの展開

①現状と課題

高齢者、障がいのある人、子育て世代、生活困窮、ひきこもりなど世帯が抱える問題は複合化・複雑化しており、これまでのような分野ごとの支援では対応しきれない事態が発生しています。

②今後の方向性

本人のみならず、属する世帯全体に着目し、他機関が連携・協働して必要な支援を包括的に行う支援体制を構築します。

③具体的な取組み

役割	取組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の拠点施設を活用して常設型の集いの場（サロン・カフェ）づくりを検討します。常設型の集いの場においては、介護予防活動を実施したり、認知症の方や障がい児・者等の当事者が住民と気軽に交流できる共生型サロン（カフェ）の開設を目指します。（再掲 I-1-③） ・地域課題の解決に向けて、必要な活動や仕組みづくりを推進します。（再掲 I-1-③） ・住民、企業、団体、社会福祉法人等は、地域の複合的課題の解決に向けて、積極的に技術や機能等を活かすとともに、「倉吉くらしの応援団」等に参加し、連携して取り組みます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティワーカー・生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーは、常設型の集いの場づくりを支援するとともに、各種専門機関と連携しながら、共生型サロン（カフェ）の開設を支援します。（再掲 I-1-③） ・複合的な課題解決等のために、住民、団体、企業、福祉専門機関等と協働で、必要な仕組みづくりに努め助け合いの仕組みを充実します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の共生型サロン（カフェ）の開設を促進します。 ・ひきこもりや孤立をしている人等の制度の狭間にいる人を対象としたサービスを促進します。 ・共生型サービスの促進を図ります。 ・高齢者や障がい者等の消費者被害の防止に向けた取り組みを促進します。

Ⅱ 福祉サービスの適切な利用の促進

基本方向 1. 包括的支援体制の構築

基本計画 ③権利擁護機能の強化

①現状と課題

認知症高齢者の増加や、親亡き後の障がいのある人の意思決定支援など、今後ますます成年後見制度など権利擁護ニーズが高まることが予測されます。

②今後の方向性

認知症や障がいにより、自らの権利を自分だけで守ることができない人の人権が守られ、適切にサービスを利用し、地域で安心して生活できるよう、事業所や市民への障がい等の理解のための啓発を行うとともに、制度の周知や地域生活を支える利用支援など、権利擁護のための取り組みを進めます。

③具体的な取組み

役割	取り組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は、権利擁護に関する講習会、研修会に積極的に参加し、権利擁護の意識を高めます。 ・住民は、権利侵害の疑いや、困っている人に気づいたり、気になることがあれば、民生児童委員や関係機関につなぎます。 ・自治公民館や地区では、住民の権利擁護の意識が高まるよう、人権学習会等を開催します。 ・社会福祉法人や企業は、職員や社員の権利擁護の意識が高まるよう、人権学習会等を開催します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの相談に柔軟に対応できるよう、他の関係機関と連携し、相談窓口の充実を図ります。 ・日常生活自立支援事業や成年後見事業の強化を図ります。 ・行政や関係機関と連携し、市民後見人を養成し、活動を支援します。 ・日常生活自立支援事業や成年後見事業の利用に至らない人等で、判断する力の衰えた人等の生活を支援するための柔軟な仕組みを新たに検討します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座を継続して実施します。 ・制度の周知に努めます。 ・権利擁護に関する市民向けの研修を積極的に行い、情報公開に努めるとともに、虐待等の早期発見、早期対応の強化を図ります。 ・地域包括支援センターや地区の相談窓口等との連携体制を構築します。 ・地域における人権学習会等に積極的に職員を派遣し、障がいや障がいのある人、高齢者、子ども等に関する住民の理解の促進を図ります。

Ⅱ 福祉サービスの適切な利用の促進

基本方向 1. 包括的支援体制の構築

基本施策 ④情報提供体制の充実

①現状と課題

ニーズが多様化する中で、支援を必要とする人に必要な情報が確実に提供されるよう、より積極的な情報発信が求められています。

②今後の方向性

地区における情報の提供や行政における制度や相談窓口の周知など、既存の情報提供と併せ、地域や団体への出前講座など、積極的な情報提供や広報活動に努めます。

③具体的な取組み

役割	取り組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は、市や社協の広報紙等で提供される情報について積極的な把握に努めます。 ・住民は、地域で開催される出前講座等に積極的に参加します。 ・相談窓口の把握に努めます。 ・地区では、相談窓口の情報を積極的に発信します。(再掲 I-1-②)
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ等の様々な媒体により、制度や相談窓口の周知を図ります。 ・コミュニティーワーカー・生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーが地域での様々な会議や住民の集まる機会に積極的に出向き、制度や相談窓口の周知に努めるとともに、地域の情報の把握に努めます。 ・民生児童委員や各種支援センター等との連携に努め、積極的な情報の提供を行うとともに、把握に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の相談窓口や総合相談窓口等の相談支援窓口の周知に努めます。 ・地区の相談窓口と総合相談窓口、専門相談機関、行政が気軽に相談できる関係づくりを推進します。 ・必要な情報が必要な人に届くよう、既存の情報提供と併せ、地域や団体への出前講座など、積極的な情報提供に努めます。 ・市報やホームページ等様々な媒体により、各種サービスや制度などの情報を分かりやすく提供するよう努めます。

Ⅲ 地域福祉の推進に向けた環境づくり

基本方向 1. 社会福祉法人・福祉事業所の地域における公益的な取組みの推進

基本計画 ①社会福祉法人・福祉事業所の地域における公益的な取組みの推進

将来像

・住民や市内の社会福祉法人、関係機関等のネットワークがさらに広がり、地域の課題解決に向けた取組みが積極的に進められています。

①現状と課題

平成 28 年社会福祉法改正において、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。これにより、社会福祉法人は制度の狭間にある地域課題に着目し、法人が有する機能を可能な限り提供しながら、さまざまな地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されています。

②今後の方向性

行政や福祉サービス事業所、各専門機関等との連携により、地域貢献活動に積極的に取り組み、地域課題に対応する福祉活動の活性化を図ります。

③具体的な取組み

役割	取組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人は、地区の会議等に参加し、専門性を活かして地域の課題解決に向けた公益的取組に努めます。・社会福祉法人は、地域の課題解決に向けた社協が開催する地域関係者や行政等で構成する意見交換会等のネットワークに積極的に参加します。・社会福祉法人は、「倉吉くらしの応援団」への参加に努めます。・社会福祉法人は、さまざまな人の就労を支援するため、中間的就労を含めたさまざまな仕事の場づくりに努めます。・社会福祉法人は、公益的取組として他の法人と連携して行う事業に参加し、他の事業所や異なる業種の職員とともに取り組むことで、他業種との交流や職員の資質向上を図ります。

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の社会福祉法人が公益的取組を行いやすいよう、地域課題を把握し、課題解決に向けた意見を交換できる場として、社会福祉法人や地域関係者、行政等が参加するネットワークとして意見交換会を開催します。 ・多職種が情報交換等を行うことができる社会福祉施設連絡協議会の活動を支援します。 ・社会福祉法人が連携して行う地域における公益的取組として実施しているサロンへの支援について、サロンと社会福祉法人の活動調整を行うとともに、積極的に参加します。 ・社会福祉法人が連携して行う地域における公益的取組として実施している「倉吉くらしの応援団」の財源の拠出や相談窓口の設置等呼びかけ、住民の生活を応援するとともに、社会福祉法人等の職員向けの研修を行います。 ・社会福祉法人が地域の課題解決に向けたネットワークに参加できるよう、つなぎ役となります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・社協が実施する社会福祉法人等の意見交換会や、市内の社会福祉法人等が連携して行う地域における公益的取組等のネットワークに参加し、地域のニーズを把握するとともに、発信に努めます。 ・地域課題解決に向け、社会福祉法人等の公益的な活動を促進します。 ・研修等への参加と支援をします。 ・社会福祉充実計画の作成を支援します。

Ⅲ 地域福祉の推進に向けた環境づくり

基本方向 2. 企業・団体の地域における公益的な取組みの推進

基本計画 ①企業・団体の地域における公益的な取組みの推進

将来像

・企業や団体等の社会貢献として、人材、技術、財源を提供しながら、地域の課題解決のために活動しています。

①現状と課題

孤立や貧困など制度の狭間にあり、公的サービスだけでは支援が十分ではないケースなどに対応した新たなサービスの創出が今後ますます必要になると考えられます。

②今後の方向性

企業や団体のもつ専門的技術やノウハウを活かし、市民、行政、専門機関等と連携し、地域課題に対応した社会貢献事業を積極的に取り組みます。

③具体的な取組み

役割	取組みの内容
民間に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は、持っている技術等を活かし社会貢献活動に努めます。 ・企業・団体等は、人材や技術、財源を提供し、地域課題の解決に向け、住民や関係機関等のネットワークに参加するとともに、社会貢献活動に努めます。 ・住民・企業・団体等は、「倉吉くらしの応援団」への参加に努めます。 ・住民・企業・団体等は、中間的就労を含めたさまざまな仕事の場づくりに努めます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や団体等に社会貢献活動を促すために、積極的な呼びかけや研修等を実施します。 ・「倉吉くらしの応援団」の事務局として、住民や企業、団体等に積極的な参加を呼びかけます。 ・「倉吉くらしの応援団」の財源や、提供される物等を活かし、市民の生活を応援します。 ・企業や団体等が地域の課題解決に向けたネットワークに参加できるよう、つなぎ役となります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や団体等への社会貢献活動に関する情報提供を行います。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、市は庁内関係部局と連携し、地域福祉の重要性について共通認識を図り、総合的かつ横断的な施策の実施に努めます。

また市と社会福祉協議会は、さらに連携強化を図り、地域とともに地域福祉の推進に努めます。

2 計画実施の検証と評価

本計画では、「進捗管理委員会（仮称）」を設置し、定期的の実施内容の検証を行います。進捗管理委員会（仮称）において、施策や事業の見直しを「PDCAサイクル」に基づき実施し、計画期間の最終年次には、総合的な評価に基づき次期計画の策定に取組みます。

また、地域や関係団体と意見交換の場を設置しながら、地域福祉の現状や課題を継続的に把握していきます。

